

令和 8 年 第 2 回 (6 月)

粕屋町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 5 日 開会

令和 8 年 6 月 16 日 閉会

粕屋町議会

令和8年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 6月5日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・行政報告	9
・議案等の上程（議案第39号～第65号）	12
・議案等に対する質疑	16
・議案等の委員会付託	16

第2号 6月8日（月）

・一般質問	21
堀本高良議員	21
1. 粕屋町における英語教育について	21
2. 粕屋町におけるワンヘルスについて	33
福永善之議員	41
1. AI（生成AI含む）の活用について	41
安藤和寿議員	51
1. シティープロモーションについて	52
2. 町長のこれまでの町政運営の総括とこれからの粕屋町の将来像について	62
山脇秀隆議員	64
1. 令和7年11月に公表された「粕屋町中期財政見通し」について	64
案浦兼敏議員	81
1. 創業支援及び中小企業・小規模事業者への支援について	81

第3号 6月9日（火）

・一般質問	98
田川正治議員	98
1. 集中豪雨災害、地震災害、原発事故災害などに対する町の対策と計画について	99
川崎尚子議員	116
1. 青少年の健全育成事業について	116
古家昌和議員	128

1. 多様な家族のカタチが直面する「制度の壁」を解消し、実利的な支えを実現するステップファミリー支援の具体策と「選ばれるまち」としての独自戦略について……………	129
川口 晃議員……………	138
1. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりについて……………	139
2. いきいきと健康で暮らせるまちづくり及び住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりについて……………	143
3. 地域公共交通の利便性を向上させるための問題について……………	147
宮崎広子議員……………	155
1. こどもたちが自分らしく成長できるまちづくりについて……………	155
2. だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりについて……………	166

第4号 6月10日（水）

・一般質問……………	175
杉野公彦議員……………	175
1. 重層的支援体制構築に向けた具体的な取組について……………	175
本田芳枝議員……………	186
1. 九州大学農場跡地取得について……………	187
2. ウェルビーイングなまちづくりにおける公道（広い歩道）や公園へのベンチ配置について……………	202

第5号 6月16日（火）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	209
【総務建設常任委員会関連】	
議案第39号 専決処分の承認を求めることについて……………	209
議案第41号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	209
議案第42号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	209
議案第43号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	209
議案第44号 粕屋町農業委員会委員の任命同意（再任）について……………	209
議案第45号 粕屋町農業委員会委員の任命同意（再任）について……………	209
議案第46号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	209
議案第47号 粕屋町農業委員会委員の任命同意（再任）について……………	209
議案第48号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	209
議案第49号 粕屋町農業委員会委員の任命同意（再任）について……………	209

議案第50号	粕屋町農業委員会委員の任命同意（再任）について……………	209
議案第51号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	209
議案第52号	粕屋町農業委員会委員の任命同意（再任）について……………	209
議案第53号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	209
議案第54号	粕屋町農業委員会委員の任命同意（再任）について……………	209
議案第55号	粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例について……………	209
議案第61号	工事請負契約の締結について……………	209
議案第64号	財産の取得について……………	209
【文教厚生常任委員会関連】		
議案第40号	専決処分の承認を求めることについて……………	216
議案第56号	粕屋町教育委員会委員の任命同意について……………	216
議案第62号	工事請負契約の締結について……………	216
議案第63号	工事請負契約の締結について……………	216
議案第65号	財産の取得について……………	216
【予算決算常任委員会関連】		
議案第57号	令和8年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	223
議案第58号	令和8年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について…	223
議案第59号	令和8年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	223
議案第60号	令和8年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	223
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………		227
・ 閉 会……………		229

令和8年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和8年6月5日（金）

令和8年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月5日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期の決定

第3. 行政報告

第4. 議案等の上程

第5. 議案等に対する質疑

第6. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良

2番 牟 田 口 直 輝

3番 川 崎 尚 子

4番 古 家 昌 和

5番 田 代 勘

6番 杉 野 公 彦

7番 案 浦 兼 敏

8番 福 永 善 之

9番 川 口 晃

10番 田 川 正 治

11番 小 池 弘 基

12番 本 田 芳 枝

13番 宮 崎 広 子

14番 山 脇 秀 隆

15番 安 藤 和 寿

16番 末 若 憲 治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 臼 井 賢太郎

議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町 長 箱 田 彰

教 育 長 恵 良 章 治

住民福祉部長 古 賀 みづほ

教 育 部 長 堺 哲 弘

副 町 長 池 見 雅 彦

総 務 部 長 新 宅 信 久

都市政策部長 田 代 久 嗣

総 務 課 長 豊 福 健 司

地域共創課長	青木裕次	財政課長	吉田勉
税務課長	高榎元	住民課長	大内田亜紀
子ども未来課長	渡辺剛	こども家庭センター課長	山田由紀
高齢者支援課長	筒井薫	福祉課長	渋谷香奈子
都市計画課長	井手正治	産業振興課長	稲永剛
学校教育課長	渋谷啓之	社会教育課長	石川弘一

(開会 午前 9 時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、改めましておはようございます。

本日ここに、令和 8 年 6 月定例会が開会いたします。議員各位におかれましては、公私共に御多忙の中、御参集をいただき、誠にありがとうございます。また、町長を初め執行部の皆様におかれましても、今期定例会への御対応に感謝申し上げます。

さて、粕屋町議会では、「挑む議会」を合言葉に、より開かれた、より町民の身近な議会を目指し、様々な取組を進めております。その一つとして、本定例会では試行的な取組として、議会モニター 2 名の方による「町民フリースピーチ」を実施いたします。議会の中で直接町民の声をお聞きする機会を設けることは、議会にとっても大変意義深いことであり、住民参加による新たな議会づくりへの第一歩であると考えております。議会は、議員だけのものではなく、町民の皆様と共に作り上げていくものです。今回の取組を通じて、より多くの町民の皆様が議会を身近に感じていただけることを期待しております。今定例会におきましても、議員各位には活発かつ建設的な議論をお願い申し上げますとともに、町民福祉の向上と粕屋町の更なる発展につながる実り多い議会となりますことを願ひまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和 8 年第 2 回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(開議 午前 9 時32分)

○議長 末若憲治君

日程第 1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、1 番・堀本高良議員及び14番・山脇秀隆議員を指名いたします。

○議長 末若憲治君

日程第 2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 6 月16日までの12日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日から6月16日までの12日間と決定いたしました。

○議長 末若憲治君

日程第3. 「行政報告」を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

おはようございます。

本日、令和8年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、全員の御出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、今や世界は、深刻なエネルギー危機に直面する事態となっています。イラン戦争が始まって約3か月、ホルムズ海峡を通じて供給される石油、液化天然ガス、いわゆるLNGの80%以上を受け取るアジア諸国は、特に大きな打撃を受けています。日本は、このエネルギーショックを乗り切っていくため、潤沢な備蓄石油の放出や積極的な省エネ対策などで今のところは対応しています。とはいえ、この状況が長引けば、中東に代わるエネルギーの調達先の模索などや高値での調達を余儀なくされる事態となり、更なる物価高騰による国民生活への影響が高まることが予想されます。1日でも早い紛争解決が待たれます。政府も、今年度の予備費や大型補正予算により、国民生活への影響を最小限に食いとどめるための政策を検討しているものと期待します。

さて、今週の6月早々になって、福岡県から非常に残念な連絡がありました。それは、今年度の当初予算に計上しておりました上大隈公民会館の長寿命化改修工事です。国の補助率4分の3の地域改善施設整備費補助金を活用して、老朽化した当施設の改修を行う計画としておりましたが、この補助金の交付決定が無いとの通知でございました。したがって、今年度の事業の実施を見送り、次年度以降に実施予定とせざるを得ません。私も、県の担当課への度々の要望活動や厚生労働省の担当課への直接の説明、陳情など精力的に行いました。国の補助金総額の少額予算や優先順位の問題があったものの、力が及ばなかったことに対して、心からお詫び申し上げます。しかしながら、翌年度も諦めることなく、様々な方面のお力をお借りしながら、補助金要望を行う予定でございます。なお、関係する歳入歳出予算につきましては、9月議会に減額の補正予算として計上させていただきたいと思っております。

○町長 箱田 彰君

それでは、「行政報告」をいたします。

まず、法令に基づく報告としまして、報告第3号は、「令和7年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」でございます。

令和7年度粕屋町一般会計予算の市制対策事業、情報システム管理事業、戸籍住民登録事務、国民年金事務、物価高対応子育て応援手当支給事業、農業振興事業、物価高騰対策支援事業、町営住宅管理運営事業、都市計画管理推進事業、交通対策及び九州大学跡地調査研究事業、駕与丁公園魅力向上事業、小学校施設整備事業、総合体育館管理運営事業に係る、翌年度への繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告をいたします。

続いて、報告第4号は、「令和7年度粕屋町土地開発公社決算の認定について」でございます。

令和7年度、土地の取得及び処分につきましては、当初事業計画のとおり行われておりません。去る5月18日に決算の認定について理事会が開催され、審議の結果、承認されましたことをここに報告をいたします。

次に、報告第5号は、「専決処分の報告について」でございます。

「町長の専決処分事項に関する条例」において指定された事項でございますので、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。よって、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

詳細につきましては、所管のほうから説明をいたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

洪田福祉課長。

○福祉課長 洪田香奈子君

報告第5号、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」です。

資料に沿って御説明いたします。資料の3ページです。

1番に、和解及び損害賠償の相手方は、福岡市在住の個人の方です。

2番目、事故の概要です。

令和6年8月9日、午後4時10分頃、町道広田・二股瀬線阿恵橋付近において、当時の福祉バス（ふれあいバス）が、須恵川右岸堤防から阿恵橋福岡市方面へ一時停止後の左折中に、福岡市方面へ直進中の原付バイクと接触しました。その際、バイクが転倒し、運転者は怪我を負ったものです。4ページに位置図、5ページに事故車等の状況の写真を載せています。この事故につきましては、令和6年8月の臨時議会の委員会において概要を御報告しておりましたが、これまでの経緯に記載の

とおり、同年11月に治療が終了したことから、治療費の支払いを停止していたところ、令和7年6月に治療費等に関する訴訟が提起されまして、今回、令和8年3月26日に和解が成立したものです。

3番目、和解の内容です。

本件事故による損害賠償金を、粕屋町は相手方に対し事故の額を支払い、今後、本件事故に関して双方に一切の債権債務関係が無いことを確認したものになります。

4番目に、損害賠償の額の内容です。

本件事故による損害賠償金として、粕屋町は相手に対し、44万3,239円を支払います。これは、自動車損害賠償責任保険と粕屋町が加入しております、全国町村会総合賠償補償保険から支払いを行っております。

説明は以上になります。

○議長 末若憲治君

報告第5号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

よって、報告第5号は、報告済みといたします。

次に、その他の報告を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

その他の報告としまして、「指定金融機関の交替について」の報告をいたします。

令和元年6月議会定例会におきまして、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行の2金融機関を指定金融機関として2か年交替で指定する旨の議決を受け、現在、株式会社西日本シティ銀行を指定しておりますが、その期限が令和8年8月31日までとなっております。

したがって、次の順番であります株式会社福岡銀行を令和8年9月1日からの2か年間、指定金融機関に指定する予定でございます。

以上で行政報告を終わります。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

日程第４．「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案等は27件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

それでは、「議案の上程」を行います。

令和８年第２回定例会に町から提案いたします案件としましては、専決処分の承認が２件、農業委員会委員の任命同意が14件、条例の改正が１件、教育委員会委員の任命同意が１件、令和８年度補正予算が４件、工事請負契約の締結が３件、財産の取得が２件、以上27件でございます。

それでは、議案第39号から順に御説明を申し上げます。

議案第39号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和８年３月31日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、「粕屋町税条例」の一部を改正したものでございます。今回の改正の主な内容としましては、「軽自動車税環境性能割」が廃止されたことに伴い、関係する条文を削除するとともに、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」へ名称を改めるなど、法改正に伴う所要の規定の整備等を行ったものでございます。「地方自治法」第179条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかでありましたので、令和８年３月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第40号も、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和８年３月31日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、「粕屋町国民健康保険税条例」の一部を改正したものでございます。今回の改正内容としましては、令和８年度から、新たに子ども・子育て支援納付金分が保険税に追加して徴収することが定められたもの、また、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものであります。「地方自治法」第179条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかでありましたので、令和８年３月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第41号から議案第54号は、「粕屋町農業委員会委員の任命同意につい

て」でございます。

粕屋町農業委員会委員の任期が本年7月24日をもって満了することに伴い、「粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」第2条の規定により、14名の方を粕屋町農業委員会委員に任命するため、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定により、それぞれ各人を議案として上程し、議会の同意を求めるものでございます。14名の方々のそれぞれの住所、氏名、生年月日、経歴等につきましては、議案書に記載しておりますので御覧ください。なお、任期につきましては、令和8年7月25日からの3年間となります。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第55号は、「粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、戸原西地区において、新たに地区計画及び地区整備計画が決定されたことに伴い、条例適用区域として追加するものでございます。戸原西地区地区計画では、福岡インターチェンジ周辺において、流通業務施設の立地誘導及び集約化を図るとともに、周辺環境に配慮した新市街地の形成を目指すものでございます。

次に、議案第56号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」でございます。

粕屋町教育委員会委員の舎川真理氏が、本年8月8日をもって任期満了となり退任されるため、新たに本原良光氏を教育委員に任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。本原氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、教育委員としての識見・人格共に優れた方でございます。任期につきましては、令和8年8月9日からの4年間となります。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第57号は、「令和8年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,007万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を224億8,107万4,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、県支出金を1,318万5,000円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から2,284万2,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、私立保育所等への給食材料費高騰に対する支援を行うため、私立・町外保育施設等運営事業費を2,637万1,000円増額するものでございます。

次に、議案第58号は、「令和8年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億9,747万8,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を5万5,000円増額し、歳出といたしましては、総務費を5万5,000円増額するものでございます。

次に、議案第59号は、「令和8年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,918万3,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を52万8,000円増額し、歳出といたしましては、総務費を52万8,000円増額するものでございます。

次に、議案第60号は、「令和8年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,555万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,554万1,000円とするものでございます。歳入は、国庫支出金を610万9,000円、県支出金を279万3,000円、繰入金を665万6,000円増額するものでございます。歳出は、総務費を104万8,000円、地域支援事業費を1,451万円増額するものでございます。

次に、議案第61号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、農業用取水施設であります有崎井堰の改修工事を実施するものでございます。有崎井堰は昭和44年の竣工から57年が経過し、部材の老朽化が進んでおり、各設備の更新が必要となっております。主な工事の内容といたしましては、扉体の側部及び下部の水密ゴム、油圧配管、シーブ、ガイドローラー、ワイヤーロープの取替え、扉体塗装、擁壁及び操作室のひび割れ補修を行うものでございます。

この工事を実施するに当たり、4月30日に指名競争入札を行いましたところ、日東河川工業株式会社 九州営業所 所長 牛嶋直幹が、工事請負金額8,305万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月15日までとなります。財源といたしましては、農業水路等長寿命化防災・減災事業補助金と臨時石炭鉱害復旧井堰管理基金を活用して実施をいたします。

次に、議案第62号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋西小学校第1期大規模改修工事を実施するものです。粕屋西小学

校校舎は、塗装の剥がれ、屋上防水の劣化など、老朽化が進んでいるため、今後長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう、3か年に分けて大規模改修工事を計画しているところです。工事の内容としましては、校舎の建具改修、外壁改修、防水改修等の工事を行うものでございます。

この工事を実施するに当たり、5月14日に条件付一般競争入札を行いましたところ、香椎・酒井特定建設工事共同企業体 代表者 香椎建設株式会社 代表取締役 城戸崇吉が、工事請負金額5億9,840万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月31日までとなります。財源といたしましては、学校施設環境改善交付金を活用して実施をいたします。

次に、議案第63号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、仲原保育所移転改修工事を実施するものでございます。町立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、令和7年度末で閉園した仲原幼稚園を定員60名規模の保育所施設に改修し、令和9年4月から仲原保育所として運営を開始するため、整備するものでございます。

この工事を実施するに当たり、5月19日に条件付一般競争入札を行いましたところ、因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額3億5,827万4,400円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年2月26日までとなります。財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施をいたします。

次に、議案第64号は、消防ポンプ自動車買換えによる「財産の取得について」でございます。

粕屋町上大隈区が受持ちでございます第2分団の消防ポンプ自動車は、購入から19年が経過しているため、老朽化によりポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない恐れがありますので、買換えを行うものでございます。

消防ポンプ自動車を購入するに当たり、条件付一般競争入札を行いましたところ、株式会社九州防災センター 代表取締役 永江昭浩が、2,838万円で落札いたしましたので、この者と物品売買契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、納期につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月31日までとな

ります。財源につきましては、令和８年度福岡空港環境整備助成事業助成金を活用して実施をいたします。

次に、議案第65号は、粕屋町立小中学校学習用タブレット端末の購入による「財産の取得について」でございます。

本議案は、文部科学省GIGAスクール構想における、学習用タブレットの児童生徒１人１台端末整備から５年が経過し、更新時期を迎えたため、新たにタブレット端末5,301台を購入するものでございます。

この購入に当たり、粕屋町が参加している福岡県GIGAスクール推進協議会が、学習用タブレット端末の共同調達、公募型プロポーザルを行いましたところ、株式会社内田洋行 九州支店 支店長 坂口秀雄が受託候補者として選定されましたので、この者と物品購入価格２億5,225万3,386円で契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和８年８月31日までとなります。財源としましては、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用して実施をいたします。

以上で議案の上程及び提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

日程第５．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

○議長 末若憲治君

日程第６．「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました、39号議案から65号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

（散会 午前 9 時58分）

令和 8 年第 2 回（6 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 8 年 6 月 8 日（月）

令和8年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和8年6月8日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号1番	堀 本 高 良	議員
2番	議席番号8番	福 永 善 之	議員
3番	議席番号15番	安 藤 和 寿	議員
4番	議席番号14番	山 脇 秀 隆	議員
5番	議席番号7番	案 浦 兼 敏	議員

2. 出席議員（15名）

1番	堀 本 高 良	10番	田 川 正 治
2番	牟 田 口 直 輝	11番	小 池 弘 基
3番	川 崎 尚 子	12番	本 田 芳 枝
5番	田 代 勘	13番	宮 崎 広 子
6番	杉 野 公 彦	14番	山 脇 秀 隆
7番	案 浦 兼 敏	15番	安 藤 和 寿
8番	福 永 善 之	16番	末 若 憲 治
9番	川 口 晃		

3. 欠席議員（1名）

4番 古 家 昌 和

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長	臼 井 賢太郎	議 会 局 主 幹	松 永 泰 治
---------	---------	-----------	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	恵 良 章 治	総 務 部 長	新 宅 信 久
住民福祉部長	古 賀 みづほ	都市政策部長	田 代 久 嗣

教 育 部 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
総 合 政 策 課 長	木 場 洋 介	財 政 課 長	吉 田 勉
子 ども 未 来 課 長	渡 辺 剛	健康づくり課主幹	吹 上 悦 代
都 市 計 画 課 長	井 手 正 治	産 業 振 興 課 長	稲 永 剛
道 路 環 境 整 備 課 長	吉 村 健 二	学 校 教 育 課 長	洪 田 啓 之

(開議 午前 9 時30分)

○議長 末若憲治君

皆様おはようございます。

本日、議席番号 4 番、古家昌和議員から体調不良のため欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされることを、議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは質問順に従い、質問を許します。

議席番号 1 番、堀本高良議員。

(1 番 堀本高良君 登壇)

○1 番 堀本高良君

おはようございます。

議席番号 1 番、堀本高良でございます。

今回から導入されました議場の、何て言うんですかね、資料を投影しながらの一般質問ということで、1 番バッターでさせていただきますので、是非よろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回一般質問させていただくのは、資料映せますかね。見えます？大丈夫ですか。はい、2 点あります。粕屋町における英語教育についてと、粕屋町におけるワンヘルスについてと、2 点質問させていただきます。今回は、昨年度の 6 月と12 月に行った一般質問の再質問という形になります。

まず 1 点目。粕屋町における英語教育についてということで、町長も答弁いただきました、国際社会で活躍できる人材が必要であるということで、その人材育成に向けた具体的な取組の進捗状況を伺います。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

担当所管のほうから具体的にはお答えしますが、まず、全体的な話としては、正に今、国際社会で日本人が大活躍をしております。英語が世界共通語と言いましょ
うか、標準的に使われている言葉でございます。こういった英語を通じて、グロー
バルな人材をやはり世界に羽ばたく必要があるということで、粕屋町につきまして
も、そういった人材の養成を英語教育で行っていく、私の方針はそれございま
す。

それでは担当所管のほうからお答え申し上げます。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

御質問に対しまして、英語教育の観点からお答えいたします。

御承知のとおり、粕屋町におきましては、ALTの配置により、ネイティブの方
による英語授業の実施、また身に付けた英語力を試せるよう英語検定料の助成を行う
など、英語力の向上に取り組んでいるところでございます。令和8年度におきまし
ては、より多様で実践的な学習にも対応できるよう、ALTの事業内容を一部見直
し、英語スピーチコンテストにおける助言や指導、ICT機器やオンラインを活用し
た英会話・発音指導の実施など、学習環境を整えたところでございます。

また、今年の3月のことでございますが、民間企業の協力の下、粕屋町の両中学
校におきまして、海外の英語講師の方とのオンライン接続によるレッスンを受ける
機会に恵まれました。ネイティブの方との会話や異文化に直接触れる機会は、海外
に興味を持ち、国際社会に目を向けるきっかけになります。実践的な英会話の機会
が増やせるよう、今後も調査研究に努めます。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

詳しくありがとうございます。

昨年よりも、英語教育のほうがどんどん進んでいるかなという印象を今の説明で
受けました。

2点目に移るんですけど、英語検定助成料の成果の検証はどうなっているのか。
また、助成対象の拡大を、昨年、一般質問させていただきましたので、それを再確
認は行ったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

英語検定料助成事業の成果に関するお尋ねでございますが、同事業の導入以降、多くの生徒が英検にチャレンジしており、英語のみならず、学習意欲の向上につながっていくものと期待しております。英検は、英語学習に対する具体的な目標設定と達成感を提供する格好の機会となるため、学びへの励みに加え、合格した生徒の姿が周囲に良い影響を与え、クラスや学校全体として、学習への取組が活性化していくのではないかと期待しております。助成対象の拡大については、御承知のとおり、令和6年度に3年生を対象に実施したところでございます。現在、来年度に向け、新たな検討を行っているところではございますが、どのような拡大が教育の視点で効果的なのか、学校との協議も必要になってくると考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

資料映せますかね。これ昨年度、令和6年度の決算認定、決算特別委員会で示された執行部からの資料の抜粋になりますが、小学生5年生以上が、我が町では今対象になってて、半額、小学5年生以上の児童生徒に英語検定料の半額助成を行っているということで、小学生が43名、中学生が117名に助成を行ったと。中学校在学中に英検3級を取りましょうというのを、町は目指しているという答弁がございました。中学校3年生を対象に3級の検定料全額助成という形で行っているんですけど、428名が受験をし、218名が合格してますと。約50.93%ということで、半分よりちょっと合格してる方が多いんじゃないかなというのを、資料のほうで説明を昨年いただいております。

何をしていくかというのは、これ3番の質問、すみません、2番のまんまなんですけど、ちょっと待ってくださいね。拡大をしていくというところで昨年答弁したので、私のほうでちょっと聞きたいのが、小学3年生から文科省が定めてますよね。英語教育をしましょうということで、3、4年生に拡大する方針はということと、次に、3級以上で設定されている町もございますので、3級のみならず準2級、2級などの上位の検定を受けるときの助成。あとは高校生、こちらも自治体によっては高校生対象にしているとありましたので、その辺りはどうなってるかを再度お尋ねします。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

現状、小学校3年生4年生に拡大する、また準2級、2級などに拡大する、また高校生については、というところでございますけれども、具体的な、ここまでの今検証、検討には至ってはおりません。まず、小学校3、4年生に拡大するためには、小学校5、6年生がどのような今受験状況なのか。そこを広げるかどうか、というところからまず考えるべきかとは思っています。3級以上、2級や準2級、こちらについては、検討の余地があるのかなと思っております。ただ高校生以上につきましては、粕屋町といたしましては、中学校教育に力を入れたいと考えておりますので、この点については検討いたしておりません。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

まだ高校生のほうは検討していないということで、ちょっと資料のほう映していただけたらと思います。まず、志免町さん。町内在住の方若しくは町立中学校に通う中学生を対象に3級以上の検定の助成を行っています。ちょっとホームページ見た限りページが無くなってしまったので、半額若しくは一部って書いていたので、そういう形にしています。

今度、古賀市。古賀市のほうは市民の高校生、粕屋町に住んでる高校生みたいな感じですね。あと市内の高校に通う方も対象になってます。こちらが準2級以上の合格者のみに2分の1補助を出しております。高校生対象が古賀市ですね。

次、ちょっと県はまたぐんですけど、鳥取県大山町という所で、受験者1人年間1万円を上限にされております。検定対象というのがありまして、こちらちょっと細かい字なので読ませていただきますけど、小中学校も学年問わず対象にしております。二つ目、これ高校生、15歳以上18歳未満ということで高校生。3番目が18歳以上ということで、高校生を初め大学生含む大人も対象にしている地域でございます。こちら大山町、人口が1万4,000人弱ぐらいの、うちよりも半分以下の地域になりますが、これぐらい英語に力を入れている町でございます。

次に、どういう内容が対象になってるかということで16項目ございまして、英語検定を始め、昨年、私のほうで御提案させていただきました、TOEFLやTOEICも入っておりますし、英検も細かく分類分けをされております。以前、教育部長のほうからも答弁があったかなと思いますが、粕屋町は、英語の教育が進んでるほうだというふうに確か御答弁いただいたと思うんですけど、こうやって先進的にやっている自治体というのもございますので、拡大をしていかないと、やはり町内の英語力と

いうのは高まっていかないのかなと。町長がおっしゃるように国力、日本の国力を上げるためには、これぐらい粕屋町でもやってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

いろいろ御提案を頂きましてありがとうございます。本当に、英語の検定、助成一つとりましても拡大方向はいろんなことが考えられます。先ほどこっちと一例としてありました小学校3、4年生への拡大。これは、今まだ学習活動という形で教科化しておりません。まずは、子どもたちに発音ですとか英語を、例えば、歌を歌ったり、ゲームをしながら英語に慣れ親しむというところが最重要視されておりますので、そこに検定、試験的なものを持ち込むのはなかなかちょっと趣旨としてそぐわないかなという点はあるかなと思います。

そのほか、今、5、6年生、正にその上の中学校3年生、3級ということで力を入れておるわけですがけれども、先ほど議員も申されましたように、50%超ぐらいの合格率ということがございます。なので、ここをもう少し早い段階から、例えば、2年生から対象にする、全額対象にするのか。あるいは3年生、今、1回きり全額ですので、これを残念ながら挑戦したけれども合格しなかった子どもさんまで広げて、2回目3回目も全額にするのかとか。いろんな拡大方法が考えられます。

やはり重視すべきは、学校としまして、教育課程、教育的な趣旨としてどれが効果的なのかというところを考える必要があるかと思います。ですので、今後、先ほど研究中と申しましたけれども、学校のほうとも十分協議を重ねながら、どういったところが子どもたちにとってより進めやすいのか。例えば、英検以外の、先ほど言われましたTOEICとか、ああいったものも海外への大学、大学院への進学あるいは就職という形では非常にポイントの高い試験であるんですがけれども、中学校の英語としては、やはり英検が一番、何ですかね、合ってるかなと思いますので、そういったところも学校と十分協議をさせていただきながら、検討を進めさせてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

英検が一番、学生、生徒に対しては一番いいんじゃないかなあという御答弁なんですけど、これ文科省が出してるランクですよ。中学卒業までにはこれぐらいの

レベルというのが、中学3年生卒業時点で3級を取れるぐらいの英語力を身に付けてほしいというガイドラインが出ておりますけど、別にそれ以上にチャレンジすることは問題もないでしょうし、英語検定等、先ほどTOEICのほう出されてしまったんで、大学生とか上のほうになってしまったんですけど、後でまた御提案って形でスライドが出てきますが、TOEFLのほうを推していきたいなということで、プライマリーって小学生とか中学生用のステップ1・2というものがございますので。

すみません、じゃあちょっと資料のほういいですか。こういう形でTOEFLのプライマリー、小学生、中学生が受けるステップ1というものがございまして、どういふものかという、主に英語を母国語としてない小学生を対象とした国際基準の英語テストですよということで、日常でのコミュニケーション能力や基礎的な英語の習熟度を測定し、スコアとしてCEFR等で結果が反映されます、評価されますよということで、こちらのほうを推していきたいんですけど。

英語検定とTOEFL、何が違うかといったら、英語検定って合否しか出ないんですね。なので、スコアの計測だったり、そのほかの英語の習熟度の計測っていうのができませんので、やはり段階的に追っていくという必要があると思います。こちらTOEFLのほうですと、受験番号がずーっと同じものを使えるんですね。なので、小学校仮に3年生で受験をしたとして、中学校高校までは同じ受験票なので、大体3年、3年、3年なので9年間は自分の英語力はどのように推移したかというのを追えるようになっております。

このプライマリー、大体初級とか基礎と言われる部分でございまして、ステップ1・2がございまして。1個目は、英語初級学習者ということで、先ほどお伝えしたとおりでございまして。ステップ2、英語でコミュニケーションが取れる学習者を対象としております。これが小学校5、6年生だったり、中学校に上がった生徒対象になるんじゃないかなと思います。もっと言ったら、ステップ2になる場合は、もう準2級とかのレベルに入ってきますので、先ほど英語検定に合格された3級以上のチャレンジしたいなっていう方に向けてになると思います。

我が町では、今タブレットがまた新しく更新されますが、それで家庭学習にも専用のアプリ、ロイロノートとか多分学校でアプリを何かしら使ってると思うんですけど、そちらであれば、自宅学習、自宅での試験だったり、いろいろ受けられますので、教員の負担も減らしながらできるのかなと。試験結果は、英検と異なりまして合否だけじゃないとは先ほどお伝えしたとおりで、英語の習得状況を表す世界基準のCEFR、ヨーロッパ言語共通参照枠ということですね。ABの何たら、Aの何たらとかいう形で示されます。

次に、読解力を示すレクサイルという形で評価をされます。実際に出てくるのは

こういうシートが出てきまして、自分のランクがどこぐらいかなというのが見ていける形になります。こういうふうに評価されていくわけですね。簡単に言いますと、右軸、赤い軸が英検だったり模試だったりします。青い軸がTOEFLのプライマリーということで、右に行けば行くほど言葉覚えてますよと。英語の単語だったり文章というのを覚えてると。上に行けば行くほど覚えたものを使えるという状態になりますので、英語検定とTOEFLは別物ということで捉えていただいて、英検3級を取れた、要は、語句をしっかりと覚えてますよ、語彙を覚えてますよって状態から、それを更に使える状態っていうのが、うちの町としては求めているものじゃないかなと思いますので、こちらの導入というのは非常にうちの町に合ってるんじゃないかなあと思います。

やはり予算的なものになるんですけど、英検3級今4,900円ぐらいですかね。団体で受験した場合は多分それぐらいになるんじゃないかなあと思いますが、プライマリーのステップ1・2は会場費だけの、すみません、請求価格の3,000円に対応ができます。この3,000円、英検と違って英検は100人申し込んで90人だった場合は100人分の料金の支払いになりますが、このTOEFLのプライマリーは、100人中90人であれば90人分の料金で請求をされますので、予算的にも少し体調不良とかで受けられなかった部分は浮くのかなと。

英検は時期が決まっていますが、このTOEFL、自分の好きなタイミングで受験することができますので、好きなタイミング、自分がやってみたいなチャレンジしたいなというときに受験することも可能です。なので、御提案としては、英検とTOEFLプライマリー併用しませんかと。場合によっては、クラス、学年、学校単位で英語教育重点モデル事業をやってみませんかという御提案をさせていただきます。こちらについて、教育委員会としてどうお考えかを聞きたいと思います。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

詳細な御提案どうもありがとうございます。非常に参考になりました。先ほど申し上げましたように、学校とも相談しながら様々な検討してまいりたいと思いますので、選択肢の一つとして加えさせていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

予算的にも今年から実践が可能かなと思いますので、是非前向きに検討いただければと思います。

次に、多分町長に御提案になるかと思うんですけど、資料よろしいですか。どうせならもう国際社会に通用する人材ということで、外国との姉妹提携だったり、海外の教育機関との連携というのは町長お考えでしょうか。お願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

連携を、何を目的にするかということだろうと思うんですよ。例えば、経済協力あるいは人的交流、あるいは今、堀本議員が正に今熱心に提案をしていただきましたが、子どもたちの英語教育、様々な問題がありますが、堀本議員は、英語教育での提携交流を御提案してあるんでしょうか。ちょっと、反対に。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

今どういう内容かということですね。これ例え話でちょっと持ってきたんですけど、資料いいですか。すみません。よく執行部のほうから提案したときに、うちの町にゆかりはありますかということで、ゆかりのある国という形で御紹介させていただくんですけど、うちの町というか、福岡県がアメリカのハワイ州と姉妹提携を結びまして45周年ということで、町長もよく御存じかと思われます。服部知事が、ハワイのホノルル市のほうに行って交流を深めたと。先ほどの学校機関、教育機関ということで、ハワイ大学と提携を福岡県は結んでおります。

どういう内容で結んでるかと言いますと、英語教育だったり人材交流、語学交流の一環としてやってるパターンと、ワンヘルスをハワイ大学推進をしてますので、こちらのほうの二つないしはそっから先ほど町長が言われました経済的な提携でもよろしいかと思いますが、まずはやはり英語教育の一環として、町内の子どもたちと相手方の外国の生徒さんたちと英語交流を行うと。先ほど教育部長のほうから答弁もございましたが、オンラインで英語の交流というのもできますので、文科省が定めているオールイングリッシュでの事業、これの一環としての提携というのも考えられるんじゃないかなということで、私のほうからワンヘルスの推進と英語教育の二つで提携を結んでみてはどうかなという御提案です。町長いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

ワンヘルスと英語教育、正に大きなものを今一緒に御提案されました。それはなかなか厳しいです。やはりワンヘルスはワンヘルスで、町内の方々、住民の方々へ

の正に啓発を浸透させる必要があると思います。その前提で子どもたちをつていうことだったら分かるんですが、まだちょっとその段階には至ってないと私は理解をしております。

英語教育につきましては、まずネイティブなイングリッシュじゃないとなかなか、例えば、方言が入ったような英語だと、世界に通用しないこともあります。ですから、今、試験的に行ったのは、フィリピンの正にネイティブなイングリッシュとのオンラインの英会話を通じての教育なんですね。そういったことを、非常に考えながら、今後、オンラインを使った英語教育を行ってまいりたいとは思っております。ただこの国かというのは、まだ今の段階ではちょっと明言は避けたいと思います。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

先ほどからネイティブという、ネイティブな方とのイングリッシュ、英語教育という部分出てくるんですけど、ネイティブの定義って何ですか。いろいろありますよね。最初英語ができたのはイギリスのイギリス英語で、イギリスに留学する方、アメリカに留学する方。フィリピンが必ずしもネイティブではないと思うので、ネイティブの定義をどういうふうに定めているか。町長でもいいですし、教育長でもいいです。ネイティブの定義ってどういうふうに定めてこの国の人にしようというふうにしているのか、教えていただけますか。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

特にネイティブについて町として定めているわけではありませんので、一般的に言われるところでは、要するに民間業者と連携を取る中で、フィリピン・セブ島、特に何て言いますか、スムーズな英会話ができるということで、やっぱりそういう蓄積されたものがあるので、今はそういった所と連携をさせていただいているというところであります。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

分かりました。僕も実はセブ島とかの関係で若い時、10代の時にはスカイプ等で英語で話す練習とかもしたことあるので、非常によろしいんじゃないかなあと思う反面、やはり議会でもたまに話するのが、ネイティブってどんなネイティブみた

いな。どうしてもやっぱ日本でも、東京語とか標準語みたいな形で絶対に方言って入ってくるので、その辺のやっぱイントネーション、アクセントというのは若干変わってくるかなと。幅広い方とお話することでそういうのも柔軟に対応できる、子どもたちの教育というのを進めていただけたらと思います。

次に移りまして、未就学児に対する英語、文化接触の環境整備を今後どのように進めるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長 渡辺 剛君

令和7年6月の一般質問においてもお答えしておりますが、まず、未就学児についてですが、やはり幼児期に母国語を習得することで、学童期以降の学習、自己表現、そして将来の生きる力を育成することが大切であると考えております。未就学児は個人差も大きいため、環境整備を行って英語教育をするということではなくて、個々の発達段階に応じた遊びとか、絵本の読み聞かせ、日常の食事とか、ハロウィンとかクリスマスイベントだとか、こういったものを通じて英語や異文化に触れて、様々なことに興味を持つ。こちらのほうが大事かと考えておりますので、そのような関わりを継続したいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

昨年の答弁から変わらず、ずっと同じことを継続していくという認識でよろしいですか。

○議長 末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長 渡辺 剛君

そうですね、未就学児については、今のところは変わっておりません。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

すみません、少し補足をさせていただきます。グローバル化が進む現代社会において、英語教育は重要な課題の一つであり、先ほど町長のほうからも町の方針は述べましたように、その意義については十分認識をしております。その上で、幼児期に直接的な英語教育をしないことが、英語教育に後ろ向きということではございま

せん。幼児教育においては、人間形成の基盤土台を作る重要な時期であり、この時期には言語能力をはじめ、社会性、感情の発達、そして自己の確立など、多くの基礎的な能力が育まれる大切な時期だというふうに思っております。そのため、幼児期にしかできないたくさんの経験や遊びを通して、子どもたち自身がいろんなことに興味を持ち、探求心や新しいことに挑戦する気持ちなど育てていくことが重要だというふうに思っております。具体的には、通常の保育活動の中で、多様な文化に触れる経験や幅広い分野への興味を促すような環境を整えることが将来的な英語教育の基盤としても役立つものと考えております。以上を踏まえて、幼児期の発達段階の特性に配慮しつつ、英語教育を含めたグローバルな視点を養う取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

お考えは重々分かりました。今年の3、4月ですか、箱田町長と一緒に行かせていただきました中央保育所の入園式の時に、外国人の御両親そしてお子さんというのが、もう町の保育所だったり幼稚園というのに少なからず入ってきております。この状況でやはり言葉が通じなかったり、コミュニケーションの齟齬（そご）が出てしまうと、町にいたくなかったり、逆に、やはりこうなんですかね、いじめに発展したりとか、言葉が通じないからっていう懸念も若干あります。今後どんどん日本、政府が推進をしております外国人がどんどん入ってきてしまったときに、そういう齟齬（そご）が起こらないために、早期の段階で英語教育を幼児のほう、未就学児の子たちから導入していくという御提案はしておるところなんですけど、それに対してどうお考えなのかお聞かせください。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

確かに、どんどんいろんな幼稚園・保育園の中に外国人の方がいらっしゃって、一緒に遊んだり、過ごしていらっしゃる状況があります。もちろん英語教育を幼児期に直接的なことをなさっているとこもたくさんあるんですけども、子どもたちを見ていると、様々な形でコミュニケーションをとっていたり、そうですね、やっぱりこの子と遊びたいと思えば、その努力というか、簡単な英語は真似して言っていることもあれば、いろんなコミュニケーションを使ってやっています。直接的な英語っていうのも非常に大事なんですけども、やっぱり異文化への理解とか、この子

と遊びたいと思ったら、自分とは属性が違う方の理解とか、一緒にそうやって努力していくような子どもたちは力を持っているので、その辺りである程度はやっていけると思いますし、あとクラスの担任の先生方とかもそういったところの配慮は十分なさってるので、その中で逆に非常にいい効果というか、があるんじゃないかなというふうに思ってます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

そうですね、やはり環境整備、子どもたちが楽しく学び合える環境、過ごせる環境というのをこれからもしっかりと作っていただければと思います。

続きまして、5番目の質問に移ります。幼児期から、先ほどお答えいただいた幼児期から中学校卒業までを見通した、粕屋町独自の英語教育の将来像、どういうふうに粕屋町をしていきたいのか。どんな子どもたちが将来、粕屋町をはじめ日本、そして国際的に活躍していくのか。その未来像を是非お尋ねしたいと思います。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

町独自の英語教育の将来像については、グローバル化が進む現代社会において、子どもたちが国際的に活躍できる力を育むことは非常に重要と捉えております。先ほどから答弁しておりますように、子どもの成長、発達段階に応じて、幼児期においては、リズムや遊びを通じて英語への興味や関心を育みたいと思っているところです。小学校段階では、英語活動を通じて基礎的なコミュニケーションの能力、異文化理解を養っていききたいと思います。小学校の3、4年生では外国語活動、5、6年生になると教科として評価もされるようになっていくというところです。中学校では、更に発展的な学習を行い、読む、書く、聞く、話す、この4技能をバランス良く向上させることが大切と考えております。とりわけ、自分の考えを英語で発信するという、いわゆる目的意識を持たせることが、中学校卒業時のゴールとは捉えているところです。

粕屋町の英語教育の目標は、子どもたちが英語をツールとして、自ら考えて問題解決に取り組む力を養って、世界と地域をつなぐ人材として成長することを目指しているところです。このようなことを実現するために、学校との連携を十分に取りながら、また地域の声を聞きながら、持続可能で意義のある教育を今後進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

しっかりと未来像を持った上で、やっぱりビジョンがないことには、教育、また町政も進んでいかないと思いますので、是非、未来像の中で具体化した子どもたちに合う教育というのを、またこれからも進めていただきたいと思います。是非、T0 EFLのプライマリーは、ステップ1・2含めて御検討をよろしくお願いします。

2番目の質問に移っていきます。ワンヘルスについてということで、昨年12月に行いました一般質問からの進捗状況等を聞いていきたいと思います。

一つ目、ワンヘルス推進宣言後に庁内検討体制と町の今後の方針をどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

私はCEO、最高経営責任者でございますが、様々な今ワンヘルスも含めて、デジタル化あるいは今年70周年ということで、様々な特徴ある、特異性があるようなイベントにつきましては、最高経営責任者を指定しております。その中でCOO、これワンヘルスの推進の最高責任者ですが、その方を、トップを中心に、全庁的にこのワンヘルスについては進んでおります。そういったことで、所管のほうから詳しい説明を今からさせていただきます。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

庁内のワンヘルス検討体制といたしましては、複数の部署や分野をまたいで連携し、進めることが必要となりますので、最高ワンヘルス推進責任者をトップに、こちら私のほうになります。道路環境整備課・環境グリーン推進室が、情報収集や情報提供、取りまとめを行い、庁内を横断した総合的なチームとして取り組んでいきたいと考えております。ワンヘルスの基本方針にあります人獣共通感染症対策や環境保護、健康づくりなどは、行政が取り組んでいる事務事業であり、横断的にワンヘルスの視点を持って各事務事業を進めていくことがワンヘルスの推進につながりますので、福岡県ワンヘルス推進課より講師を招きまして、先月、職員研修を実施したところでございます。今後の方針といたしましては、第6次粕屋町総合計画のすべきこと、施策として、ワンヘルスの推進を掲げ、計画の指標としてワンヘルスを知っている人の割合90%を目指していきます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

資料のほうよろしいですか。ちょうど先ほど言われたんですけど、総合計画のほうに、一番下、ワンヘルスを知っている人の割合ということで、90%を将来的に目指しますということで今後取り組んでいただくわけなんですけど、現状と課題という所で、新型コロナウイルスがはやってしまったことによって、先ほど御説明がありました人獣共通感染症、これが、やはり脅威だということを再認識して注目が今集まっています。これは福岡だけじゃなくて日本全体でも取り組んでいますし、国際的な取組が逆に日本に後から入ってきたという流れでございます。総合計画は町のホームページに出てますので、よければ興味のある町民の方は、後ほど御覧いただければと思います。

先ほどの「ワンヘルス推進します」ということで書かれてるんですけど、2番目の質問と一緒に移っていくんですけど、先ほど御紹介いただきました5月20日に県庁の職員から受けましたよということで、プラスアルファで聞きたいのが、昨年12月の一般質問の時に総務部長から答弁があった、ワンヘルスマスター等を招へいして行うということで県庁の職員にもちょっとお伺いをしまして、マスター使いませんかっていう打診があったと思うんですけど、これは何で職員にしたのか。マスターを使わなかったのかの理由をよければ教えてください。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

今回の研修で県の職員の方をお願いした件につきましては、同じ自治体の職員として、ワンヘルスを推進していく中でいろいろと課題とか取組、そういう実際の声が聞けるかなということで職員の方のほうをお願いさせていただきました。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

分かりました。そのあと町独自のワンヘルス推進行動計画又は年次的実施方針等を整理する考えはあるかということで、これ前回もお聞きしました。資料のほうよろしいですかね。福岡県の総合計画の中にワンヘルス推進行動計画というものが入ってまして、各所管課の計画に紐づいた形で作成をしております。このようにワンヘルス、昨年答弁がございました、うちの町でも118事業中50前後の事業が関係するということで、もうある程度推進計画ないしは年次計画みたいのを作らないと、

ちゃんと推進ができないんじゃないかなっていう懸念があるんですけど、もう一度その辺りお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

今県内の自治体のほうでは、総合計画で位置づけをされている所が多く、粕屋町のほうでも総合計画の健康、保健分野、環境分野にワンヘルスの取組を上げており、町民のほうへワンヘルスの大切な理念の普及に努めていきたいと考えております。やはりワンヘルスを身近な取組といたしまして、推進をやっていくことが大事なことであり、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つの健康として一体的に取り組むことが、次世代につながります人と動物の健康及び健全な環境を調和した社会を目指すということにつながっていくものと考えています。

今後、福岡県の推進行動計画を参考に、今月6月末に開催されます県主催の分野横断的な市町村及び県ワンヘルス担当者向け研修会・意見交換会にて、みやま市などの先進的な自治体等の情報も取り入れながら、町の最上位計画であります総合計画の指標になりますワンヘルスを知っている人の割合90%を目指して、具体的に取組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

すみません、もう1回お聞きします。必要と考えているのか、ないのか。今後検討していくは多分あると思うんですけど、現時点で作る予定があるのかないのか、もう一度お願いします。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

現在、総合計画のほうにワンヘルスの推進を掲げています。総合計画は町の最上位計画であり、これを基本として事務事業を進めてまいりますので、いわゆる年次的な実施方針等につきましては、事務事業シートの中で整理していきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

それで円滑に進むのであれば問題はないかなと思います。すみません、資料よろしいですか。推進ということで段階的なステップがあるだろうということで、「知ってる」「理解してる」「実行できる」ということで、執行部の皆さん初め職員の皆さんは、この三つ目、実行できるまでを行かなきゃいけないので、随時研修というのは必要じゃないかなと思いますし、まず定義として知っているっていう段階は、このステップ1 2 3、例えば、知ってるって名前や言葉だけ知ってる状態なのか、内容や背景、仕組み、ワンヘルスの理念を理解してるのか、ワンヘルスの理念に沿った行動をしているのか、どの段階でうちの町の総合計画、ワンヘルス知ってる人の割合というのは、どれに当てはまるのか教えていただけますか。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

まず、例えば、先月、ワンヘルス未来会議というのが昨年の11月から今年の4月まで5回開催されまして、ちょうど5月29日に県知事のほうに提言されてます。一応、未来会議のほうに粕屋町もオブザーバーとして参加させていただいたところがありますが、その中で委員の方々が提言された取組、動物に触れる前と後は手を洗おうとか、地元の食材を食べよう、ペットボトルキャップを回収するなど、こちら住民の方が日常の生活の中で身近に取り組むこともでき、また実際に取り組まれていることであって、そこにワンヘルスの視点、価値づけすることがワンヘルスをより自分事と感じてもらい、またワンヘルスを意識された行動につながっていくんじゃないかと思います。このように身近に取り組むワンヘルスの推進、そういうところのワンヘルスの視点を価値づけするような情報発信や伝え方を行っていくことによって、ワンヘルスをやっぱ住民の方が知っているというところにつながっていくんじゃないかと考えてます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

であるなら、資料でいうとステップの2番「理解している」内容とか取組を分かっている状態というのが、総合計画におけるワンヘルスの推進とか知ってる人の割合という認識でよろしいですか。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

やはり言葉だけではなくて、そのワンヘルスの行動と言いますか、そういうふう

なところが、それが次世代の人の健康、動物の健康、そして環境の保全につながっていく、目指すところになりますので、そういうふうな視点ていうのを住民の皆様が知っていただくっていうのが、非常に大事なことじゃないかと考えます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

すみません、資料をお願いします。具体的な成長統計ということで、事業をやっていく中でいろいろやっていただきたいんですけど、うちの町は立ち上げ段階だと思います。それをいろんな検証を行って、各町、うまくいったパターンをどんどん横にスケールしてって、事業ごとだったり、係若しくは先ほど言われたワンヘルスの組織でどんどん横に展開していき、最終的なワンヘルスの実現イコール町民福祉の向上、ウェルビーイングの向上というふうに考えておりますので、そちらのほうにしっかり行けるように、総合計画で位置づけられているワンヘルスの推進、進めていただきたいなと思います。細かくちょっと作ってたんですけど、もう説明する時間が無いので、すみません割愛します。

3番目、駕与丁公園のワンヘルス啓発施設としての整備活用の進捗と今後の展開をお伺いします。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

昨年12月に、福岡県から駕与丁公園についてワンヘルス啓発施設の認定を受け、県の啓発施設補助金を活用して、今年の3月にワンヘルス体験スポットとしてのまず看板を設置しております。また健康づくりの観点から、健康遊具6基を4月に設置しているところでございます。駕与丁公園では、今年1月に実施した落ち葉拾いウォーキングイベントでは、妊婦さんから高齢の方まで御参加いただき、豊かな自然の環境の中で運動を行い、参加した小学生は拾った落ち葉を使いまして、落ち葉アートの作成を行うなど、自然の恵みを五感で楽しみながら環境への関心を深めていただきました。

また5月に開催いたしましたバラまつりでは、健康かすやのブースで行った健康クイズの中に、ワンヘルスという回答を導く問題を取り入れまして、ワンヘルスを知っていただく一つのきっかけづくりを行っております。今後も、駕与丁公園の自然景観の中で、散策やウォーキングを通した健康づくりや環境と人とのより良い関係を体験できるワンヘルススポットとしての活用ができるよう、園路や樹木の適正な維持管理を努めるとともに、ウォーキングイベントのように、駕与丁公園でいろ

いろな世代が身近にワンヘルスの視点が学べ、興味・関心を持っていただけるようなアイデアを出し合いながら庁内横断し、また連携してワンヘルス啓発施設としての活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

資料をお願いします。昨年12月に提案した時に、ドッグランなんかも補助金対象になりますよということで御提案させていただいたんですけど、その辺りどういう流れで看板だけになってしまおう、補正予算で上がってきたのは看板だけの説明でしたので、どういう流れになったのか。あとは、昨日、町の総合防災訓練があったと思うんですけど、ペット防災っていう拠点として、そういう仮設のドッグラン等を設置したときに、避難所にペットと一緒に逃げれないときのペットの避難所としての活用だったり、宇美町にあるワンヘルスの森、四王寺の森では、ワンヘルスガイドという方たちがいらっしゃるんですけど、この広大な駕与丁公園たくさん樹木またバラもうちの町だけの品種というのもありますので、そういうのをしっかり説明ができるガイドさんの的な役割の人を導入するか。先ほど言ったドッグラン等でうちの町以外にも集客をして、何でしょうね、公園の活性化、充実を図っていく考えはあるか。また、先日始まりましたワンヘルスフェスタ、これ福岡県のほうは公募を始めましたので、うちの町で実施するかどうか、この点をお伺いしたいと思えます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

様々な御提案いただきましてありがとうございます。今始まったばかりでございますので、全てのことを、さあ、ゴーサインでやれというのはなかなか陣容もあります。お金も必要でございます。できる部分から始めたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

そのできる部分を是非議会のほうにも、町民の方にもどんどんお示しをしていただけると、進捗ってのが見えてくると思いますので、是非まず執行部のほうで作られてる組織体系から、まずは議会に共有をしていただければと思います。

では最後に、小中学校におけるワンヘルス教育の進展と子どもたちへの認知向上

の取組はどうかということでお尋ねしたいと思います。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

昨年12月に答弁いたしましたとおり、教育委員会といたしましては、ワンヘルスの理念を押さえた教育・学習を進めることが重要であると認識しております。学校現場において、ワンヘルスという言葉が浸透し、徐々にワンヘルスの認知は進展している状況だと思われませんが、重要なことは、ワンヘルスの理念が教育・学習の背景にしっかりと根づき、子どもたちの学びに結び付くことだと理解しております。ワンヘルス教育は、ワンヘルスの理念を基盤に理科、道德、社会などの複数の分野を包括的に組み合わせた教育であり、児童・生徒が地球全体の健康について深く考えるきっかけを作る重要な取組であると考えております。この点につきましては、今年4月に教育長より校長会を通じ、各学校に対し示されました「粕屋町の教育の基本」の中で、ワンヘルス教育への推進として位置づけられたことから、今後、進展が図られていくことと思われます。

また、先日の生涯学習研修会の伊藤教授の講話の中でも、ワンヘルス教育推進に関する内容にもお触れいただきました。町内の小中学校の校長先生や教頭先生も参加されておりましたので、今回の学びを各学校に還元していただくようお願いしているところでございます。今年度の予定といたしましては、その進展に資するよう、きっかけを提供する側である先生方に対し、教職員向けワンヘルス研修の実施や来年度以降の年間指導計画への位置づけを検討することにしております。

最後に、子どもたちへの認知向上への取組についてでございますが、ワンヘルス認知向上については、令和7年度に福岡県が実施した県政モニターアンケート調査では、18歳から19歳の若年層における認知度が、85.7%との結果が示されております。この割合は、20代や30代の認知度を10%以上上回っており、学校教育の中で子どもたちのワンヘルスの認知が進んだ兆しの一つではないかと分析いたしております。また福岡県において、小学生向けの具体的な認知向上を図る取組といたしまして、小学校低学年向け、高学年向けにそれぞれリーフレットが作成され、全小学生に配布されたことで、子どもたちがワンヘルスの理念に触れる大きな機会となりました。粕屋町におきましては、直接的な認知向上の取組とは異なりますが、給食時間に、今日の食材と環境について全校放送で紹介したり、感染症と生活について保健室に掲示を行ったり、学習時間以外にもワンヘルスの理念の日常化に取り組んでおります。堀本議員が昨年おっしゃられましたとおり、ワンヘルスにつきましては、概念的な部分が非常に多く、個別具体的な政策というより時間がかかるもので

もでございます。時間はかかるかもしれませんが、今後も学習指導要領が目指す、「持続可能な社会の作り手の育成」に向け、ワンヘルスの視点を通して教育を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

具体的にありがとうございます。資料をお願いします。先ほど答弁いただいた課長のことです、言葉、ワンヘルスと理念はワンセットになっておりますので、ここをしっかりと教育現場のほうで落とし込んでいただかないと、ただ言葉を知っている若しくはワンヘルス的なことをやってるんだけど、その理解が無い場合だとワンヘルス教育とは言えないかなと思いますので、しっかりその結び付き、結び付け、紐付けをお願いします。

最後になりますが、こういう町独自の英語教育だったりワンヘルス等の事業推進を行うことで、町長が言われてるシビックプライドの醸成につながるんじゃないかなと思いますが、町長どうお考えでしょうか。最後お願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

正に、もうワンヘルスは日本、全国的に進めている大きな事業でございます。これはSDGsにつながるということで、こういった大きなうねりを、粕屋町も取り残されないように、それに乗った形で推進してまいりたいと思います。正に進める方向は一緒だと思いますので、これからも様々な提案をよろしくをお願いします。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

これからも町の住んでる町民の方の福祉向上、ウェルビーイングの達成に向けて、また様々な御提案と、そして協議を重ねていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

(1番 堀本高良君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩いたします。

再開を10時35分とします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時35分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号 8 番、福永善之議員。

(8 番 福永善之君 登壇)

○ 8 番 福永善之君

議席番号 8 番、福永善之です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、1 問させていただきますね。皆さんは、AIという文言を御存じでしょうか。うんと言われた方もいらっしゃる、全く無反応の方もいらっしゃいましたね。今、世界的にかなりAIっていうのは、国がかなり投資をして、結構盛んになってると。日常的にニュースでかなり目に触れる機会がもう多々あらっしゃるというふうに考えております。その中で今回、AI（生成AIを含む）の活用についてということで質問をいたします。

世界中でAIへの投資が拡大加速しております。そんな中、日本政府は成長戦略として17分野を設定。その一つが、AI（人工知能）です。2025年 7 月、総務省が公表した令和 7 年版情報通信白書によれば、個人の生成AI利用率は、下記のとおりとなっております。これ、四つの国をピックアップされてましたので。ただ、この四つの国が大体地域的に世界を網羅してますので、まず、アメリカ、中国、それからドイツ、それから日本という感じですね。利用率がこのように出てます。読み上げますね。中国が81.2%、アメリカ68.8%、ドイツ59.2%、日本これが26.7%。日本に関しましては、年代別の利用率も出てますので、それをちょっと読み上げますね。20代44.7%、30代23.8%、40代29.6%、50代19.9%で、60代が15.5%というふうになっております。世界的に見て、日本のこのAIの活用というのはかなりやっぱり低いと。それと、年代別に見れば、年齢が高くなるにつれて、利用されてる方が低くなっているという、そういうデータであります。私も日常的に見ていて、このとおりだなと。私も今50代になりましたけど、私もAIという文言は、昨年辺りから知ってはいたんですけど、実際に自分が活用となると、立場上、私議会人として言いますけど、私が、例えば委員長とかいろいろな責任を持ってる立場にあれば、恐らく使っていくだろうなというふうに思いますが、今責任ある立場にはいませんので、なかなかこういうAIというのを使う立場には余りないということでもあります。ただ、私自身も最近こういう世に出回ってるテクノロジーを今使い出したというところであります。

では、まず質問を投げかけていきますね。粕屋町のAIの活用について質問をいた

します。

まず一つ目、AI活用の一例であります。北九州市政令指定都市では、もう窓口対応というか、住民の方が役場に用があったときに、まず行き先といたら窓口なんですよね。その窓口対応を北九州市の八つ区役所があるみたいですけど、その一つの小倉北区役所を実証実験としてやられたみたいです。その中で、市民からの電話問合せ、これに対して役割分担を設定していると。AIはまず一時対応で、職員は個別対応ということで、まずはAIのほうは何ていうか、代表電話のほうにかかったらAIがまず対応しますよと。AIで、つなげることが必要であれば職員のほうにつなげていく。若しくは、かけた方が、初めからAIじゃなくて、職員につなげてほしいということであれば、職員のほうにつながるというシステムであるようです。これは民間の今企業であれば、ほぼこのような形をとっているというのが常態化してると思います。そのような中で、効果として、職員の方の電話対応への負担軽減があったということでもあります。

では、粕屋町でAIを導入した業務はありますかということと、もしある場合、導入したことによりどのような効果があったのか教えてください。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

それでは、本町におけるAIの導入状況について説明させていただきます。

本町において特に導入効果を上げているのが、AIとOCRを融合させたAI-OCRというものになります。AI-OCRは従来のOCRに比べ、文字認識率が高く、非提携の帳票にも対応できる特徴を持っております。これとRPA、これシステムの画面操作を自動化するソフトウェアになるんですが、これを組み合わせることで、手作業による伝票入力の効率化とヒューマンエラーの防止を図り、事務負担を大幅に削減した実績がございます。他自治体に先駆け、令和元年度の幼児教育保育無償化業務へ導入して以降、コロナ禍における給付金支給事務など、突発的、防発的な事務量の増加に対処する有効な手段として、全庁的に活用を続けております。

そのほかにも、会議音声の文字起こしや議事録の作成・要約ができる生成AIをはじめ、総合行政システムの膨大なマニュアルから必要な情報を瞬時に探し出す、これRAGという、日本語で言うと検索拡張生成技術というものですが、これは後ほど、議員が質問される答弁書を作成するAIにも活用されておりますが、それを備えたAIであったり、ビジネスチャットから利用できる自治体専用の生成AIサービスなど、日常業務へ急速に溶け込む形で活用を進めております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

今のやつってというのは、役場庁内内部、内部で導入しているようなシステムということですね。これが対町民、に対するAIの導入ということは何かあるんですか。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

対住民という意味では、令和5年度に導入いたしました「AIさくらさん」が窓口における、対応するサービスですね。あちらもAIを活用しておりました。しかしながら、ちょっと活用状況が思うように進まなかったことから、令和7年度末をもって廃止をしておるんですが、そちらにおいても、コロナ禍において非対面で対応したり、あと外国語対応、そういったものを目的に導入して一定の成果は上げられたというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

福永委員。

○8番 福永善之君

「AIさくら」ですね。マスコミにも報道されて、ネット上でもでかでかと粕屋町が先進地ということで取り上げられた事案ですね。一定な成果っていうのは、客観的にどのような感じで、誰が成果として出したのかというのはいかがでしょうか。住民から、あれがあったことによって、「AIさくら」があったことによって、本当にいいサービスだなとか、そういう積み重なったニーズが有れば、確かに成果に結び付くんだろうなということではありますが、導入から2年間で撤去に至ってますよね。どういう成果があったのかっていうのを数字面で教えていただけますか。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

「AIさくらさん」は、デジタル田園都市国家構想交付金ということで、他自治体の先進事例を横展開する形ということで導入させていただきました。利用者数に関しては、大体月平均で200名程度ということで、ある程度の利用率はあったんですけども、それ以上ちょっと伸びなかったと。あとサービスに関しても、コロナ禍が終わって以降は、なかなか利用率がそれ以上に伸びなかったっていうのと、あとメーカーのほうの技術の進展と言いますか、それ以上のちょっとサービスが出てこなかったと、そういったものもろもろの理由がございまして、令和7年度をもっ

て、廃止するというふうな結論をさせていただきました。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

ニーズが無ければやめていくっていうのは、もっとものやり方だと思うんですよ。ただ、月200件ですよ。月200件ということは、役場の月の稼働が大体20日として、1日当たり10件、1時間当たり大体1件ということですよ。使用率というのがですね。ということは、私からすれば、全く使われてないという感じで受け取れるんですよ。だから、そういう所はやはり、今、二極体制でやられていると思いますので、窓口に来る、あそこの、役場の入り口から入った所で、まず人の対応とAIの対応という二極体制ですね。やっぱそういう所を見直していくべきじゃないかなというふうに私は思うんです。

今回の北九州市が取り組んだ電話対応、ここがやっぱり一番大変な所であると思うんですよ、振り分け業務とか。こうやって、役所にかけてくれる方とか、例えば、民間企業のサービスを提供して、民間企業のサポーターに問合せをしないといけないという状況に追い込まれた方っていうのは、何かやっぱりトラブルがあって、そういう所にやっぱり行かれると思いますので、そういう所の振り分け、特にこういう電話対応の窓口、ここが一番人件費がかかる所であると思うんですよ。こういう所は今の技術で、民間企業はどのような事でやっているのかっていうのを取り入れていくべきじゃないかなというふうに私は思います。いかがでしょうか。電話対応に関して。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

電話対応に関しましては、当町においても導入のほうを検討させていただいております。ただ北九州市さんも、ほか福岡市さんも実証実験という形でされておりますが、まだ技術としては、まだちょっと検証段階なのかなと。すぐに導入するにはちょっと至らないのかなと。ある一定の業務において効果を上げたという成果が今出たところでございます。またあとシステムの経費に関しても、まだAIというのは普通のシステムに比べるとちょっと割高感があります。ていうのが、やはりどうしても半導体の不足とか、あとそういったAIとかの人材不足とか、そういうのがあって、通常のシステムと比べても肌感で大体2倍から3倍ぐらいちょっとシステムするのかなと思っております。それと現在の電話対応、人的な分と比較して、いずれは導入したいということは考えておりますが、すぐにということではございませ

ん。今後、検討材料とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

人口的に北九州市と比べるとかなり小さいので、確かにこのシステムを導入して、金銭的な面からして、効果があるということは私も全く考えないです。やっぱり人口規模が小さいので、今の段階だと恐らく人的対応のほうが金銭的にはメリットがあるかなというふうには思いますが、ただ、もう既に世に出回ってますからね、こういう技術がですね。だから、使わない手はないと、やっぱり使わないとそれだけよそに比べて遅れていきますよということを考えながら、出すところは出すというふうに、やっていかれたらいいかなというふうに考えております。

では次、学校教育についてお尋ねします。小中学校の義務教育において、児童生徒に対し、AIを活用する考えはあるかという質問です。先週の末に、福岡市の教育委員会が、教職員に対するAI研修を行ったという、行っているし行っていくぞというふうな感じのマスコミ報道もありましたが、粕屋町教育委員会としてはいかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

本日の御質問は、義務教育において、児童生徒に対し、AIを活用する考えというご質問でございましたので、児童生徒がAIを使用する際のお話ではなく、義務教育におけるAIの活用という趣旨と受け止めさせていただき、それらを中心にお答えさせていただきます。

AIや生成AIは、急速に社会へ普及しており、今後の子どもたちの学びや生活、働き方に大きな影響を与えることが予想されております。教育委員会といたしましては、AIを単に便利なツールとして捉えるのではなく、学習指導要領が目指す、資質能力の育成を支える手段として位置づけることが重要だと考えております。特に、情報活用能力、主体的に学習を調整する力、批判的思考力、探求的な学び、他者と協働する力の育成につながるよう、教育的価値を踏まえた適切な利活用を推進してまいります。

また、生成AIの活用に当たっては、文部科学省のガイドラインの柱でもある人間中心の利活用を重視し、個人情報保護、著作権への配慮、ファクトチェック等、最後は人間が判断し、責任を持つことにより、安全安心な教育環境の整備に努めたいと考えております。またそれらを踏まえ、進めていくためには、段階的な運用の必

要があると考えております。

まずは、教職員活用・環境整備の段階といたしまして、教職員研修など、教師におけるリテラシーの向上、試行的実践の積み重ねでございます。次に、限定的な授業における活用団体として、高学年、中学校を中心に、総合的な学習や情報教育での取組、さらに教育課程の位置づけの段階といたしまして、情報活用能力育成や探求学習との接続、AIを正しく理解し活用するリテラシー教育などが考えられると思われます。教育委員会といたしましては、安全な利用環境の整備、方向性の提示、教職員研修の充実、実践事例の共有、学校への支援を進め、学校現場が安心してAIを活用できる環境づくりに努めたいと考えております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

私、通告書を議会局経由で、執行部の皆さんのほうに出した時に、紙ベースでありますよね、通告書というのが。これをOpenAI社の出してるChatGPTというモデルに、画像を読み込みさせたんですよね。その中で、「おいエージェントよ、これを出したことによって執行部の答弁はどうなるんだ。」という質問を投げかけたんです。そしたら、今、渋谷課長言われた、もうほぼ要約したら、そのような回答になると。文部科学省がなんちゃらんちゃらとかですね。だから、これでいいのかっていうのが、私からするとあるんですよね。例えば、皆さん御存じのようにOpenAI社が出した最新のモデルChatGPT。これが2026年度、東京大学の入学試験、その中で全部の学部、文化一類から理科三類というふうに、理三というのはものすごく、日本でこれに通れば、もうすごい。もう天才の天才だというぐらい言われてる東京大学の入学試験に、2026年版ChatGPTが、全ての学部においてトップ合格者よりも、最高点をたたき出したと。御存じですね。知らない？まあそういうことです。2024年にも、同じように東京大学の入学試験を、当時のモデル、ChatGPTにかけた時には、合格点には達したんかな。合格点に届かなかったと。そのぐらいのレベルですよ。ただ、この2年間の間にもう急速に、人間の知能よりも、このAIのほうが優れているというレベルなんですよね。だからそんな中で、今の学校教育として、こういうこと否定するわけではないんですけど、先ほど教育長言われましたね、読み書きとか大事なことだと。私もそれは否定はしないんですけど、ただ今後、この子どもたちが大人になって、学業は離れて自分で生活していく上で。例えば、いろいろな企業に入って、求められる人材というのは何かって言われれば、今既存にある答えを出すことではなくて、出すことはもう恐らく人間の知能よりも、こうやってAIの知能のほうが高いからですね。求められる人材っていうのは、自分で課題を見

つけて、「おい、この課題はどうやって解決していくんだ。」とか、自分でそういう課題を見つけて、自分で解決していくという、そういう教育の在り方のほうが、社会的にもう需要があるんじゃないかなっていうふうに私は思うんですよね。もう既存に決まってる答えを導くという、そういう1足す1は2だとか、そういうことじゃないんだと。今何も見えてない世界の中から自分で課題を見つけて、それを解決していくんだというそういう人材が求められてるんじゃないかなっていうふうに私は思うんですよ。いかがですか。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

議員のおっしゃるとおり私もそう思っております。これからの時代、ChatGPT等があれば、私たちが、昭和の時代は辞書を引いたり、もう一生懸命調べますよね、インターネットとかですね。それに代わってChatGPTが一気にこうやってくれるという状況がある。それはそれとして、上手に道具として使うことは大事だと思います。そこが導き出す答えが絶対正解ではないということ。飽くまでも参考でしかない。ただそれをどう使うかという能力が必要とされるので、今後、義務教育初めとして様々な教育場面ではそういう力を、子どもたちは着けていく必要があるというのがあると思います。

あともう1点、川崎議員からも質問があつてんですけども、じゃあ粕屋町でどんな子どもを育てたいかといったところで、私が常々言ってるのは、やはり生きる力であるとか、いわゆる社会力、今言うところ川崎議員にお答えすることをまた言うことになるんですけど、一応言いますけど。その点数で何点取ったよりも、人とどうやって関わりを持っていくということができるかとか、今言われるように、何か課題に当たったときにそれをどう解決していくかという、そういうことに立ち向かうような能力こそ大事であると思ってるんですよ。ただやっぱコミュニケーションを取る力とか、人とうまくやっていくとか、世の中を少しでも良くしていこうとかいうそんな力を子どもたちには着けていく必要があるのかなと思ってます。

ですから、そういう意味でこれからの子どもたちをどう育てていくかということは、点数1点、2点じゃなくて、ChatGPT、AIについては上手に使うことができるし、子どもたち主体的に非認知能力を高めながら、自尊感情を高めながら、世の中に役に立つようなそういうふうな育ちを、私たちはそう支援していきたいなと思ってるということです。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

ちょっと一つだけ、私の前に、堀本君のほうから英語教育に関していろいろ質問があつてましたので、私これ、私の実体験で、これだけやっぱり今の子どもたちにやっというほうがいいだろうっていうのがあるんです。というのは、この英語教育っていうのが、私たちの時代っていうのは中学校の3年、高校3年それから大学、最低6年の義務教育を受けても、正直全くものになっていない。しゃべれない。スピーキングできない。ヒアリングできない。そういうレベルなんですね。これ何でかつていうふうに考えたときに、私海外行ってましたので、アメリカとかカナダとか、結構な日本人の方が語学留学で行かれるんですよ。3か月とか6か月。そんな中で、語学学校の中にもう日本人がうじゃうじゃいるような状況なんですよ。どうしても日本語を使っていくっていう感じがほしいんですよ。そうなってくると、どうしてもしゃべる力っていうのがやっぱりついてなくて、中にはアジアから、例えば、インドとかそういう所からもいらっしゃるんですけど、その方たちっていうのは全部が全部じゃないですけど、文法が間違つてても、とにかくめちゃくちゃであつても、とにかく発声をしていくと、そういう感じなんですよ。日本人は何ていうか内気っていうか、もう完璧じゃないといけないということであるらしいんですけど。その中で、そうなってくるとやっぱり人前でしゃべれないとかなってくるんですよ。自分の意思が伝達できないとかですね。だから私も海外に行った時に、そういういろいろ多国籍の人たちとバーに行った時に、自分が英語ができないもんで、コンプレックスになるんですよ。みんなはガヤガヤしゃべってるのに、しゃべれないというところですね。

こういうところで、今、粕屋町教育委員会のほうではALT、外国人の指導助手のほうを付けてますけど、AIのほうで個別対応というのができるんですよ。内気な方というのはかなりいらっしゃると思うので、自分で間違つたらどうしようとか、発音がこうだってどうしようとかですね。だから、このAI、私は指導助手よりもこっちのほうのものがものすごく身になるんじゃないかなというふうに考えてるんですよ。だから、その辺のところを、既存からずっと積み上がってるから今までどおりじゃなくて、指導ALTを使っていくということではなくて、こうやって個別にできるようなシステムでやっていったほうが、私は子どもたちのための身になると思います。これはこれでちょっと聞いてくださいね。終わります。

では最後に、これは私たちの議会人としての存在意義を左右するような質問になるんですけど、全国の地方自治体の中には、議員の一般質問における答弁作成をAIに活用する事例があると。答弁書を作成する過程における大幅な時間短縮が効果としてあるようだということです。町の考えをお聞きます。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

議員の御指摘のとおり、過去の答弁データや資料から、瞬時に必要な情報を抽出できる生成AIの機能は、答弁書作成における効率化や時間短縮に大いに期待できるものだと考えております。一方で、AIによる生成物は、飽くまで文案の素材や下書きにすぎません。最終的な事実確認や本町の意思決定、そして答弁内容に対する責任は、これまでどおり職員がしっかりと担うことが大前提。これAIの世界では、ヒューマンインザループと言って、先ほど学校教育課の答弁でも出てきました人間中心の徹底ということで、AIのワークフローの中のいずれかの段階に、人間が正確性、安全性、説明責任、そして倫理的意思決定を確保することですが、こういったものを大前提として活用していくべきだというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

今活用されてるんですかね。例えば、私の一般質問通告書出しましたけど、これ、読み込ませて、一応たたき台を出したということでしょうか。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

私の今の回答がそういうふうにしたかという御質問でよろしかったですかね。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

活用はしてるということであって、最終的にはうんぬんと人間の目で確かめてということであった答弁と思うんですよね。ただ、今回私の分も含めて、10数名の議員の方から一般質問の通告が出されてると思いますが、それをAIのほうに一度落とし込んでたたき台を導き出されたかという質問でございますが。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

私からはAIを利用しようという指示はしておりません。ただ個別に、課長とか担当者レベルで参考にすることはあるかと思いますが、その辺の調査はしておりません。最終的には、議員の御質問もそうでしょうが、答弁については、やはり情熱

を持って気持ちを込めた答弁をするっていうふうな方針を、私は支持しておりますので、そういった意味では、AIを参考にしながらも、最終的には人間の目、人間の考え方で答弁をしていくというふうになると思います。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

私だったらですよ。もう是非やれって言いますけどね。今ネットの中に全部情報が出てるやつっていうのは、例えば、私が過去もうずっと前から言い続けたことですよ。それが私の考えが例えば変わったとしても、そういうことを要約してまとめてくれる。最終的には、それはもちろん人間の目で確かめて、答弁は作らないといけないのは確かなんですけど、ただ私からすれば、こんな無駄な時間をわざわざ考えてするよりも、既存のそういう技術があるんだから、過去に積み重なったデータを一気にかけて、たたき台だけまず出してくれと。こうこうこうだなと。分かった。これで答弁をもうちょっと色付けして出していく。私はそうしますよ。それがやっぱり行政の効率化という、既存の世に出回ってるテクノロジーを使って時間短縮とか費用を縮減していくとか人件費を削減していくとか、そういうことではないんですか。そういうことなしに、今までどおり既存のことをやってたら、行政改革とか財政改革とかできるんですかという、私からすると話なんですよね。だから、せっかくあるんやから、なぜ使わないんですかという所が私からすると疑問になるんですよ。是非使えっていうふうに私は思いますけど、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

否定はしていませんよ。使うなということは言ってません。個別にもうこれはAIを使ってます、事実を言うのですね。AIを使ったそういった参考文献あるいはその様々なデータとか資料が、これもう当然AIは持ってますので、それを利用しているのは事実です。ただ、そのまま使って、全く職員の資質向上にはつながりません。そのたたき台として出しながら、それを自分の言葉として自分の気持ちとして答弁を作ると。これは当然否定するものじゃございませんので、そういった意味で指示したものでございます。必ず使えという指示はしてないということで、誤解がないようによろしく申し上げます。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

今、世に出回ってない、例えば、質問内容とかであれば、AIにかけても、いや分かりませんの世界なんです。ただ、もう既存に出回ってる質問内容とかは、全てネットの世界から拾ってAIが勝手にしてくれます、探してくれますので、それを否定することは、行政としては否定しないほうがいいだろうというふうに思います。

最後にまとめますね。これ、世界の日本企業の時価総額について、これ関連があるので最後に述べますけど、1989年、トップ10に日本企業7社ありました。トップ50までには32社。時価総額ですよ。企業の価値を測る指標ですよ、時価総額というのは。1989年はトップ10に7社、トップ50には32社ありましたね。2024年、トップ10ゼロ、トップ50に1社、39位のトヨタ自動車さんのみです。これはなぜこの30年間に、これだけ日本企業の何ていうか、世界に向けて発展していけなかったのかということ、やはり構造的問題というか、既存にある、例えば、テクノロジーとかこういうことを十分に使っていかなかったと。例えば、安全面とかそういう所にまず注力して、なかなかそういうのを使っていけなかったところが一つあると。一方で、世界のほうは、まずはこういうのを使っていくぞということでぐんぐんぐん伸びていって、今の日本があるということなんですよ。だから、それを取り戻すためには、日本の中だけのことを考えていけば、もう今後伸びないよと。やっぱり世界と一緒に戦っていくためには、今世界がどうなってるんだとか、世界はこれ使ってるんだ、自分たちも使わなければというところを考えていくべきじゃないかなというふうに私は考えて、今回のAI、これはかなりもう世に出回ってるテクノロジーでありますので、行政のほうも、教育委員会のほうも是非活用していただけたらいいかなというふうに考えて、私の一般質問を終わります。

(8番 福永善之君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩いたします。

再開を11時20分とします。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時20分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号15番、安藤和寿議員。

(15番 安藤和寿君 登壇)

○15番 安藤和寿君

午前中、3人目の一般質問となりました。先ほどAIの質問、一般質問ということで取上げられておりましたけども、今回ちょっと質問をさせていただくことにつき

ましては、実務経験と町民の方から御意見いただいた内容で質問させていただきたいと思います。今回の質問につきましては、まず、シティープロモーションについて、町長のこれまでの町政運営の総括とこれからの粕屋町の将来像について、質問させていただきたいと思います。

まず、シティープロモーションとは、地域の魅力を発掘・創出し、それを地域外へ戦略的に発信することで、人口の定着や観光、投資などを促し、地域を持続的に発展させる自治体の主導の取組全般を指すとしています。今の町の取組を見て感じるところは、この粕屋町をもっと町内外を問わず、多くの方に知ってほしいという思いと、もっと好きになってほしいという思いが、町長はじめ職員の方やスタッフの方の行動でいつも伝わってきております。議会でも意見交換会など、町民の皆さんから多くの御意見を頂いた内容を交えまして質問をさせていただきます。

まず初めに、駕与丁公園の水資源を活用する観光振興戦略でフィッシングの質問です。今までに、駕与丁池に生息するブラックバスに関しては、議会でも取り上げることがなかったというふうにとちょっと記憶しております。そういったところでまず調べましたところ、福岡県のバス釣りポイントでは、駕与丁公園は駐車場、トイレが完備され、安全な釣り場として、上位にネットでも出てきます。毎年春には、「FISHING BATTLE in駕与丁公園」と題し、多くの釣り具メーカー協賛の下、ブラックバスの1匹の長さを競い合う大会にプロの選手を交えて、参加総数100名以上の参加の下開催され、優勝10万円の商品券をゲットする、誰にでも優勝ができるチャンスがある大会として、駕与丁公園が選ばれ、3年前から実施されておられます。このことも、所管課のほう、町のほうは御存じかとは思いますが。

そこで、質問させていただきます。町の限られた観光資源から町の観光振興戦略で伺います。駕与丁公園は、釣り人に人気があり、もっと観光客を呼び込める可能性があると考えております。そこでまず、今までお伺いしたことございませんので、池にいる外来生物、ブラックバスなどの取扱いについて、町はどのような独自のルールや決まりがあるのか、先にこれを質問させていただきます。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

まずブラックバスに入ります前に、駕与丁池について説明させていただきます。駕与丁池は農業用ため池でありまして、一般的に駕与丁池と言われる部分につきましては、駕与丁池と古の浦池に分かれております。駕与丁池につきましては、糟屋郡仲原村大字仲原、大字原町、大字阿恵、大字柚須それから糟屋郡多々良村大字津屋、大字多々良、それから糟屋郡箱崎町大字箱崎、大字下臼井が8分の1ずつの所

有権を有しております。一般的には、粕屋町、福岡市で2分の1ずつの所有になるか、それぞれの農区が所有権を持つことになります。古の浦池につきましては、酒殿農区代表2名の共有名義となっております。駕与丁池、古の浦池につきましては、先ほども申しましたが、農業用ため池でございますので、水利権の関係上ため池の使用につきましては、関係農区の下承を得る必要がございます。ため池の井堰管理者の話を聞きますと、池の水位が下がった時に、釣り糸や針が多く散乱しておりまして、大変危険であると聞いております。ブラックバスに関してですが、ブラックバスなどの特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、いわゆる外来生物法でございますが、これに基づきまして、生態系等に悪影響や被害を及ぼすものとして指定されております。この法律では、対象生物の飼育、保管、運搬などは原則的に禁止されております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

先ほど課長のほうから、まず外来生物法ということで御説明いただきましたけど、現状、例えば、琵琶湖だとかある池などについては、ブラックバス等の部分を駆除する自治体もあるようで、そういった中では、粕屋町は従来どおり釣り客が来て、することは可能であるという形で認識してよろしいんですね。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

釣りが可能かということになりますと、先ほど申しましたが、どちらにしても所有が、粕屋町、福岡市だろうが、農区だろうが、どちらにしても水利権、農業用ため池でありますので、水利権がございますので、そちらの下承が必要になると考えております。それからブラックバスにつきましては、基本的にキャッチアンドリリースになると思いますけれども、47都道府県中17県でキャッチアンドリリースは禁止されております。福岡県につきましては、禁止はされておりましたが、特定外来生物の性質上、好ましくはないのではないかと考えております。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

はい、ありがとうございます。一応キャッチアンドリリースという言葉が出ましたんで、釣ったらその池に逃がしていいですよということだろうと思います。

そういった中で、今現状たくさんの多くの方が、駕与丁公園を訪れられて、釣りをされていらっしゃるという中で、これが、町の中では限られた観光資源じゃないかなというふうに感じております。そういった中で、先ほど言ったように、こういった釣り具メーカーさんの部分の毎年大きな大会だとか、例えば、今まで駕与丁の中にカフェを作っていたきたいとか、そういった住民の方からの要望もございました。そうすると、なかなかカフェだけでは運営的、損益分岐点は上がってこないというふうに捉えますと、例えば、他県のようにフィッシングパーク化できたところの部分だとか、例えば、そこにバスのショッブとカフェと一緒に隣接するとか、店を出すとかそういった形が考えられてくるかと思います。

そこで、次の質問をお伺いさせていただきます。今後、この場所を更に人気の釣り場にして、観光客を呼び込むとか、あと宣伝・PRをしたり、釣り場としての環境を整備したりする考えはあるのか。また、町民釣り大会とかそういった企画もできるかと思いますが、そういった考えがあるかどうか御質問いたします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

駕与丁公園は、農業用水のため池の水資源を農業の利用だけではなく、地域の憩いの場として、池周辺に遊歩道や公園施設を整備したものです。駕与丁公園での釣りにつきましては、ほかの公園利用者の迷惑にならないようにということで利用させていただいております。農業用水のため池の管理者からは、先ほど池の水位が下がった時に、釣り糸や針が散乱し危険であるという報告も受けております。また池の水位変動が大きく、釣り場に向かないこと、そしてブラックバスなどは特定外来生物に指定されておまして、釣り場として宣伝PRすることは好ましくないことから、釣り場として、環境整備を進めることは難しいと考えております。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

現状、駕与丁公園の公園の中見ると、ほかの自治体とはちょっと異なる所の部分で、いわゆるその釣りに関しての、例えば、注意事項だとかそういったものが無い形の部分で捉えておりますけれども、実際そういったものが必要なのかどうか、注意を促すとか、それが必要だとは考えておられるんでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

普通に釣りをされる方につきましては、他の公園利用者の方に御迷惑にならないよってということで、注意をしております。特に駕与丁大橋の所は、狭くて通行が多いので、そこは釣りをしないようにということでっております。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

確かに橋の上とかは釣り禁止区域ということで、ネットの中でも出ておりました。基本的には、釣り客のモラルに委ねるという形の部分ということで解釈しまして、次の質問に行きたいと思います。

まず、次の質問ですけども、町内を回る観光戦略について御質問します。厄払いの祝いとして、町で従来続いていた七鳥居くぐりの現状から、町の中を回遊性を持たせる仕組み、今後の可能性について伺っていきたいと思います。まず七鳥居くぐりっていうのが、私も平成19年に案内を受けて参加をさせていただきました。その後、厄払いということで、そういったことがあるんだなあというところで参加して、以降は大きな病気もすることなく、今現在に至ってるんですけども、そういった中で現在、粕屋のマップが出ておりますけども、ポイント的には、グルメ関係のポイントである程度してるんですけども、こういった、例えば、七鳥居くぐりのアイデアを駆使して、また神社を回るとか、またそれは神社めぐりについては、やっぱインバウンドの海外からのお客さんですね、非常にちょっと受けるところがありまして、そういったものを加味した形で、今後の仕組みを取り入れた形で、今後の可能性についてちょっとお尋ねしたいと思いますけど。どう感じておられるかお聞かせ願えればと思います。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

七鳥居くぐりににつきましては、町内の小学校区や行政区において、厄除けの祝いとして受け継がれてきた地域の伝統行事であると認識しております。町といたしましては、これまで旧仲原小学校区で開催されておりました七鳥居くぐりの案内を、世話人会からの依頼に基づき、広報かすやのいろいろ情報の欄に掲載してまいりました。しかしながら、令和2年度を最後に掲載依頼が無いことから、コロナ禍等の影響により開催が見送られ現在に至っているものと推察しております。

町が主催・後援するイベント等におきましては、来訪者の満足度とリピート率の向上、また消費機会の増加につながるよう、今後も回遊性を高める工夫を凝らしてまいりたいと考えております。一方で、特定の神事や地域固有の伝統行事につきま

しては、その性質上、行政が主導して観光資源として位置づけることは慎重であるべきと考えており、現在のところ、町として検討する対象には含めておりません。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

なかなか難しいと、行政としては携わる所が無いといった形の部分だと思えます。後からもちょっと出てきますけども、こういった粕屋マップの中で、町は6駅ありますよと、JRの駅が6駅あります。もう強調されておられます。そういった中で、意見交換会などでちらっと出てきたのが、町の中に六つの駅が有るというのは非常に珍しいということで、例えば、1日6駅乗車券だとか、6駅乗り放題1日券とか、そういったのを発行すると、結構回遊性が高まるんじゃないだろうかとか、そこが町の売りになってくるんじゃないだろうかという御意見を頂きました。そういった中で、今後、町には観光資源がまだまだあるかと思えますけども、今後、シティープロモーションの進めていく中でどう思っておられるのか。こういったことを発掘していくのかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

先ほどこっちとJRの駅、町内に6駅有るということで、それに関連したプロモーション活動ということで御指摘いただきましたが、JRと連携協定のほうも結んでおりますんで、近年ではJRの駅を利用したマルシェであったり、あとウォーキングであったり、JRと共同したイベント等も数多く開催するようになっております。町としては、こういったイベントを更に活性化して、更に認知度を高めていくのが重要ではないかというふうに考えております。またそれ以外のプロモーションに関しても、今後続々と検討して、後ほどのシティープロモーションのキャラクターの件とかなってくると思うんですけども、そういったものを活用しながら、今後企画していきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

それでは次の質問に行きます。

次の質問ですけども、この写真は巨大オブジェ、都市名を冠したオブジェでございます。午前中にハワイとか、あと先ほどでも、3か国、多国籍の部分で一応行った所の部分で、経験した形の部分で提案をさせていただきたいと思うんですけど

も。これ毎年、これはベトナムのダナン市という所に毎年飾られるものです。要は年度が変わるその前に、「HAPPY NEW YEAR」という形の部分で、次の写真出していただければ。無いですか。この写真ですね。毎年これが変わるんですね。

今の現状を粕屋町に置き換えてみると、粕屋町を伝える目的、ここで写真を撮れば、正解の場所が無いように感じるんですよ。いわゆるフォトスポットはどこなのっていうところを考えると、駕与丁公園の風車広場の所の近辺のどこか言うけど、そこがいわゆる正解な場所ではないというふうに御意見も頂きます。いわゆる、毎年、こういった変化のあるような所の部分を打ち出して、そこでは記念写真を撮ったり、新年の挨拶メール、観光客の方がそこで写真を撮って、自発的にプロモーションをしてしてくれる装置というところらしいです。そういったのも取り入れてやっていったほうがいいんじゃないかなろうかというところの部分で上げさせていただきましても、お考え的にはどうかなと。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

粕屋町で住民の方々に、粕屋町に在住の方ですよ、粕屋町の一番上げるべき特色、アピールしたい所っていう質問を投げると、やはり駕与丁公園が一番でございます。実際、福岡市内とか町外からのお客様も駕与丁公園の満足度は非常に高いというふうにデータも出ております。そういったことで、やはり駕与丁公園を、そしてまた風車広場、これはやはり皆さんが集い、様々なイベントも行われる場所で、だんだん知名度も上がってきております。駐車場も整備をし、皆さんが本当にストレスなく来れるような場所に将来的にもどんどん発展させたいと思います。そういった場所で、ランドマークということをやはり考えるべきだろうと思います。今年設計を行います、ステージをこの広場に設置する。これ常設のステージでございます。そのステージを利用して、各種イベントに我々も利用するし、民間の方々も利用されてそこで様々なイベントを行っていただく。それに関連して、今安藤議員がおっしゃられたように、固定的なランドマークと言いましょうか、要するに、例えば、2026とかバラをモチーフにしたようなオブジェを作るということは、非常に参考にさせていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

町長から答弁いただきありがとうございます。そういった中で、日本の国内でもあちこちで、例えば、青森県に行ったりとか、東京もそうですけど、行ったときに

は、東京という文字の中で、観光客の方がそこで記念撮影をして、SNSで投稿するという形の部分が流行っているところの部分です。実際、どこで写ったか、撮ったかっていうのは、そのオブジェが無いことには分からないというところがあるんで、是非、莫大なプロモーション予算、広告費等もかかる、安価でできるらしいです。そういった中で、今後取り入れていただければなあというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと次に、現在のスマートフォンを活用した提案でございます。まず、これガバメントクラウドファンディングということで、地域の特産品を活用した新しい事業資金の調達のプロジェクトですとか、あと観光施設の保守・修繕を行う、設備投資のプロジェクトですか、あと地域の祭りなど、イベントに合わせた地域のコミュニティの強化プロジェクト、これからの活動を通して住民に地域の課題を見える化するだけでなく、外部の支援者を巻き込む仕組みには、地域の経済活性化をさせることができるとされている観光DXのシステムです。プラットフォームという所です。

そういった中で、次の質問させていただきますけども、現在、スマートフォンを活用した観光DXが全国的に注目されています。一部の自治体では、SNSの関連やスタンプラリー、寄附システムを充実させた実例があります。粕屋町でも名所と言われる所にQRコードを設置して、寄附、先ほども神社の所もありましたけども、賽銭ができるような組合せをしている自治体もございます。コストをかけずに、町中を歩きたくなるようなプラットフォームを用意する、町の観光DXについて考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 末若憲治君

本場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

スマートフォンを活用した観光DXについてお答えいたします。まず本町には、年間を通じて観光客を呼び込めるような目立った名所が少ないため、常設のプラットフォームの導入は時期尚早であるというふうに考えております。ちょっと以前検討したこともございましたが、費用対効果を考慮しまして、なかなか今の段階では、導入するのは難しだろうというような結論に至っております。また、御提案の寄附、賽銭の仕組みにつきましても、寄附や賽銭の対象によっては、法的・公的な観点から、行政の関与についても慎重であるべきというふうに考えております。

したがって、現時点では、町民の皆様や近隣から多くの人が集まるイベントや行事をメインに据え、そこでの回遊性や情報発信にデジタル技術を活用していくほうが効果的であるというふうに考えております。また一方で、スマートフォンを活用

した広域的な周遊施策につきましては、福岡都市圏を初めとする近隣自治体と共同で取り組むことで、スケールメリットをいかせる可能性があると考えておりますので、今後も継続して検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

検討は一回されたということで、なかなか難しいというところの部分だと思うんですけども、やはり駕与丁公園のほうも、年間維持管理が大きく、費用がかかるところだと思います。そういった中で、維持管理費を、来園客、観光客からの支援を少しでも補う取組をしていかないと、なかなか現状のふるさと納税の寄附金等々ではなかなかきつところがあるので、少し積極的に進めていただきたいなと思いますけども。実際、こういった活用、スマートフォンは誰もが今持ってる時代になってると思います。そういった中で、現状の予算的なもの、維持管理費がかかっておりますので、それを踏まえた形で検討していただきたいなというふうに思います。

それでは次の質問に行きます。次の質問ですけど、かすたまちゃんの質問です。今回通告書を出しまして、今まで何度か何回か一般質問してきたんですけども、通告書を出して問合せがあったというのは初めてでございまして、問合せとは何かというと、かすたまちゃんについて非常に興味を持っておられる住民の方が多くあるんだなあというふうに思いました。そういった中でどういった問合せなのかというと、ちょうど隣の県のゆるキャラは、メジャーなゆるキャラがいっぱいあるところでございます。黒っぽい感じのあれですけど。そういった中で、そこはいろんなプロフィールをどんどん公開されて、あとは出張だとか、どこに出没するのかだとかそういったところ展開されているようです。

まず、性別が分からないんですというところの部分があって、お尋ねがあって、今回ちょっと通告書を出しておりませんので、触れることは触れて、お答えがあるかどうか分かりませんが、まずは性別が分からないということでございます。そういった声がございまして、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

それで、かすたまちゃんのミュージックビデオが、令和8年度の全国広報コンクール総務大臣賞映像部分を受賞したという、町民の方からも非常に好評を得ております。今後のかすたまちゃんを活用した具体的なシティープロモーション戦略についてお伺いしたいと思います。自身の思いとしては、今後のプロモーションについては非常に効果的な助っ人というか、を要した形の部分でどんどん売り込んでいけるんだろうと思っておりますので、今回、そのきっかけとなったことについて、今

後のシティープロモーションの戦略についてお尋ねしたいと思います。

○議長 末若憲治君

本場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

かすたまちゃんに町民の方もまた町外の方も、いろいろと興味を持っていただいて、いろいろ役場のほうでも問合せを受けさせていただいております。非常にこうやっていろいろ反響があるというのはやってるほうとしてもうれしいことであり、先ほど性別の話とかありましたけれども、設定という言い方したらちょっといけないのかもしれないですけども、そういった所や、あと今後どんどん周知を含めていくためのグッズ販売等も現在準備しているところでございますので、ちょっと今しばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

かすたまちゃんのプロモーション動画が、全国広報コンクールにおいて、総務大臣賞という栄えある賞を頂きましたが、これは本町におきましても、大きな弾みになるものであり、大変喜ばしく受け止めております。この動画は、全国トップクラスの出生率を誇る本町の強みをいかし、子育て世代に寄り添うという明確なコンセプトの下、専門的な知見も取り入れながら製作したものでございます。既に配信以降、多くの反響を頂いておりますが、今後はこのかすたまちゃん、ゆるキャラをフックに、町のブランド力向上に向けた継続的な更に発展させたアウタープロモーションと、新たに転出抑制、定住促進に向けたインナープロモーション、町内向けのインナープロモーションも双方に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、この受診の勢いを次のステップへとつなげるために、10月に開催されるゆるバス、これゆるキャラグランプリの後継イベントになりますが、こちらにもエントリーする準備を進めております。ゆるバスへの参加は、全国からの来場者や企業に対して、キャラクターを通じて、本町の魅力を広く発信し、その存在感をアピールする絶好の機会になるというふうに捉えております。さらに、ファンとの直接的な交流を通じて、本町の新たな認知向上や将来的な観光誘致、シティープロモーションに向けた効果的なアプローチの展開にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

先ほど隣の非常に人気メジャーなゆるキャラがいらっしゃいますけども、ゆるキャラさんなんですけど、2010年にデビューして15周年を迎えるらしいです。累計

が1兆4,590億円の規模で、昨年の2025年の関連商品の売上げが約1,500億円ということで、これがずっと15年継続しているということですね。市内の中には、スクエアだったとか完全なオープンスペース、そのコーナーが設けられて、世界から来場者があるような本当に人気のあるゆるキャラになってるところです。

そういった形で、うちのかすたまちゃんも負けじと、やっぱ頑張って外に出していただき、どんどんどんどん出していつていただきたいなというふうに思っているところです。そういった中で先ほどもありましたスケジュール的に、例えば、ホームページ上で今回ここに出没し、出ていきますよとか、そういった例えば出張も、スケジュールを公開するという意見もありましたので、その今後のスケジュールというのはできるものなのか、そこを教えていただいていいですか。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

かすたまちゃんの今後のスケジュールに関しましては、ちょっと余り言うとな今後のシティープロモーションの展開がばれてしまうんで、どこまで言っているかというところあるんですが、かすたまちゃんのSNSのアカウントを作りたいというふうに考えております。そこで、かすたまちゃんがいろんなつぶやきをすることで、予定の確認であったり、またかすたまちゃんをもっと知ってもらい、より愛されるキャラになってもらうためのきっかけというふうにしたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

確かに注目はされておりますが、まだまだメジャーではございません。どういう形でメジャーに成長させていくのは、これやっぱりメディアなんですね。それもメインのメディアです。新聞とか従来の紙ベースの分がありますけど、やはり映像、これを使ったもので、我々ができる部分は、今YouTubeとか様々なSNSで、今課長が言ったとおりなんですけど、やはりメジャーなテレビ局辺りのプロデュースをお願いしながら、これは私が営業マンとして、様々な放送局に持ちかけながら取り上げていただく、そういったことを今後も積極的にやりたいと思います。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

やっぱり今回、大賞を取ったということで、やはり鉄は熱いうちに打ってという

じゃないですか。町長、そういった中で、今年最初が、今が本当貴重な行動が、こういった形の部分で展開していくのかっていうのが必要になるかと思いますので、是非、熱いうちにどんどんどんどん外に出して行ってほしいというふうに思いまして、今後の期待もして、次の質問に行きたいと思います。

次の質問ですけれども、町長のこれまでの運営の総括とこれからの粕屋町の将来像について伺っていきたいと思います。御存じのとおり、今年は町長選挙の、任期満了ということで選挙がございます。通告書を読み上げたいと思います。2022年に、粕屋町の更なる発展への期待を一身に受け、箱田町政2期目がスタートいたしました。9月で任期満了を迎えようとしています。4年間振り返って、今後の粕屋町について町長の考えを伺いたいと思います。

まず初めに、2期目就任から約4年間を振り返り、御自身にとってどのような期間だったか、また御自身を一言で表すならどのような町長であったかを、どう総括されていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

令和4年9月に2期目の御信任を受け、早くも4年がたとうとしております。2期目の冒頭から、子育て環境の充実、そして便利で住みやすいインフラ整備、イベントの復活や駕与丁公園の魅力増などの誇れるまちへの取組、そして誰もが安心して暮らせる防災対策など、精力的に取り組んできた4年間と考えております。それに並行しまして、特に市制施行を視野に入れた粕屋町を知ってもらい、来てもらい、そして住んでもらうというような、シティープロモーションに取り組み、これを様々な形で、イベントなどで来場者数の増加、そしてまたSNSフォロワーの数の記録更新という形で、これは正に実を結びつつあります。私が2期目の就任時、所信を述べさせていただきました、子育てしやすい、そして住みやすい、誇れて、安心して生活できるまちづくり、この四つの目標については、一定の評価が果たせたものと自分なりに感じております。ただ、どのような町長であったかというのは、町民の皆様の評価に委ねたいと思っております。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

ありがとうございます。自分が感じてるのは、やはり2018年、ちょうど町長1期目就任後は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策など、様々な出来事が遭遇ございました。2期目途中の2023年の5月8日、感染症法上の位置づけ、5類移行ま

でをひとくくりとみなして以降は、活発的にこういったプロモーションであったりとか、いろんな提案があったあったかと思います。そういった中で、8月の町長選挙に向けた町長の意向についてお尋ねしたいと思います。また、箱田町長は、今後の粕屋町の未来についてどう考えておられるのか。また、出馬の意向があるならば、今日出馬の意向を答弁していただけるのかちょっとよく分かりませんが、よろしく願いいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

一定の評価は頂いたものと思っております。正にこの2期8年間の中で本当にがむしゃらに進んできたと思はします。また、議会の皆様にも御協力、御支援を頂きながら、今までの成果を評価していただきたいと思っております。ただ、非常に身に余る光栄なことですが、まだまだ手を付けなければならない、正に発展途上の市になる一歩手前の町でございます。かすたまちゃんじゃありませんが、卵が割れて、これから親鳥になる、そういった段階を踏む時期であると思っておりますので、多くの課題に向けまして、安藤副議長のエールに応えるためにも、この3期目の挑戦を前向きに捉えながらも、ただ、関係各位の方々と御相談申し上げ、近日中には、私の気持ちや決意を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長 末若憲治君

安藤議員。

○15番 安藤和寿君

地元でも非常に箱田町長を評価される方で、引き続き3期目の続投を望まれている方も多ございます。そういった中でどこのタイミングになるか分かりませんが、出馬されるということであれば、早めというか、そういったところの部分で、アップしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは私の一般質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。

(15番 安藤和寿君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩いたします。

再開を13時ちょうどいたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時00分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

○14番 山脇秀隆君

それでは14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問をいたします。

今回は、令和7年11月に公表されました、粕屋町中期財政見通しについてであります。これまで黒字決算と高い財政力指数を堅持してきましたが、今年度から5年間の見通しでは、全ての年度で財源不足が発生するとしております。特に、令和9年度は31億円ほどの不足が予測されており、何らかの赤字対策が必要であります。これからの財政運営に責任を持って取り組んでいかなければなりません。この厳しい財政状況を、先ほど町長の任期を終える本年、改めて積極的に継続の意思を、したいことを願っているというような決意をされました町長に、まずこの状況の認識を確認したいと思います。

この令和7年11月に財政課から出されました粕屋町中期財政見通し、これは御存じでしょうか。まず、それだけを聞きたいと思います。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

存じ上げております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

それでは、厳しい財政状況、今までにない厳しい財政状況というふうに考えておりますので、更なる決意を持って今後対応していただきたいと思いますので。

それではちょっと画面を見ていただきたいと思います。これは、赤字が続く主な要因として出しております。

最初の質問です。財源不足の主な要因として、公共施設整備の集中による普通建設事業費の急増、扶助費、人件費など義務的経費の増加、公債費の増大と町債残高の増加が挙げられております。この深刻な財源不足について、どの要因を最も重いリスクとして認識し、どの年度をピークとして捉えているのか。まず明確に示していただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

まず、今回作成しております中期財政見通しにつきましては、中期的な視点から、歳入歳出の動向を見通しまして、財政運営の課題を早期に把握することで、持続可能な財政運営につながることを目的として作成したものであります。見通しの作成に当たりましては、一定の前提条件の下に、作成時点で想定される事業を機械的に積み上げて推計をしております。

御質問の財源不足が見込まれる要因につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、単年度の臨時的な事業によるものだけでなく、扶助費や人件費、公共施設整備事業に伴う公債費などの義務的経費の増加に加えまして、近年の物価高騰や労務単価の上昇などによりまして、物件費や普通建設事業費も増加傾向にあります。全体として、歳出規模が増加傾向にあることが、構造的な要因ということで認識をしております。また、財源不足のピークにつきましては、今のところ令和9年度になるものというふうに推計をしておりますけれども、本見通しにつきましては、作成時点で想定される、実施が未確定の部分も含めた事業を幅広く反映した推計でありまして、今後の見直しにより変動するものというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

令和9年度がピークとして捉えるっていうふうに、財源不足の要因としては、先ほども言われましたように、義務的経費の増加、そして普通建設事業費の増加、そして公債費と町債残高の増加というふうになってるというふうに思ってます。再質問なんですけど、町としてどの水準を危機ラインと認識しているのか明確でありませんで改めて聞きます。財源不足がどの規模に達した場合、町として抜本的な財政対策が必要と判断するのか、その基準を具体的に示してください。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

幾らという基準を設けているものではございませんが、通常予算編成の段階で、財政調整基金を7億から8億程度取り崩して予算の編成を行っております。結局、それ以上の不足が出ると、補正予算があるので赤字にはならないかもしれませんが、一応一定のラインとしては、当初の財政調整基金の取崩し額7、8億がラインじゃないかなと思います。ただし、施政方針のほうで述べておりますけれども、ここ数年は投資が必要という時期でもございますので、一定の財政調整基金の取崩しが増えることもある程度想定はしております。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

危機ラインの水準というか、財政的な危機ラインということで実質赤字比率であるとか連結実質赤字比率であるとか、実質公債比率であるとかが危機ラインというふうに受け止めますが、そういった考えでよろしいですか？今ちょっと違った意味合いの危機ライン、水準というふうに捉えましたので、具体的な危機ラインっていうふうな認識をすると、そういうことがあれば、抜本的な財政対策ってすごいですよね。根本的にやり替えるっていうスタイルなんで、この危機ラインっていうのが、その認識の度合いが、今の答弁ではちょっと分かりにくいので、もうちょっと明確に。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

危機ラインという捉え方は二つあると思います。単年度で、もう当初予算の計上ができない。歳入不足になって、歳出過多になって計上ができないような、これはもう本当に危機的な状況だろうと思います。当然そうなると、歳出の抑制なり、翌年度へ先延ばしにするという手法によって、何とか予算の計上はやっていくという状況であります。それ以上にやっぱり、公債費あるいは義務的経費が増大していく状況が数年続くというのは、これはもう正に本当の意味の危機的な状況だろうと思います。毎年毎年の予算計上ができないということを意味しているわけですが、そのためにも当然財政的には様々な措置を行い、今、財政課長が言いましたように、基金の運用をもって、計画的にやっていくというのが当然のこと、財政運営の根本的なやり方だろうと思います。

何で今多くなっているのかというと、本当に公共事業、大型の公共事業がこの9年度に非常にめじろ押しになっております。具体的に言いますと、クリーンパークの建設事業辺りが、やはり建設の当初、正にイニシャルコストで非常に高くなっている。一般財源の突き出しが後世の町の支出に非常に圧迫をかけているということ。そしてまた、この金額的にはまだ全然見通せないんですが、九大の農場の跡地についての購入を希望しておりますので、それもあるだろうと。これ先ほど財政課長が言いましたように、推計的に大きな数字を見込んでいるということで、実際にはどうなるか分かりません。そしてまた庁舎の改修の増築工事、これも一定の数字を加味したところで考えると、非常に歳出的には多いと。

そしてまた反面、これ言いますように基金からの繰入れは行っていない。それとともに繰越金、これは当初予算には3億で計上しておりますが、これは暦年、6億から8億の繰越金が出ているということで、何とかその年度内の決算状況につきましては、収支はバランスをとれているという状況は、今後考えられると思います。あわせて、先ほど議員が言われたように実質公債費比率、これも非常に高くはなるんですけれども、当然それは、18%の高率にならないように財政運営を行うというのが鉄則でございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

ちょっと画面見てもらっていいですかね。これ財源不足ですね。これ全部真っ赤っかですね。今、町長が申しましたその年度ごとの要因と状況について説明がありました。中期財政見通しではこういうことが起こりますよということで、これを解消するために、歳出と歳入を見てこれを抑制していきますよってということが書かれてるわけなんです。

次の質問移りますけども、歳出抑制対策の具体化について質問します。歳出抑制対策として、事務事業の見直しや優先順位づけ、個別施設計画の中間見直しを行うというふうに、この見通しではされております。しかし文書なので、抽象的であり、町民サービスの影響も見えません。そこでちょっとお伺いします。まず、どの事業を対象にどの程度の削減効果を見込んでいるのか、まずここを教えてください。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

歳出抑制対策につきましては、今議員がおっしゃいましたとおり、経常的経費の縮減、事業の優先順位や見直しなどを基本としておりまして、現時点において、個別事業ごとの具体的な削減額や数値目標を設定しているものではございませんけれども、今後の予算編成過程におきまして、財政状況や事業効果等を踏まえながら、精査を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

そうすると、現在令和8年度ですよ。この年度も一応赤字と。この令和8年度

8億8,000万赤字が出ますよっていうふうに、この見通し、中期財政見通しは出てますよね。では、この予算編成時に、具体的にどの程度、事業を対象に削減効果を見込んで編成したのかを教えてもらっていいですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

8年度ですかね。先ほど言われたのは、7年度の数字を言われたと思うんですが。8億は7年度のことだと思うんですが、8年度の予算編成をするに当たってということでよろしいですか。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

先ほど予算編成時に、それを見直しをして、事業を進めていきますよってことありましたよね。これ中期財政見通しっていうのは令和8年度からなんですよ。ということは、令和7年度に、予算編成時に、どこを削減していくかということは、今やりましたよっていう答弁だというふうに思ったんですね。だから具体的にそれは、どの事業を対象にどれだけ削減効果を見込んで編成したのかっていうのを教えてくださいって言ったんですけど。令和8年度のこの赤字を無くすために、動いた令和7年度予算編成っていうのは何もやってないということでもいいですか。そうじゃないでしょ。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

ちょっと誤解がありますので。8年度については、もうこの数字、表の中に挙がっている数字につきましては、それぞれ精査した後、例えば、歳出は計画の先送りあるいは削減をした結果、歳入不足については8億8,700万あったということなんですが、これは財政調整基金で、先ほど財政課長が言いましたように、その財源の調整、年度間の調整をやったということで御理解いただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

それでは三基金につきましては、財政調整基金につきましては、後ほど質問したいと思うので、今の件につきましても、後で答弁していただきたいというふうに思います。

次に、公共施設整備事業のうち、延期、縮小、分割の検討対象となっている事業はどの事業か。具体的に教えてもらっていいですか。ちょっと資料を出しましょうね。ちょっと見にくいんですけどね。これが一応、財政見通し反映している主な事業ということで、この見通し出てますんで、これをちょっと出してますんで。この中から、どういうことで延期、縮小、分割を検討対象としたのかを教えてもらっていいですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

公共施設整備事業の建物部分につきましては、粕屋町公共施設等個別施設計画に基づきまして実施をしておりますけれども、庁舎の改修増築につきましては、12月の委員会で既に御説明はさせていただきましたけれども、延期のほうを決定しております。本計画に、個別施設計画につきましては、令和8年3月に改定を行っております。既に改修を終えている施設を除きました全ての施設を対象といたしまして、今回の中期財政見通しの結果も踏まえて、個別施設計画の実施計画の見直しは行っております。対象は全ての施設になります。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

これ出してもらっていいですかね、資料。ここに書かれてるのが反映した主な事業なんですね、財政見通し。これはこの見通し、中期財政見通しの中に書かれて、これを基にそういったものをやっていきますよということで出してます。これ、まだ令和8年度なんで、実際的にはまだ動いてないのかもしれませんが、この縮小、延期、廃止を今年度、令和8年度検討しているものがあるのか。またそれは、もし検討しているのであれば、その判断に用いた基準、費用対効果であるとか緊急性とか、それはどういったことが理由でそういうふうにしたのかっていうのは分かりますか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

施設の整備につきましては、その時期の老朽化状況とか、もちろん財政状況も影響してくるんですけども、それとあと全体に改修に係る予算。あと、起債の関係、補助金の関係。あらゆることが、その基準というか、延期するのか、縮小する

のかといった判断材料になるかと思います。個別計画の実施計画におきまして、延期等をしたものにつきましては、先ほど申し上げましたように庁舎の改修、また学校関係も一部延期等をさせていただいておるところでございます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

実際的にはその二つを今のところ、縮小、延期、廃止っていうふうにしたというふうに捉えていいですか。ですね。はい。

続きまして、義務的経費の増加への対応について質問をいたします。義務的経費、とりわけ扶助費や公債費が年々増加し、財政を圧迫しています。特に公債費は、今後の公共施設整備に伴い、実質公債比率が18%を超える可能性がありますよというふうに示されています。公債費の急増を抑制するため、事業の実施時期や償還期間の見直しをどのように検討しているのか。また、18%超を回避するための具体的なシミュレーションは行っているのかを聞きます。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

現時点におきましては、起債対象事業の事業費精査などによりまして、実質公債比率が18%を超えることはないというふうには見込んでおりますが、公債費の急増への対応につきましては、これまでも行ってきましたけれども、各事業の緊急性や必要性を精査した上で、事業の延長や縮小等を検討しまして、また単年度の事業費や新規発行する町債額の平準化及び抑制を図ってきております。これに加えて、今後につきましては、各事業の内容、また対象施設の耐用年数、あと借入れ利率等を勘案しまして、単年度の公債費を抑制するように、償還期間をなるべく長くできるように、延長を検討しておるところでございます。また、実質公債比率につきましては、大きな事業が計画される際にはその都度シミュレーションは行っておりまして、比率にどのような影響を与えるのか、18%を超えないのかという確認は毎回しておるところでございます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

この公債費が、比率が18%近づいた場合、どの事業の時期をどの程度後ろ倒しするのかっていうのは想定してるかどうか。そういうのは考えてないんですかね。基準というかそういうのはないんですか？その都度編成時に、どうしようかって考え

てやってるっていうふうに思っているんですか。何かその辺の、今シミュレーションあるって言ってましたよね。そのたびに行っているという、その結果ってどういうものかちょっと教えてもらっているんですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

まず、大きな事業が計画される際は、それがどれぐらいの財政規模が必要なのか、予算が必要なのかということで、理由は事業費ですね、事業費がどれぐらいなのかということで、実質公債比率、ちょっとここで口頭で説明するのなかなか難しいんですけども、その事業費を起債で賄った場合、あと借入れ年数をどれぐらいにした場合っていうのをある程度想定しまして、それを実質公債比率の計算上に当てはめてみると、そうしたところ、18%超えるか超えないかというのは分かってきますので、飽くまでざっくりとした試算にしかならないんですけども、そういった形で、そのかかる事業費とそれにどれぐらい起債を使うのかということを考えて、実質公債比率の計算をしているところでございます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

全体的にちょっと聞いてみると、この中期財政見通しを作ってるわけですよね。だから大体年度ごとにどういうふうにしようとか、どういうふうにやっていこうとか、そういうことは考えなくて、毎回、予算編成時にどうしようかというふうな考え方なんですか。ちょっと全体的にこう通してみても、こういった事業をこういうふうにしていこうとか、こういった事業をちょっとまだ緊急性とかいろんな考えて、ちょっと延ばしてもいいよねとか、返済時期がまだ長いんで伸ばそうとか、そういうことを考えてくると思うんですね。だからそういう考え方で、具体的にどうするんだっていうことをちょっと聞きたいんで。ちょっとこれだけじゃ、この財政見通しだけじゃ、出される財政見通しじゃその辺見えないんですよね、全然。だから、その辺を年度ごとでもいいので、具体的にこの年度は、ピークが令和9年と言いましたよね。だから令和9年、これ回避、一番これ18%近くなる可能性が大でしょ。ここに向かって、じゃあ何をずらしておこうとか、こういった事業を前倒ししようとか、後回しにしようとか。そういった優先順位とか付けていくはずなんですよ。そういう考えってそもそもしてるんですか。その辺ちょっと聞きたい。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

中期財政見通しってというのは、飽くまで実施未確定分を含めた、想定されることを幅広に計上しておりまして、最大限全部の事業やったらこうなるよってというふうな感じのシミュレーションというか、見通しでございます。歳入をまたちょっと抑えぎみにもしてるといふところもあるんですけども、そういった形でちょっと財源不足が大きくなってるということもあるんですけども。繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げました庁舎の大規模改修などは、財政シミュレーションでちょっとなかなか難しいなという判断が、財政見通しの結果から、ちょっとできないなっていう判断をしたというふうな形で、大きな事業につきましては、こういった財政シミュレーションとか、あと実施計画に、個別施設計画の実施計画への反映だとか、そういった形で、先送りしたり、規模を縮小したりというふうな考えでしております。飽くまでシミュレーションがこうだからできないよね、これ以上なかなか難しいよねっていう考えで、大きな事業費がかかるものにつきましては、できないを判断しているというふうな形でございます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

なかなかちょっと難しい。理解がしがたい、ちょっと理解しにくい内容なんですけど。

それでは次に、歳入確保対策の実効性について聞きます。歳入確保策として受益者負担の適正化、企業立地の推進、補助金獲得の強化、企業版ふるさと納税の活用などが、この財政見通しでは挙げられております。しかしこれが、財源不足に対してどれほど効果を持つのが分かりにくいです。それで聞きます。各歳入対策によってどの年度にどれだけの増収見込みを見込んでいるのかを聞きます。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

歳入確保対策につきましては、企業立地の推進や収納率の維持向上、国県補助金の活用、また新たな自主財源の確保などを基本としております。その中の企業立地の推進による歳入確保につきまして、具体的には、現在進められております大隈西都市区画整理事業による増収効果といたしまして、この見通しに反映してるんですが、令和10年度に7,000万、令和11年度からは年1.5億を見込んで反映しているところでございます。また、見通しには反映はしておりませんが、戸原西土地区画整理事業につきましては、早ければ、令和12年度に約1億円の増収が見込まれる

んじゃないかというふうに想定しております。また、その後の事業完了後につきましては、年3億程度が増収になるんじゃないかなというふうには見込んでおるところでございます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

次の2番の企業立地についての具体的な誘致目標というふうに今ちょっと少し述べられましたんで、大体大まかに言うと、企業立地の推進において、増収効果を狙ってるっていうふうな、今ちょっと受け止めをいたしました。規模ですね。だからこの、今この時期的なもので、今ちょっと企業立地というふうにありましたけど、ほかにもいろいろあるわけですね、示されてるのが。先ほども申しました受益者負担の適正化であるとか、企業版ふるさと納税とかそういう増収を見込んでおるわけですね。これ5年間の合計って大体どれぐらい見込んでいらっしゃるんですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

そういった企業版ふるさと納税とか、もう金額が1,000万とか2,000万ぐらいの内容につきましては、正直申し上げまして見通しには反映はしておりません。飽くまで大枠を示す見通しになりますので、歳入につきましても、平均伸び率とかそういったものを使っておりまして、臨時的に入ってくるような見通しですので、企業版ふるさと納税という未確定のようなものを見通しに反映はしておりませんので、そういったものはこの中には入っておりません。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

そうすると、ここに挙げられてる中では反映させてないってことですね。言葉では書いてあるけれども、もう少ないんで、金額が少ないんで、それは入れてませんよと。合計金額が、今説明があった7,000万、1億5,000万、1億っていうふうに見込んでますよっていう部分ですね。基金の活用というふうに次移りたいんですけど、その前に、ちょっと待ってください。歳入確保、はい、ちょっと数秒待ってください。今、不足額ありますよ、これね。これ赤字になりますよっていうシミュレーション、5年間の。これを見ますと、今言った額プラス、あとは基金で賄っていくっていうふうな形で、この財源不足を解消していくという考え方でいいですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

まずちょっと前提として、この財政シミュレーションというのは、飽くまで財政計画ではなくて、飽くまで機械的に、平均伸び率など先ほど申し上げたとおり、そういったものを使ってシミュレーションしたというものになっておりまして、対策の、例えば、財源歳入確保対策を反映させたような財政計画とはちょっと別物になります。飽くまでシミュレーションっていう形で捉えていただければと思っております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

ということは、これ飾り物なんですか。じゃないでしょ。いや今そういうふうに聞こえて、これ何のためにやってるんですか、これ。今このほかに財政計画が有るというふうなお話でしたよね。だから、それとこれとは別みたいな意味合いに聞こえたんですけど、これ何のために財政見通しを出してあるんですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

飽くまで全ての事業をすれば、こういう状況になりますよっていうシミュレーションでございまして、こういった状況を踏まえて、歳入確保歳出対策が必要、また歳出削減対策が必要、また事業の見直しや事業規模の縮小等が必要ということで、財政健全化対策を10ページのほうに、こういったことをやって、こういった財源不足を無くしていきましょうという考えの前提条件にあるものというふうに捉えていただければと思います。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

ということは、これは先ほどいろんな質問がありましたね、一般質問で。こういうことをやってほしい、その時はお金がとかいうのありましたよね。これ見たら、新たな事業ってできないよねっていうふうに自分たちは思うんですよ。新しい事業なんて、じゃあ自分たちがいくらこうしてほしい、こういう事業をやってほしい、拡大してほしいって言っても、これ見たら、いやできないよね。こんなに財政厳しいんだったら、何もできないじゃんって。どちらかというと、歳入歳出を図っていくというような流れになってるわけでしょ。ねえ、これ当然三基金を使ってな

い分だから、基金がどれだけ残高あるかにもよるんでしょうけど、割合もどんだけやっていくかもあるんでしょうけど、それによってやりますよということだったら、今までどおり黒字になるよねっていうふうに思ってしまったでもいいのかなと思うんですよ。

以前、先ほども休み時間話しましたが、令和４年は15億の赤字だったんですよ。だけど終わったら、黒字になったんですよ。だから、こういうことなのかなって。これ見通しは飽くまでも赤字だよ。だけど、実際は黒字にできるんだよっていう想定がもうできてる。財政計画ができてる、今そういうふうに言ってるように聞こえるんですよ。これ絶対赤字じゃないよねって見えてしまうんですよ。だから何のためじゃあ出したのっていう感じにちょっと見えてしまうんで、その辺はちょっと、この一般質問してる意味も当然なくなってくるし、どういう流れでやるんだろうというふうにちょっと思ってます。

次に、基金の活用方針について聞きます。この主要三基金、増加傾向にあり、令和６年度末では約47億円となっています。一方で、財源不足は毎年発生するっていうふうに、この見通しではなってます。この基金をどの年度にどの程度取り崩す想定なのか。また基金の取崩しと町債発行のバランスをどのように判断しているのか聞きます。

○議長 末若憲治君

山脇議員、ごめんなさい。４の(２)の企業立地、具体的な誘致目標はもういいんですか。

○１４番 山脇秀隆君

答弁しちゃったから、大体あれしかないと思うんで。

○議長 末若憲治君

副町長がしっかり用意されてますよ。大丈夫ですか。

○１４番 山脇秀隆君

いや、答えっていうか。

○議長 末若憲治君

分かりません。

○１４番 山脇秀隆君

いいですか、聞いて。でも、同じ答えになると思うんですけどね。今さっき、部長がやって、もうそれしかないというふうに言ってましたんで、企業立地の推進しか財源はありませんというふうに言ってましたんで、それでいいのかなと思って。いいですか。

○議長 末若憲治君

すみません。失礼しました。大丈夫です。

では、5の答弁よろしいですか。

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

基金の活用につきましては、まだ未確定の部分もございますけれども、持続可能な財政基盤を維持する観点から、負担を平準化するため、基金の目的に沿って計画的に活用する考えということでしております。一方で、基金の活用につきましては、将来の財政需要や災害等への備えも必要でありますので、一定の基金残高の確保にも留意する必要があるというふうにも考えております。

今後の取崩し規模につきましては、毎年度の予算編成の過程におきまして、歳出抑制や歳入確保の努力を行った上で、必要最小限の範囲内で、弾力的かつ計画的に活用をしてみたいというふうに考えております。

あと次に、基金の活用と町債発行のバランスについてでございますが、町債の発行につきましては、公共施設の多額な整備費用を、施設を利用する将来の世代にも負担してもらうという役割もございますので、施設の整備につきましては、起債の活用、中でも、町の負担軽減のため、交付税措置のある有利な起債を活用することを原則としておりまして、基金につきましては、交付税措置のない起債しかない場合だったりとか起債対象外の場合に活用する方針としております。

しかしながら、町債の過度な依存は、将来の財政の硬直化を招く恐れがございますので、基金の取崩しと町債発行のバランスにつきましては、公債費の今後の推移、将来的な財政見通し、また基金残高など、その辺りを総合的に勘案した上で、適切に判断してみたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

基金の活用、今見せてもらっていいですかね。一応、基金の活用ということで、財政調整基金20億円、減債基金10億5,000万、公共施設整備基金17億2,000万あります。合わせて47億7,000万ですね。今説明がありましたけれども、優先順位、どれを取崩して、優先順位をやっていくかっていうのをちょっと分かれば。もしその優先順位付けるとしたら、それがどういった理由でそういったふうなってるのか。また、削る基準、どれまで残しておくかっていう水準というか、基金を取り残すみたいな、そういうことがあるのかどうか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

三つの基金の優先順位ということですかね。三つの基金の、三基金ですね、分かりました。基金にはそれぞれ目的がございますので、目的に沿った使い方ということになります。財政調整基金につきましては、20億ということで、委員会等でも標準財政規模の20%を目標に粕屋町は積み立てるということで、大体20億を今のところ目安としております。内容としましては、大体10億が災害対応、突発的な災害が起こった場合に10億程度、あと予算編成の際の財政調整のために約10億ということで、20億ぐらいかなというふうに考えております。公共施設整備基金につきましては、施設の整備のために活用するという事になっております。減債基金につきましては、公債費の増加等に備えてということになってるんで、それぞれ目的が違うので、優先順位と言いますか、例えば、公債費が、これも委員会で言ったことあると思うんですけども、近年の公共施設の積極的な大規模改修等によって、将来的に公債費が上がるということはもうはなから想定されておりましたので、それは近い将来、公債費が上がった際に取り崩していくという目的で、近年、貯めておりました。近いうち取崩しは行いたいかなというふうには考えております。公共施設整備基金につきましては、大きな施設を作る際の財源として活用していきますので、先ほど繰り返しになりますけれども、優先順位というものがあるものではございません。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

優先的に取り崩すっていうのはないというふうに今答弁ありました。先ほど、水準、残しておく水準というのは20億というふうに、財政調整基金ありましたけども、先ほどのお話だと、この赤字をカバーするのに、この基金を取り崩してやりますっていうような流れあるんですけど、これ47億から20億引いたら27億しかないんですよ。これを毎年毎月約15億から20億ある赤字をどのようにして補填するのか。当然コスト削減とかいろんな形でやろうとしてるのは分かりますけども、企業立地、誘致において約2、3億ぐらいは入ってきますよという話はそれでも足りないというふうな、単純計算でいうと、足りないというふうになるんですけど。そうすると、財政計画あるかもしれませんが、この見通しは単なる見通しであって、現実じゃないみたいなことを言われてましたけど、単純に見ても赤字になるんじゃないかなっていうふうにちょっと思ってしまうんですよ。今後この5年間、毎年赤字ってやっぱり赤字になるというふうに想定してますか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

まともに事業を行えば、ここに上げているようなものをまともに行えば可能性はあるかと思います。ただ、少なくとも予算編成の段階で、予算が編成できさえすれば、基本的には赤字にならないような、会計の構造上そういうふうになっておりますので、要は、予算を組むために事業をどれだけ削減できるのか。あとまた、歳入がどれぐらい上がってくるのかというふうな見積りを行った上で予算編成を行っておりますので、それ次第と言いますか、そうならないように予算を組みます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

そうすると、今のお話だと、この中期財政見通しで、今、全ての事業をやった場合っていうふうな言い方をされましたね。だから、ここに出してる事業ってというのは、飽くまでも見通しであって、現実にはやるやらないはそのときの財政状況によりますよっていうふうな捉え方でいいですか。このいくつ、10個ぐらいありますけどね、いろんな。これは現実問題として、時々予算編成の状況において、やるやらないは決めていくと。決めて実行していくよという話でいいですね。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

そうですね。その時々で、何か今の言い方ですと、場当たり的なみたいなイメージに、何か。そういうわけではなくて、飽くまで見通しがあつた上で、今のこの状況ではできないね、だから先送りしましょうというふうな考えで、事業をするしない等は決定しておりますので、もちろん、額がそこまで大きくないような、1億切るようなものにつきましては、ちょっと苦しいから取りあえず数年先送りしようとかあるんですけども。ある程度額の大きな庁舎等につきましては、何年後かにやりたいというふうにある程度計画性を持って、やっていきたいなというふうには考えております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

そしたら、この財政見通しというのは、作られたものっていうのは飽くまでも方向性、町がどういうふうに進めていくか。取りあえずは財政、今のまま全部この事業したいけれども、全部やったらちょっとこのとおり赤字になっていきますよと。

だからこれを、赤字を作らないためにも、やっぱり前倒したり、先延ばししたりして事業を行っていきますよっていうことの指標ですということですね。この辺を明確しとかなないと、これ公になってるもんなんで、町民の方はこれ見て、「え、どうしたの。」みたいな、心配をかけてしまうと思うんですよね。だから、今ここで、予算委員会ではこんな長く質問できないんで、一般質問を利用してちょっと質問をさせていただいている現状があります。なので、これが悪いっていう話じゃないんですよ。必ず、財政課はこれを上手くやって、黒字にちゃんとしてくれるというふうに僕らも見てるんですよ、正直。ただこれは、飽くまでもそういう見通しを立てましたっていう流れでいいですね。はい。

問題なのは、この令和9年ですね。ピークが令和9年ということで、大規模事業というふうに言いますが、大規模事業の集中を避けるための検討について、ちょっと質問したいんですが。この事業のうち、実際にこの予定してたものをずらすとか、そういうことは考えてないのか。要は、ここが一番大きいんですよ。財政状況として、赤字が。だから、これはやっぱり何か手を打たないと、一番大変な時期じゃないかなと思うんで。いろんなのが集中してますよね。須恵町外二ヶ町清掃施設組合の建設の費用だとか九大農場跡地の買取りの問題だとか、多分いろいろあると思うんですよ、ほかにも。この辺をちょっとどういうふうな考え、もしかしたら、これをずらしてやりますよとか、そういったものがあるかな。その辺の財政効果はどういうふうに見ているのか、ちょっと思いますんで、その辺教えてもらっていいですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

須恵町外、クリーンパークですね。クリーンパークにつきましては、もう粕屋町だけでずらしたりとか、そういうことができるものでございませんで、そこは、事業が行われれば、当然支払うべきものは支払うというふうになるかと思います。何回も申し上げましたけれども、庁舎の改修を、この見通しには反映をしております。合計で、3か年で約17億程度がこの見通しの中に反映されておまして、それは先ほど申し上げましたように、ずらすと。延期ということでしておりますので、その分は、丸々財源不足はなくなるのかなというふうには考えております。

あと、九大農場等の購入費につきましても、基本的には起債でっていうふうに、買う場合は、買うことが想定されておりますので、今回の見通しにつきましては、購入費イコール起債、歳入で見通しを作っておりますので、財源不足には影響はしておりません。ただちょっと額は言えないんですけれども、大きい額を見通しで入

れてますので、公債費のほうは結構上がってるなど、その影響で上がってるなどという影響はございますけれども、そういった感じでございます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

それでは最後、中期見通しの前提条件の妥当性っていうか、について聞きます。見通しは、現行制度が継続する前提で作成されてますと言ってますね。社会保障費の増加や物価高騰など、外部要因の変動幅は大きいとされてます。その前提条件が悪化した場合、リスクシナリオっていうか、そういう悲観ケースっていうのは作成しているのか。今もう物価高騰すごいですよね、世の中。ホルムズ海峡とか、アメリカとイランの戦争のおかげで、石油備品が、その附属するサブプライムが全然もう入ってこなくて、物価高になってますということが今言われてますけども。その場合、追加対策っていうか、何かもし考えてあれば。この作った時にはないと思ったんで。それがもしこの影響を受けるのかなと思ってますんで。その辺はどう、何かあります。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

この中期財政見通しにつきましては、作成時点で把握してる状況は、現行制度を前提として推計を行っているのは、今言われたとおりでございまして、悲観ケースにつきましては、作成は行っておりません。しかしながら、歳出につきましては、想定される事業を幅広く反映しておりまして、歳入につきましては、必要最小限で見通しを行っており、厳しめの見通しというふうには考えております。要は、楽観的な見通しではないということでございます。もちろん、制度改正や更なる物価高騰など外部要因による影響につきましては、十分留意する必要があるものというふうに認識しておりまして、また、物価上昇につきましては、ある程度伸び率で反映のほうはしているところでございます。今後につきましては、毎年度のローリングを、毎年時点修正をかけていきますので、毎年度の時点修正によりまして、最新の状況を反映した上で、財政運営に支障が出ないよう状況に応じた対応は検討してまいりたいと考えております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

粕屋町の財政は、今は安定、これから正念場っていうふうに、この中期財政見通

しを見て思いました。現状は黒字、基金も厚く、県内でも財政力が高い。しかし、令和9年度を中心に大型投資が集中し、財源不足が深刻しております。中長期には、歳出の抑制と歳入の効果を両輪で進める必要があると思います。投資事業の平準化、基金の戦略的活用、新たな歳入源の確保、公債費の抑制と町債管理が求められます。町の財政基準は強いが、持続可能を維持するには、計画的な財政運営と事業の選択と集中が不可欠であります。箱田執行部が、この難局を乗り越えることを期待して終わります。

以上です。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

○議長 末若憲治君

お戻りください。

ただ今から休憩いたします。

再開を14時05分いたします。

(休憩 午後 1 時51分)

(再開 午後 2 時05分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

○7番 案浦兼敏君

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従いましてから質問いたします。

今回は、創業支援と中小企業小規模事業者への支援についての質問でございます。本年3月に改定されました第6次総合計画では、町の将来像、「選ばれるまち ずっと住みたくなる場所 かすや」としています。これを実現するための分野別計画の産業分野では、「町の強みをいかし稼げるまちづくりを進めます」とあります。そのための商工業振興の取組といたしまして、地域による消費拡大の促進、中小企業小規模事業者への支援、創業支援が挙げられております。また、重点プロジェクト総合戦略の中でも、人と企業から選ばれるまちを作るプロジェクトの中で、「商工業の振興を推進します」とあります。まずは、昨年 of 機構改革で、地域振興課を産業振興課へ、地域振興係を商工係へと改編され、商工業の振興に取り組まれる姿勢を示されたものと考えております。総務建設常任委員会では、本年1月29日に、粕屋町商工会青年部と、創業支援策の現状と課題、中小企業振興条例、ふるさと納税返礼品の開発などについて意見交換を行いました。その後、私は、同僚議員

と共に意見交換会で出された意見等について、商工会事務局へのヒアリングを行い、これらを踏まえてから質問いたします。

まず1問目の創業支援についての質問です。現在4町で実施されております創業塾の令和7年度の実施状況、実施目的、実施主体、全体事業費、4町の負担割合、町と商工会の負担、開催回数と受講人員、またそのうち、粕屋町からの受講人員、受講者のうち、創業に至った人員、町内での創業は、これらの実施状況について、まずお尋ねします。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

創業塾につきましては、平成27年度から、粕屋町、篠栗町、新宮町、久山町の4町とそれぞれの町の商工会が連携して実施しております。実施目的につきましては、4町の圏域一帯における創業支援体制の整備とその強化を行うことで、地域の需要や雇用の創出を伴う創業の実現を目指すことでございます。実施主体につきましては、4町が共同で創業支援等事業に関する計画を策定しておりまして、4町と連携する形で4町の商工会が実施団体となっております。事業費につきましては、令和7年度は総事業費が91万1,407円でありまして、均等割額人口割額で算出した、6万6,000円が粕屋町の負担でございます。なお、総事業費のうち50万円につきましては、福岡県からの補助となっております。開催回数につきましては、2日分を1セットといたしまして、令和7年度は久山町と新宮町のそれぞれで8月と9月に開催されております。受講人員につきましては、49名受講されておりまして、粕屋町の受講者は16名でございます。受講者のうち、創業に至った人員につきましては、把握できる範囲にはなりますが、令和3年度以降の4町合計で23名でございます。粕屋町で創業された方は11名でございます。なお、粕屋町民で創業された方は12名となっております。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

ちょっと若干聞き取れなかったんですけども、開催回数は8月と9月の2回で、受講人員は40名、そのうち粕屋町からの受講人員は何人とおっしゃいましたか。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

8月9月を通しまして受講者が、49名に対して粕屋町が16名でございます。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

利用の7年度は、第5次総合計画の最終年度です。それで事務事業シートの活動指標の中では、創業塾セミナーの参加者の目標値は、令和6年度7年度共に30名ですね。はい。そして実績値は、令和6年度が42名で、令和7年度は49。これは、粕屋町からの参加者ということで捉えていいんですね。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

はい。そのとおりでございます。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

実績値は令和6年度が、実際の成果指標創業者数は、令和6年度が2人、そして令和7年度がさっき23名のうち、町内は11っておっしゃってましたけども、7年度は粕屋町のほうからは、創業者はこれ通した形ですね。7年度は何名いらっしゃったんですか。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

7年度について何名というのは、商工会のほうから報告がございませんので、できないところですけども、先ほど申しましたとおり、商工会のほうで追跡調査を行いまして、令和3年度から7年度までの中で、創業した方の追跡調査を行っております。その中で出てきてる数字が全体で23名、分かる範囲ではなりますが、そういう形になっております。その調査では、逆に創業予定の方が21名とか、ちょっとそういうのも出てきております、数字としてはですね。1名は創業されたけども廃業になってるとかそういう方もいらっしゃいます。追える範囲での数字になりますので、実際はもうちょっと増えるのかなと思っております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

それと確認ですけども、商工会事務局の話やったら、1回当たり大体4町で20人

っていうふうに、2回して、それで40名ということでお聞きしてましたけども、それは4町でっていうふうに理解しとったんですけども、これは7年度は49名ということで、これは粕屋町からの参加者だけの人数で理解していいんですか。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

令和7年度の49名の受講者というのは、4町合計でございます。粕屋町だけでいきますと、16名になっております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

さっきの途中でございますけど、第5次総合計画の中の活動指標が、参加目標値は、参加者は共に30名。そして成果指標創業者は、令和6年度が1名、7年度が2人ということですけども、令和6年度は2人で、7年度はちょっと今、はっきりそこ辺が分かってませんが、これで一応、第5次総合計画の最終年度で、これである程度成果があったというふうに理解されてるんでしょうか。そこについて、お聞きしたいと思います。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

商工会のほうで、今までの受講された方に対して、追跡調査を行ってなかったというのがありまして、今回、令和3年度以降の受講者が220名ぐらいいらっしゃるんですけど、その方にアンケート調査を実施されております。回答率自体は23.3%ぐらいなんですけど、一応その回答を受けての商工会さんとしての分析をされているのがございます。一応それを受けて、回答させていただいてるんですけども、その中では、先ほど申しました227名の対象者のうち、回答数が53%で、回答率は23.3%でございますが、53名のうち創業した方が23名、創業準備中の方が21名、創業を断念された方が7名、創業塾の前に創業していた方が1名で、創業したけど廃業した方というのが1名という報告になっております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

次に創業塾について、青年部からの意見として、創業塾は創業の知識とか意識づけとして有意義である一方、資金面、場所の確保、創業後の継続的な伴走支援が不

足していることが、実際の創業に結びつきにくい要因となっている。特に創業後、1年から3年のフォロー体制、またシェアオフィスやチャレンジショップなどを実践できる場の整備が重要であるとの意見がありました。シェアオフィスなどの場所の確保については、令和3年は商工会との意見交換会を行いまして、令和5年には粕屋宅建会の意見交換をしましたが、この中でもその場所の問題は提起されておりまして、これまで令和3年12月議会と令和7年12月議会で質問しました。昨年、令和7年12月の議会で質問したところ、「商工会に確認したところ、シェアオフィスなどの需要はそこまではないのではないかと考えている。」との課長の答弁でした。今回の商工会へ聞き取りしたところ、創業希望者のニーズを把握していないということで、今後、創業塾修了者へのアンケート調査の中で検討したいというような話がありました。町は、もっとそういう希望者のニーズを的確に把握すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

創業塾の実績報告書の中に、創業塾に参加された方のアンケートの結果がございますので、その内容を確認しております。その内容につきましては、一言で申しますと、もう人それぞれという形になっております。例えば、同業種で意見交換をしたいという方もいらっしゃる、他業種、異業種のほうで意見交換したいという方もいらっしゃいます。また、経営面に不安を感じる方もいらっしゃる、販路開拓の支援を求める方というのもしらっしゃいます。なお、令和5、6、7年度のアンケートを確認しておりますが、創業場所の確保に関する記載はございませんでした。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

先ほど言ったように、商工会のほうもそういう項目が無いから、そこら辺をちょっと聞いてみましょと、アンケートの中で聞いてみましょということでしたんで、町のほうも一緒になってアンケートの調査で、そういうニーズをやっぱ把握していただきたいというふうに思ってます。

それと、令和8年度は第6次総合計画、今年は初年度になってます。計画では、創業支援の取組として、「創業や起業を目指す人のために、創業塾等を通して、参加者へのフォローアップを行うとともに、参加者同士のネットワーク形成に取り組

みます。」とありますけども、今後、どのように取り組もうと思っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

創業塾につきましては、実施団体は商工会さんになっておりますが、当然4町の担当者も創業塾のときには参加しておりますので、そのときに生の声は聞けると思っております。そういった意見を反映しながら、創業塾、議員さんがおっしゃいますように、例えば、そういう創業場所の確保、そういったのも出てくるかもしれませんが、今のところそのアンケートの中では出てきてないんですけれども、自由記載っぽくはなっておりますが、なかなか情報は逆にうちのほうも聞けない状況ではありますので、参加している、当然担当が参加いたしますので、そのときに、意見聴取を積極的にしていくように考えております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

それで先ほども申しました第6次のほうで「参加者へのフォローアップを行うとともに、参加者同士のネットワーク形成に取り組めます。」というふうに言ってるんですから、もう少しそういう創業希望者について、もう少し強い意見を聞くなりそういうふうな取組がちょっと不足してるんじゃないかと私は考えております。

話変わりますけれども、次に私は今年2月に、公益財団法人全国市町村研修財団主催の、人口減少社会における地域の課題という検証に同僚議員と共に参加しました。これは、自治体が熊本大学と連携して、地域課題をビジネスで解決するローカルイノベーターを育成する未来創造塾の取組についての研修でした。先日発表されました国勢調査の速報では、粕屋町の人口は前回令和2年に比べて、316人増加しておるということでございまして、粕屋町ではさほど危機感を感じられておりませんけども、この研修に参加された議員さん方は、やっぱりなかなか人口減少厳しい所の議員さんが多ございましてから、人口減少に対する危機感を肌で感じました。

しかし、粕屋町も将来は遭遇する問題でもあります。未来創造塾を開催している八代市と菊池市の取組が紹介されました。地域の課題をビジネスで解決していくことを目標に、新たなビジネス創出のための人材育成を行っております。塾には25歳から45歳までの若者が参加し、地域から必要とされる新たな仕事づくりを目指しております。これにより、地域経済だけでなく、地域コミュニティの活性化を図ることができると思われます。私には、この八代市の未来創造塾に参加する若者と粕

屋町の商工会青年部の若者の姿が重なってまいりました。事前に通告しておりましたんで、八代市の未来創造塾のことを調べられたと思いますけども、粕屋町でも、若者を中心に地域経済や地域コミュニティの活性化を図る未来創造塾のような取組を検討できないか、これについて町長の考えをお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

正に今議員がおっしゃったローカルイノベーター、これは地方を元気にする、正に原動力だろうと思います、これからのですね。後ほどの質問にもありますが、中小企業の役割というのは、非常に日本の経済には欠かせないものです。日本の経済構造の中でも、90数%は中小企業の方々でございます。そういうふうな企業の起業する、要するに起こす、なれ合いを起こすっていうのは、やはり若者のエネルギー、これが非常に重要視されると思います。そういった意味ではこの未来創業塾、これは地域課題をビジネスで解決するという、正に人材育成を新たなビジネスモデルに創出するという新たな形だろうと思います。この人材の育成の中で、その地域を元気にする原動力を作るということで、非常に私も評価はしたいと思います。規模が、この未来創造塾ってのは非常に規模が大きくて、本町におきましても、実施することはなかなか難しいと思いますが、関係部署で実現が可能かどうか、今後検討してまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

ちなみに、八代市は人口10万人超してますけども、菊池市は粕屋町より人口少ない4万2,000ぐらいの市であります。ですからそれと、この創業塾というのは、年14回開催されます。25歳から45歳までの方で年14回開催されます。そしてそこでいろいろ勉強して、それを最終的にそれぞれのいろんな起業のパターンを事例発表されて、それを実際に結び付けるということと、それとこの未来創造塾には、熊本大学と、例えば八代市と共催してますけども、あと経済団体とか金融機関とか、そういう方々も一応連携してありますんで、実際に起業する場合の後の融資とかいろんなそういう部分についてもつながってきますんで、非常に効果的な取組じゃないかと思っております。また、八代市、菊池市もそうなんですけども、商工政策課の職員を熊本大学へ政策研究員として派遣してから、ノウハウを学ばせているようです。例えば、粕屋町でも、職員数少ない中でもこういうふうな派遣研修というのを、粕屋町でも検討できないものでしょうか。どうでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、粕屋町の事業と言いましょうか、広範囲、非常にワイドな行政分野が広がっております。そういったことで、なかなか人員の手当てがしにくいという現状を踏まえた上でも、今、県のほうにも、これ交換なんですけども、去年のKBC朝日放送に続いて派遣をし、またちょうど県は、先端技術専門の分野に今ちょうどいるんですよ。そういったことで行く行くは、粕屋町におけるそういった先端技術分野の何かの知識を得て、フィードバックしてくれるという期待を持っております。確かに人材、それこそ財産でございます。そういった人材育成は今後も考えてまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

次に、2問目の中小企業、小規模事業者への支援についての質問です。青年部との意見交換会で、まず町からの情報発信について、補助金・助成金などの支援制度について、町からの情報発信が弱く、事業者への情報伝達が不十分である。商工会の通信だけでなく、町からも発信してほしいとの意見もありました。また、商工会事務局の意見聞きましたけども、町と連携して、情報の量よりも質の高い情報を提供していきたいとの意見でございました。事業者にとって、必要な情報をタイムリーに入手できる環境が大事だと思います。商工会と連携し、町のホームページなどで有益な情報を積極的に発信するなど、改善策を講じる必要があると思います。が、今の現状と改善策について、見解をお伺いいたします。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

現在、中小企業関連で本町が実施しておりますのは、中小企業信用保険法に基づきますセーフティーネット保証の認定、それから粕屋町中小企業融資制度、中小企業等経営強化法に基づきます先端設備等導入計画の認定、創業塾でございますが、いずれも粕屋町ホームページに掲載はしております。創業塾につきましては、組合回覧も行っております。

また、セーフティーネット保証、先端設備等導入計画の認定につきましては、粕屋町。粕屋町中小企業融資制度、それから創業塾は粕屋町商工会が受付窓口となっております。融資関連につきましては、金融機関もセーフティーネット保証、それ

から粕屋町中小企業融資制度の情報は把握しておりますので、情報はつかめるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

やはりこの、そういう形でありましょうけども、末端のほうはなかなかこう発信が弱くて、何か届かないというようなこともありましょう。そこら辺について、もう少し商工会とも連携して、そういう情報が、そういう小規模事業者についてやっぱりどういう支援策とかそういう助成金とか補助金とかそういう部分が、有益な情報を欲しいけどもなかなか届かないというような、ちょっとそういう意見でございました。そういうことで、今もやってあると思いますけど、もう少し小規模事業者のほうにも届くような方策を考えていただきたいというふうに考えてます。

次に、経営基盤が脆弱な小規模事業者への支援策として、国などの補助金・助成金の活用は重要となっています。そこで国の補助金を活用して、事業を行う者に対して、県や市町村の中にも、上乗せ補助を実施している所があります。例えば、国の小規模事業者持続化補助金を活用して、事業者は事業を行う者に対して、福岡県は上乗せ補助を行っておりますし、市町村においても、更に町の上乗せ補助を実施している所もございます。調べてみました近隣では、宇美町や新宮町が実施しており、事業所から喜ばれておるということです。そこで、国の補助事業を活用して事業を行う者に対して、粕屋町でも上乗せ補助を検討できないか、お伺いいたします。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

国の補助メニューにつきましては、多種多様でございまして、補助率や金額の規模が違っております。例えば、デジタル化AI導入補助金の場合につきましては、メニューにより、国の補助率が4分の3であったり、3分の2、2分の1などがございますし、中小企業、小規模事業者、大企業でも補助率が変わっております。また、小規模事業者持続化補助金や事業承継M&A補助金の場合も、メニューによりまして、国の補助率が2分の1であったり3分の1のものがございます。この内容につきましては、中小企業等の支援ということになりますので、粕屋町商工会様の意見も反映させる必要があると考えております。そのため、今後、粕屋町商工会と協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

さっき紹介した宇美町の場合も、いろんな国からの補助金ありましようけれども、例えば、補助金のうち、国が定める補助金と県の交付確定額を除いた額の2分の1、最大限12万5,000円を上乗せ補助するとかそういうことをやってますんで、そこら辺、商工会と協議して検討するということですんで、そこら辺も踏まえて十分検討していただきたいというふうに考えております。それと今検討するということでしたけども、検討するとすれば、来年度実施に向けて、そこら辺が検討できるもんかどうか、そこについてちょっと考えをお聞きします。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

はい。そうですね。今から協議を始める形になります。近隣市町の出してる割合というのも含めて、商工会さんともちょっと話をさせていただきましたけど、残りの分を、例えば、全額出してくれとかですね。そういった要望もありますので、そこは、やっぱり町としては受益者負担は要るんじゃないかなというのもございますので、一応そういった所も今後詰めさせていただきたいとは思っております。ただ、令和9年度に実施しますという明言は今の段階ではできませんが、協議はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

何か上乗せの補助というような、コロナの時の支援金で、上乗せ補助という制度もやってますんで、そんな難しいことじゃないと思いますんで、是非とも検討していただいて、早期にやっていただきたいと思ってます。

次に、国は2010年6月に「中小企業憲章」、2014年6月には、「小規模企業振興基本法」を定めました。同法7条の地方公共団体の責務の中で、「小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。」とあります。

今回参加された青年部の皆さんは、ほとんどが小規模事業者でありまして、地域

経済の活性化を図られるとともに、皆さん方、例えば、消防団とか地域の活動なんかも参加してるっていう方が結構あります。だからやはりそういうことで、地域コミュニティの活性化のためには、こういう若者の力を、今後、お借りする必要があると思っております。そこで、中小企業、特に小規模事業者の果たす役割について、町長はどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

「中小企業憲章」、これは正に理念だろうと思います。今議員がおっしゃるように、地域にとって非常に欠かせない存在であると思います。反面、中小企業と言いましょうか、小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即して、自ら積極的に発展をするために、円滑かつ着実な事業の運営、要するに永続しなくちゃいけないと、地域のために何や永続しなくちゃ、もう持続可能な企業経営をしなくちゃいけないということもその理念としてあります。また、それを自主的に積極的にやるということ、それは行政にとって非常に心強いことだろうと思います。

先ほどこちょっと答弁の中に言いましたが、90数%以上中小企業と、その中でも、この九州については、やはり特に福岡都市圏の企業については非常に元気なところだろうと思ってますし、中でも粕屋町の商工会のメンバーとして、様々な役員、本当に青年部は元気なんです。そういった方々を非常に大事にすることは、町の活性化にもつながるし、町の経済だけではなくて、人的なネットワーク、人づくり、地域づくりにも非常に大きな貢献をしていただけると私も期待しておりますし、私も積極的に関わりを持っております。実際、様々な町のイベントにも、本当に積極的に自らの時間を割いて参加をしていただいておりますので、それに向けて私も報いると言いましょうか、敏感に、積極的に支援をしてまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

はい、ありがとうございます。町長の力強いお言葉で、本当青年部の皆さん方に聞かせたいというふうに考えております。

次に、国が「小規模企業振興基本法」の中に、地方公共団体の責務を入れていることから、どの自治体も従来以上に中小企業、小規模事業者支援の関心を深めており、中小企業振興条例や中小企業・小規模企業振興条例を制定する自治体が増えていきます。全国的に見ますと、ほとんどの都道府県がこれを制定してます。市町村でも約3割を超える自治体が条例を制定しているところです。近隣で見ますと、志免

町や宇美町が制定しております。条例では、中小企業が地域の雇用や経済を支える重要な存在であるなどの基本理念、自治体、中小企業、金融機関、住民などの役割分担や施策の方向性、推進体制などを定めております。粕屋町の地域経済の面だけでなく、地域コミュニティをつなぐハブ機能、地域課題解決と多様な働き場の確保を図るため、中小企業振興条例の制定について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、担当のほうでも検討しておりますので、具体的なお答えをさせていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

「中小企業憲章」におきまして、基本理念がうたわれておりまして、「小規模企業振興基本法」におきましては、基本原則、それから国の責務、基本方針、地方公共団体の責務、小規模企業者の努力等がうたわれておりますので、本町といたしましては、中小企業振興条例につきましては、現在のところ制定予定はございません。先ほども申しましたが、「小規模企業振興基本法」地方公共団体の責務など必要な事項は国が定めておりますし、中小企業振興条例がなければ中小企業者等に対する支援ができないというわけではございません。現に、創業支援につきまして、現在、粕屋町商工会様と情報共有して検討をしているところでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

現在の商工業振興策では、創業支援、中小企業・小規模企業への支援についての町の基本理念とか政策の方向性、推進体制などが見えてこないんで、第6次総合計画の中で、先ほど申しました、策定してますんで、やはりそこら辺をやっぱり、基本理念とか施策の方向性、推進体制そこら辺まで踏まえた条例制定が、私は必要だと思いますけども、これについて町長お考えをお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

中小企業振興条例、これは確かに制定している自治体ございます。その条例を検証とか、条例を作って、どういった効果があったのか、それを先進している自治体のほうにも研究させていただいて、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

商工会のほうとヒアリングさせていただきましたけど、これについて、大変期待しておられます、商工会のほうは。ですから、商工会のほうとも、ようとさっき町長が言われましたようなことを十分検討して、早期に制定できるようなことを考えていただきたいというふうに思っております。やはり、基本理念とかそういう振興の方法とか、そこら辺なんかは、粕屋町は総合計画の中で触れておられるだけで、ほかにそういう計画とかございませんので、やはり、そこら辺はきちんと、町長は商工会と一緒に検討するということで、おっしゃったというふうに理解してますけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

先ほど担当のほうも申し上げますように、これは商工会との協議をするべき事項であり、正にその前に、やっぱり先進自治体の調査研究も必要だろうと思えます。やはりメリットがあり、デメリットもあるんじゃないかなろうかという気もするんですよ。だから、その青年部が要求してるからそのとおりするということは、行政としてはちょっと安易過ぎると思えます。やはり、様々な研究を行い、実施に向かって検討するのは検討するというふうに御理解をお願いします。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

これは青年部だけじゃなくて、商工会の事務局もこういう必要性を感じているということでございます。そういうことで、他都市の状況を十分調べて、今後検討していただきたいということをお願いしましてから、私の一般質問を終わります。

以上です。

(7番 案浦兼敏君 降壇)

○議長 末若憲治君

これにて本日の一般質問は終わります。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後 2 時47分)

令和 8 年第 2 回（6 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 8 年 6 月 9 日（火）

令和8年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和8年6月9日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号10番	田 川 正 治	議員
7番	議席番号3番	川 崎 尚 子	議員
8番	議席番号4番	古 家 昌 和	議員
9番	議席番号9番	川 口 晃	議員
10番	議席番号13番	宮 崎 広 子	議員

2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良	9番 川 口 晃
2番 牟 田 口 直 輝	10番 田 川 正 治
3番 川 崎 尚 子	11番 小 池 弘 基
4番 古 家 昌 和	12番 本 田 芳 枝
5番 田 代 勘	13番 宮 崎 広 子
6番 杉 野 公 彦	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 福 永 善 之	16番 末 若 憲 治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 臼 井 賢太郎	議 会 局 主 幹 松 永 泰 治
-----------------	-------------------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 恵 良 章 治	総 務 部 長 新 宅 信 久
住民福祉部長 古 賀 みづほ	都市政策部長 田 代 久 嗣
教 育 部 長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司

総合政策課長	木場洋介	地域共創課長	青木裕次
住民課長	大内田亜紀	子ども未来課長	渡辺剛
こども家庭センター課長	山田由紀	高齢者支援課長	筒井薫
福祉課長	渋谷香奈子	健康づくり課主幹	吹上悦代
都市計画課長	井手正治	産業振興課長	稲永剛
道路環境整備課長	吉村健二	上下水道課長	黒田道明
学校教育課長	渋谷啓之	社会教育課長	石川弘一

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、改めましておはようございます。

本日も5名の方の一般質問を予定しております。また、一般質問終了後には、議会モニターさんによるフリースピーチも実施されますので、執行部の皆さんもお時間許しませば、傍聴をしていただければというふうに考えております。

本日、執行部の健康づくり課渡辺課長が所用のため欠席され、川口議員の一般質問では、吹上主幹が出席されますので、御報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは質問順に従い、質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

○10番 田川正治君

おはようございます。議席番号10番、日本共産党、田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

本日の質問は、集中豪雨、地震、原発事故などの災害に対する町の対策と計画についてであります。この質問をするに当たって、私は、今回、今世界的にも異常な気候危機という状況の下で、どういうふうにこの異常な温暖化状況が開けるのかということなどが、念頭に、是非一言話していきたいと思います。御存じのように今世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつや海面上昇、生き物の生態系の異常、異変などが大問題になっております。国内でも猛暑による熱中症や線状降水帯、ゲリラ豪雨などで、風水害による災害によって、国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を受けております。地球温暖化による異常気象、気候危機の開けるは、いよいよ人類にとって待ったなしの課題となっていると思います。

2024年の世界の平均気温は、1850年の気象観測開始以来最も暑い年ということで、産業革命前に比べると1.55度上昇したと言われてます。このままでは、パリ協定の温暖化抑制目標である、2020年度比1.5度目標を超えて、後戻りできない破局的な事態に陥る危険があります。世界気象機関の報告書では、2026年から5年間で、2024年に記録した観測史上最高気温を更新する可能性が高いと公表し、そして地球の地上付近の年間平均気温が、2026年から2030年に最高気温を記録する確率、86%と公表しております。この5年間で、産業革命前の平均気温を1.3から1.9度を上回る。このように予測しております。今後の10年間に、全世界の温室効果ガスの排出を6割削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっております。このような状況の下で、脱炭素化、CO2削減、再生可能エネルギーの普及で、地球の温暖化による生態系や環境の破壊を止めることが、地球の自然災害を無くしていくことにつながっていると考えます。

そこで質問をいたします。集中豪雨水害対策について、まず最初に、集中豪雨による粕屋町で起きている水害に対してであります。多々良川や須恵川の氾濫防止のために、河川の浚渫や堤防の整備計画について、粕屋町地域防災計画の令和4年以降、実施した主な事業について答弁を求めます。町長の答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

住民の皆さんの正に安全安心な生活、その基本は、こういった災害に対する備え、そしてまた災害時の発生に対する対策だろうと思います。そういったことで、今議員が御指摘の特に水害、粕屋町における水害は10年に1回来るような、過去そういった水害がございます。そういったことで、特に粕屋町を流れています県営河川であります、2級河川の多々良川、須恵川、この河川の流量が本当にスムーズに流れて大雨でも対応できるような河川でなければならない。そういった維持をする必要があろうと思います。そういったことで私も県のほうに、再三、個人的にも行きますし、総括的にも、年度の初めには、流域の市町村長と共に要望書を出して、浚渫並びに堤防の整備等を要望しておるところでございます。実際そういった要望も実を結びながら、なかなか思うようにスピーディーには解決はできませんが、今年度も河川の整備は行っているようでございます。

詳細につきましては、担当のほうから申し上げますが、その前に、先々日、6月7日の日曜日に、サンレイクかすやを中心として、粕屋町総合防災訓練を行いました。これは、水害ではなくて地震を想定した避難訓練、そしてまた避難所の設置、避難所の運営等について、それぞれの担当のほうから、いろいろ講習も含めたところ

ろで訓練を行ったところでございます。参加者は、これは花ヶ浦区と駕輿丁区の二つの行政区の自主防災組織の方々、総勢227名。また、各行政区に自主防災組織を持ってある数区の区長さんを中心として、自主防災組織の見学者、これが約100名程度です。そしてまた自衛隊、警察、消防、役場職員もこれに参加しながら、総勢500人弱の規模で防災訓練を行ったところでございます。6月は防災の日というふうに粕屋町が定めております。これを毎年続けながら、防災意識の高揚と自主防災組織の拡大発展につなげていきたいと思っております。それでは、所管のほうから申し上げます。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

多々良川及び須恵川の管理は福岡県になりますので、粕屋町といたしましては、両河川の状況を確認し、浚渫等の要望書を最重要事項として、毎年福岡県に提出しております。令和7年度につきましては、向川原橋下流において、延長291m、4,400m³の浚渫。丸山橋下流において、延長100m、728m³の浚渫を県にて実施されております。今後の多々良川及び須恵川の浚渫等の工事予定について福岡県に確認しましたところ、令和8年度については、現時点では未定とのことでございます。引き続き、河川の状況を注視していくとともに、氾濫防止のための浚渫等の要望を今後も実施してまいります。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

今、町長からも答弁がありましたように、多々良川、私たちは大川と言って大川小学校の横は大川と言ってたんですが、多々良川、篠栗から給食センターまでが浚渫されて、大変水害に対する危険防止が、町民の人たちからも関係の周辺の所からも大変期待されているという状況にはあります。ですから、私はこの内容で、2009年のゲリラ豪雨の時に、一つの多々良川の地域の所に、堤防はちょっと決壊までいかないんですが、削れて、田んぼの中に入って苗、田植えした後の状況で被害があったという状況があって、いろいろ現地調査などもしてみました。その時から、1回県に要望に私たちも共産党の県会議員の人たちと一緒に行って、要望して、ちょっと柳の木を浚渫してもらったりしたんですが、そのまままた増えてくるんですよね。なかなか1回切っただけでは、木がまた茂ってくるっちゃうんですか、いう状況があるんですよね。私がこの点について、改めて県に要望してほしいと思ってるのは、久原川と猪野川から流れてきて土井堰がありまして、今石橋です

かね。それから給食センターまでのいわゆる長福寺に当たる所、雨水橋より上のほうですね。あそこが結局浚渫されないで今残ってるんですよ。地域の人たち、あそこは大体15軒ぐらいあって、田んぼも15反くらいあります。そういうことで、今回期待をしてあったんです。今度行われた工事によって、自分の所の前も、浚渫していただけるんだなということを期待してあったんですが、残念ながらそれはできてないんです。

そのことについて先ほど課長のほうからもありましたように、県の今回の来年度令和8年度、工事が未定だということもありますので、改めて、この地域についての県に対する要望を是非していただきたいということでちょっと写真、2009年の時の写真をお見せしたいと思います。これが今話しました、堤防が決壊し、川の水が氾濫して、堤防を越えて、堤防削って田んぼの中に入ったという状況。隣の、その横の家のブロック塀が倒れたという状況でした。これが先ほど言いました、今言いました、堤防の決壊の状況です。この程度で終わったんですが、これがもっと雨が長く続いてたら、かなり削って流れ込むという状態になったと思うんですが、こうゆう状況でした。これは、その堤防の所の土手の所にある家の軒下ですね。床下でしたが、もうかなり川の水があふれてきて、堤防を越えて自分の家の中に入ってきて、床下じゃないでもう上まで上がってきてという避難をしないといけないという状況にもなったということでした。

そういうことで、是非、この前にある柳の木が伐採されて浚渫されたら、水の流れが、多々良川がずっと流れてきますが、かなり影響は少ないと思います。ここに以前、この2009年の時もこの柳の木はかなりこう生い茂って、もう林の中のような状態で、上から流れてくるものが全部そこにつかえて、そしてそれがせき止めになったような形になって、土手を超えるというような状況にもなったということでもあります。そういう点で、是非急いで、県に対する要望もしていただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

多々良川の状況は非常に分かります。私も給食センターに要件がありまして行った時に、給食センターの前の大川と言いましょうか、多々良川の状況を悲惨な状況を見てびっくりしました。話には聞いてたんですが、あれほどの状況になってると。正に川じゃないんですね。もう何か草原のようになってその中に大きな木がいっぱい立っている。これ川じゃないよということで、すぐ県の土木事務所にも連絡して、現地調査をさせ、そして計画を立てて、浚渫・伐採を行ったところでござい

ます。県のほうの話でいきますと、やはり下流のほうから浚渫整備をやってるという話があります。

ですから、ちょうど緊急に給食センターの前もしてもらってますので、その間、下流のほうに向けてのそういった浚渫関係、整備関係の要望を、これは強く要望してまいりたいと思います。あわせまして、須恵川のほうも、これは仲原川は町営河川で、今年も予算に上げさせていただいて浚渫の計画をしておりますが、あわせて、須恵川のほうも一時止まってる状況がございました。浚渫の工事が止まってました。そういったことを再開してもらうように強く、併せて要望してまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

よろしくお願いします。一番粕屋町が、須恵川と多々良川、そして宇美川もかかって、ちょうどその中に町があるということで、両方からの、ため池も含めてですが、水害、ゲリラ降雨、集中豪雨のときには、水害になる条件が非常に高いと思うんですね。海拔も低いということもあるし、内橋なんか5mということで、もういつも雨が降ったら上流から流れてくるのが、柚須のほうもそうですが、溜まっていくという状況になりますので、非常にこの粕屋町としての災害に対する問題としての水害対策、強めていくことが必要だというふうに思います。そういう点では、都市づくりも含めて、そういう方向での計画を是非進めていってもらいたいというふうに思います。

それともう一つは、写真が、これはさっき言いました2009年のゲリラ豪雨の時の大川小学校です。これは校庭の中に堤防を越えて水が流れ込んで、正にもう泥、土砂、泥水とどぶと言いますか、そういう状況の中にありました。もう一つは小学校の、これ見て皆さんびっくりされると思いますが、これは教室なんですね、教室1階の。私この時に、その時の学校教育課長、山田さんだと思いますが、一緒に行って見せてもらいました。もう正に1階の教室の床がめくれて、ゆがんで、結局水に浸かった後に行ったわけですけど、こういう状況があったんです。だから1階はもう、ちょうどその時学校は子どもたちがおられなかったということで被害はなかったですが、子どもたちがおったときにはどういう状態になるかっていう非常に心配でした。それともう一つは、これは体育館の中です。ボールペンでしてますが、斜めになってこれもゆがんで反りくるかという状況でした。

正にそういう点では、この多々良川の流れを、あふれるのをどう防ぐかということが大事だったんですね。その時、篠崎町長でした。結局、堤防のかさ上げも含め

て要望があつて、私も県土整備事務所に行きました。なかなか思うようにならなくて、結局は土嚢を積み上げてもらって、三段か四段ですかね。二重、三重にして積み上げて、それなりに今土手にまだ残ってる状況ですが、それはそれとして、瞬間的なそういう状況の中でも水害対策にはなると。氾濫防止のためになると思います。

ただこれでは、本格的な水害防止にはならないというふうに思うんです。河川対策としてどうするかという問題があると思いますし、もう一つは貯留池があつたらいいということで、その時話になったのは、学校の反対側の都市高速側のほうに水を流す、溜める所を造つたらいいんじゃないかとかいう話もその頃ありました。今区画整理事業でどういうふうになっていくのかちゅう地域ですが、いずれにしてもそういう所に地下貯水槽なども含めて造れば、かなり貯留池でも、そういう形でできれば、かなり解決できるんじゃないかというふうに思いますけど。本格的には、県に対する要請になっていくと思いますんで、これも併せて、町長に是非取り組んでもらいたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今地下貯水池ですけど、これについてはちょっとまだ、なかなか皆さん御存じないということで、今の現状、そしてまた今後のことについて、所管のほうから御説明申し上げます。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

お答えいたします。

本町におきましては、これまで浸水被害の軽減を図るため、雨水対策施設の整備を計画的に進めてまいりました。具体的には、公共施設としまして地下貯水槽を現在3か所、それから民間の宅地開発における地下貯水槽も現在5か所を整備されております。あわせて、公園整備の際に、園内のため池に雨水調整機能を持たせる対策も実施しております。また、特に冠水しやすい箇所への対策といたしまして、長者原地区におきまして上流部で水路の新設工事を実施しております。また、長者原駅周辺の排水路整備を行いまして、下流への浸水被害の軽減を図るなど、対策を行ってまいりました。これらの対策は、平成21年に、粕屋町でも甚大な被害が出ました九州北部豪雨後に行っておりますが、これらの対策工事の実施により、過去に発生していた床上浸水及び床下浸水につきましては、大幅に改善されたと認識してお

ります。また、大雨の際には、職員が現地巡回を行いまして、冠水状況の把握、そして写真記録を取りまして、対策本部及び職員間で情報共有を実施しているところです。その上で冠水のおそれがある箇所につきましては、注意看板を設置し、迂回対策をとるなどをしながら、安全確保に努めております。

また、土地区画整理事業など、大規模な宅地開発に当たりましては、土地利用形態の変更に伴いまして、開発区域内で地下貯水槽などの雨水調整池の設置につきまして協議を行い、下流側への雨水の流出抑制を図っております。一方で、議員御質問の水路の拡幅工事や新たな地下貯水槽の建設につきましては、各種のこれまでの浸水対策工事により、水害被害の軽減を図っており、現時点におきましては、具体的な整備計画はございません。しかしながら、今後につきましても、大雨時の冠水状況を適宜把握しながら、費用対効果も踏まえまして、必要な対策の検討を行い、浸水被害の防止・軽減に努めてまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

2問の質問の内容について、今、課長のほうから説明がありましたので、その内容について関連して質問をしたいと思います。粕屋町の気温とか降水量は、ここ10年来、10倍ぐらいになってきているというのが、粕屋町地域防災計画の中に資料として載ってるんですね。それを見て私も改めてびっくりしたんですが、2011年の最高気温は21.1℃、それが2024年22.7℃。13年で1.6℃高くなっております。降水量は10年で100ミリ以上の降水量が増えてるんですね。2011年は1日の降水量109.0ミリ。それが2021年には231.5ミリなんですね。そういう点では、もう正に今の異常気象の中での線状降水帯も含めた雨の量が増えてるという状況が、この資料の中でもはっきりしていました。

そういう点で言えば、粕屋町のまちづくり、都市づくりはこの水害対策も含めた形で、常に検討していく必要がある。それは歴史的に見ても、私も九大農場跡地の遺跡とかの発掘とかいろんな時に、あそこに行っているんですが、今掘ってある所なんか見たら、もう下は完全な赤土じゃないで、もう泥って言いますか。いやもう正にあれですよ。海の下に、川底にあった砂が溶けてそういう状況になっている。周りから泥が入ってきたというような感じのものが、この遺跡の拡幅をしてある所の場所を見て感じるんですね。それほど低い所ですよ。それはもう皆さんも御存じだと思いますが、だから、なおさら粕屋町の低い地域の中でも、町の対策というのは重要になってきていると思います。

2009年のゲリラ豪雨以降に、御存じのように役場庁舎裏の駐車場、図書館駐車場の地下貯水槽、これができて、それで長者原上区の公民館の所も出てきてるんですが、かなりこのことによって上流から流れてくる雨水が緩和されるという状況で、下流地域、いわゆる私たちの長者原なんかも含めて、かなりそれによって被害っていうんですか、減ってきてるということはありません。ただ、私の家の前の長者原下区の公民館の状況です。これ見てもらったら分かるんですが、左側に長者原の公民館があって、そしてその横に、真ん中に水路がある。右側が田んぼ。もう完全に水路と道路が同じ高さで、もうあふれているという状況です。これも2009年の時、これが長者原公民館前です。もう階段の入り口の所まであふれてるという状況ですね。

ですから、避難所の問題については先ほども話しますが、後からまた話しますが、こういう状況で、地下貯水槽とか、福岡市とか東京都なんかは大きな雨水管を海のように流すとかいうようなことなど含めてやってるということですが、それはかなりの経費がかかる問題だと思いますけど。これはもうそういう点で言えば国の施策とかいうのにつながってくると思いますが、ただ、粕屋町内でどうそれを防ぐかということになったら、やっぱり地下貯水槽とか貯水池、そういうことは大事だというふうに思います。そういう点で、先ほど説明がありました公園も含めて、是非そういうことを研究し、取り組んでもらいたいというふうに思います。

山王公園、博多区ですね、御存じと思いますが、あそこは博多駅が御笠川から川が氾濫して、駅構内に流れ込んで亡くなった人たちもおったんですが、その時に、山王公園の地下に雨水槽を造ります。それともう一つは板付、板付じゃないです、福岡空港の所の空き地の所に、水を溜める、貯水池を造るというようなことなどして。私その時、吉塚に住んでたんですが、吉塚のそこはもうあふれて水が流れやすいということが度々あったんです。それが無くなって、減少したということがありました。そういう点では、同じような対策をやったりやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それと、もう一つは、2問目の内容には先ほど黒田課長からも説明がありましたが、に入りますが、家屋や道路の冠水場所の洪水防止や水路拡幅工事、集中豪雨被害のための地下貯水槽の建設についてですが、先ほどの回答された、答弁していただいた以外に、このため池の対策というのは大事だと思うんですね。私が、この2009年の時びっくりしたのは、ため池の水を、ちょっとこれ写真ないんですが、ため池の水を、集中豪雨によって決壊すると、堤防が。それとか氾濫するということなどがあって、その時の私の地元におられる水利組合の担当の人が、ため池の水を流さないと、周りに洪水が起きるから、それと併せて雨水、そして満ち潮、満潮と

というようなことなどがあって、その時にかなり被害が起きたんですね。

ただその時に思ったのは、だから調整池として、もっとため池も、農業用も必要なものもありますけど、計画的に排水していくということが大事だということで、私もその時に、長者原の農業委員の方といろいろ話もしたり、水利組合の人と話して、町政、役場も検討していただいて、計画的に流すということになって、水路のドブとか、ああいうヘドロのようなのも解消していくような、あれ水が溜まってるからヘドロが溜まっていくような状態になるんですが、それが無くなるということも含めて、必要な水を確保するというのを計画的にもって、していくということが大事だと。その時は、ため池でいえば、敷縄池。これ駕与丁もそうですが、古大間。それと毛田池。阿恵池公園は、その所は、あれがため池として十分機能を果たしてなかったんで、周りの家に結局道路に冠水すると。

○議長 末若憲治君

田川議員。

途中で止めて大変申し訳ないですけど、このペースだと最後まで終わらないですよ。多分。急いで。

○10番 田川正治君

ということで、今の2問目の話の回答も受け取りましたんで、そういう点でため池対策を、是非関係の農業委員の人たちと話を進めていくというのも防災計画の中にありますので、それを進めていく取組を行っていくことが重要だと思いますけど、どういうふうに取り組まれているのか説明を求めます。ため池の。

○議長 末若憲治君

ため池について、産業振興課長、本日出席をしておりますので、担当がいまさんが大丈夫ですか。

はい。田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

まずため池の有効活用という取組を今行っているところでございまして、具体的には農業用ため池について低水位管理を行うことにより通常より多く貯水することができ、事前放流を行うことにより貯水できる量を増やすというような取組を、流域治水という全体的な取組の中で進めているところでございます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

じゃ、次に行きます。

3番目になりますね。次に地震対策について質問いたします。地震対策について

ですが、私も西方沖地震、熊本地震なども自分の家にも影響がありました。壁が剥がれたり、柱にちょっと隙間ができたという状況にもありました。そういう点では警固断層、西山断層、宇美断層が町の周辺にあるということで、地震が発生すると影響を受けるのは大きいと思います。そういう点で、地域防災計画の中でも触れてますが、いつという時期などが明確になってるわけではない状況の中で、地震の今までの実績が有るというようなことなどでの対策だったと思います。そういう中で、防災計画でも水道、ガス、電気などのライフラインの施設の耐震化に取り組むというのがあります。特に今回取上げたいのは、上下水道の災害防止のための上流施設の排水池、緊急遮断弁など、送水管などの経年管の取替えを行いますということが防災計画の中にあるんです。そういう点では町として、これ取り組んでる内容についての説明を、答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

議員御指摘のとおり、粕屋町は、西側近傍に走る警固断層帯をはじめ、町一部を南北に横断する宇美断層、さらには広域的な連動が懸念される西山断層帯など、複数の主要活断層に囲まれており、大規模な地震が発生した際には、甚大な被害を受ける可能性が指摘されております。昨年10月に、福岡県が見直し、公表いたしました、地震に関する防災アセスメント調査におきましては、今回の調査から、宇美断層の追加、家屋の半壊、断水、停電等のライフライン途絶による影響も避難者数に算入された結果、想定避難者数が大幅に増えた結果となっております。粕屋町でもこの結果を基に、今後備蓄品等の見直し等を踏まえ、地域防災計画の改定を行ってまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

耐震化の問題についてですが、これは具体的に取り組んで、100%と言いますか、どのくらいの工事も含めて終わったのかについて説明を求めます。これは全国的にも水道管の破裂というようなことが、この地震だけでもないんですけど、かなり大きな影響があると思いますけど、これについての説明を求めます。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

地震災害への上下水道設備、特に水道整備につきましてお答えいたします。大規模地震発生時におけるライフライン機能として、上下水道設備の維持は重要な課題であると認識しております。水道事業におきましては、災害時においても安定した給水を継続できるよう、水道管の耐震化を毎年度、計画的に進めております。特に、町内へ配水する上で重要となる基幹管路につきましては、令和元年度から令和5年度にかけて、重点的に耐震化を進め、耐震性の向上に取り組んでおります。基幹管路の耐震管率につきましては、耐震適合率は90%を超える状況でございます。

加えて粕屋町が水道用水の供給を受けております福岡地区水道企業団におきましては、現在、第2送水管の整備が進められております。これは、バックアップ機能の強化として、現在の送水管に加えまして、耐震性の高い二つ目の送水管を整備しており、万が一、地震により既存の送水管が使用できなくなった場合でも、耐震性の高い二つ目の送水管を活用したいと考え実施されている状況です。上下水道設備につきましては、住民生活に欠かせないインフラでございますので、今後につきましても、地震災害に強い施設の構築と危機管理体制の強化に努めてまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

次は、西方沖地震などに熊本地震での粕屋町での被災状況をいかした今後の対策ということですが、この質問については、私は一番大きな問題としては、建物の耐震化問題があります。公共施設の耐震化も含めて、通学路の歩道なども、大阪、関西ですか、神戸の震災の時などはかなりブロック塀の工事、取り替えっていうのが起きましたけど、これについて、今、進捗状況として100%と言いますか、耐震化診断というのは、公共施設の場合はできてるのかということについて答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

事前の通告はないんですが、公共施設の耐震化率についての御質問ですか？ちょっと所管がですね、分かる？資料が持ち合わせておりませんので、それについては、ちょっと回答は後ほど、議員のほうにはさせていただきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○ 10番 田川正治君

次に行きます。

次に原発事故について質問いたします。これも震災、県の地域防災計画の中にも触れられておりますが、粕屋町は今原発事故が、玄海原発事故が起きたら、偏西風の気象によってすぐ放射能被害を受けるということなどもあるわけですが、これについて、どのように対応していくかという問題があります。福島原発60km地点の伊達市では、年間積算線量は20mSv（ミリシーベルト）を超える放射能が生じたということで、粕屋町も玄海原発から60kmという圏内にあります。そういう点では、放射能を防護する、そういうことなども含めた用具とか防護服とか、そういうものなども含めて必要だというふうに思います。そういう点についての対策と言いますか、その資材の保管とかいうようなことについて、どのようにされてるのか。実際のどのくらいできるのかというのを説明を。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

粕屋町は、玄海原子力発電所から約60kmに位置しており、国の原子力災害対策指針による「原子力施設からおおむね30km」を目安としました、緊急時の防護措置を準備する区域の圏外ではありますが、原子力災害発生時の放射線物質の拡散が気象状況や地形によって影響を受けることが想定されることから、その状況によっては、本町においても事故の規模や原子力施設の状態に応じ、国及び県の指示に基づき、段階的かつ迅速に住民の皆様の安全を守るための防護措置や情報伝達を行う手順を、「粕屋町地域防災計画 原子力災害対策編」に定めております。

放射能被害への対策においては、正確な情報の把握と迅速な周知が最も重要となります。万が一の事態が発生した際には、国や福岡県及び気象庁等の関係機関と緊密に連携し、放射線量の情報や被害予測を直ちに収集いたします。集約した情報においては、防災行政無線、町公式ホームページ、メール、SNSなどを活用しまして、住民の皆様へ迅速かつ正確に伝え、屋内退避や不要不急の外出を控えるといった「適切な防護行動」を的確に呼びかけられる体制の維持に努めてまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○ 10番 田川正治君

次の質問に入ります。玄海原発事故が発生すると、糸島地域の住民を受け入れる避難場所に、粕屋町はなっています。これは県が指定した内容になると思います。

原発事故の糸島地域の避難者300人収容するということで、サンレイクは一つの施設の対象となっているということになります。これは先ほど町長が説明されました、駕与丁とか花ヶ浦とか地域の人たちの避難場所にもなってくるかと思いますが、そういう点で、この受入れ体制について、体制、施設と人的対象も含めてとれているのか。そういう計画は準備されているのかについて説明を求めます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

今、田川議員がおっしゃられたとおり、粕屋町では、福岡県が策定した「福岡県原子力災害広域避難基本計画」に基づき、糸島市からの約255名を受け入れる計画となっており、受入れ施設は「サンレイクかすや」となっております。令和5年の10月に、福岡県原子力防災訓練が実施され、その中で、粕屋町ではサンレイクかすやを避難所としまして、糸島市南町行政区の住民を受け入れる訓練を行っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

それで、受入れのほうですが、粕屋町のいわゆる地域、サンレイク周辺における避難所として、皆さんが避難してくるच्छゅうことは、区別して対応できるということではないんですかね。その点についてです。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

今課長が答弁しましたように糸島地域からの避難場所はサンレイクになっております。そのような、もし事態になったら、ほかの公共施設、学校施設でありますとか、うちにはドームもございますので、そういう所と調整を図りながら、避難住民の受入れというのを考えていきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

かなり混雑するのは当然ですね。原発の事故の被害の対応ということになります。そういう点では、職員の人たちの対応が、非常に御苦労が多いと思います。そういう点では、事前の計画も含めて段取りをしながら、是非備えてほしいというふ

うに思います。

次に、原発事故による放射能被害が受けるわけですが、町民の命、健康を守るという点では、今この安定ヨウ素剤を使って防御するというのがあるということですが、粕屋町としてどのような計画されてるのか説明を求めます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

国の指針において、安定ヨウ素剤の事前配布や緊急配布が必要とされるのは、原則として原発から30km圏内の「予防的防護措置を準備する区域」までと定められております。国、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づき、30km圏外にある本町におきましては、現時点で町民の皆様への事前配布や町単独での備蓄、配布計画はございません。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

備蓄についてですけど、これは、福島県いわき市のホームページ見たら、安定ヨウ素剤を配備して、受け取って避難するのが困難な人のうち、希望する人は事前に配布するというようなことをやってる自治体もあるんですね。そういう点で言えば、24時間前にこれを服用するということも含めてあるわけで、そういう点では是非備蓄などを含めて、緊急時に必要な、例えば、乳幼児とか妊婦の人とかそういう人たちの数に当たる部分を確保するということも大事だというふうに思いますので、是非検討していただきたいと思います。

次に、災害時における避難対策について質問いたします。先ほど、長者原下区の避難場所である公民館が水路の氾濫によって、避難場所としては、水害のときはできないという状況になると思います。そこで質問ですが、高齢者、障がい者などが安全・安心に避難できる環境整備が必要ですが、災害時の避難場所で公共施設や公民館の施設系、それぞれ災害によって状況が異なりますので、そういう点も含めて検討をされて、計画の中に盛り込まれているのか。防災計画に盛り込まれているのかについて説明を求めます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

粕屋町では災害に備え、町内の公共施設や民間施設の一部を「指定緊急避難場

所」及び「指定避難所」として指定しております。具体的には、災害の危険から命を守るために、緊急的に逃げる「避難場所」、被災後に一定期間の避難生活を送る「避難所」、そして、通常の避難所では生活が困難な高齢者、障がい者、妊婦などの要配慮者を対象とした「福祉避難所」に分かれております。なお、これらの施設は、水害、地震、高潮といった災害の種類によって、使用可否がそれぞれ定められております。

指定避難所となる、学校や公民館等の公共施設において、段差解消やスロープの整備、多機能トイレの確保などを順次進め、身体的負担の軽減を図っております。また、避難所における生活必需品や資機材の計画的な備蓄を行っております。実際の配給に当たっては、粕屋町避難所運営マニュアルに基づき、健康状態や周囲の状況を勘案し、高齢者や障がいのある方などへ優先的に配慮を行う手順を定めております。施設の詳細につきましては、それぞれの担当部局よりお答えさせていただきます。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

教育部所管でございます避難所になり得る施設についてお答えをさせていただきます。

まず、学校教育課のほうですが、学校及び体育館に空調設備等を整備しておりますほか、改修工事のタイミングに合わせまして、トイレの洋式化若しくは多目的トイレの設置を進めておるところでございます。3月の一般質問でもお答えしましたように、令和8年度につきましては、中央小学校体育館の第2期大規模改修工事におきまして、温水洗浄付き便座のトイレ洋式化と多目的トイレの設置を行う予定としております。

社会教育課につきましては、令和8年度はかすやドームで老朽化したトイレ20基を、水道工事に合わせまして温水洗浄機能付きのトイレに改修を行う予定であり、そのほか、サンレイクかすやでは、消費電力が低いLEDへの更新工事を段階的に行いまして、避難所で必要な電力の節約を行うように計画をしております。また、かすやフォーラムにつきましても、老朽化した高圧ケーブル更新工事を行い、災害時や通常運営時も含めまして、安全性、信頼性、効率性の向上を図る計画でございます。公民館につきましては、各行政区のほうで自治運営をされておりますので、町で直接的な整備は行いませんが、必要に応じまして御相談を頂き、補助を行っております。

なお、学校や総合体育館、サンレイク等は、全て避難所とした場合に、規模的に

大人数を収容できる施設ではございますが、長期間にわたり多くの人が生活することを元々想定して建てられているものではございません。大規模な災害発生時につきましては、電気や水の確保ができる保障も無く、トイレの数等を考慮しましても、大人数、また長期間の避難生活は難しく、飽くまで一時的な避難施設であるというふうに考えておるところでございます。

教育部といたしましては、まずは子どもたちの教育や生涯教育、文化、スポーツの場という施設本来の目的に即した整備を優先しながら、併せて避難所としての活用も念頭に置いて、総合的視点での整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

次に、自主防災組織の確立状況と高齢者、障がい者など災害避難弱者である要支援者、配慮者ということです。登録状況と今後の対策について質問いたします。自主防災組織を全行政区に確立するというようなことなどが目標だというふうに思うんですが、今年度の方針、どういうふうに取り組んでいるのかということと、要配慮者の人たちの登録者に対する民生委員とか、行政区の方々の事前の避難に対する対応などについて、どのように取り組まれているのか。この2点について、担当所管課お願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

各行政区の区長を初め、住民の皆様の協力によりまして、今年度をもちまして、町内全ての24行政区において自主防災組織の確立を達成しております。また、災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の登録状況につきましては、現在558名の方に御登録をいただいている状況であり、行政区長会でも配布をしている状況であります。今後の対策としましては、福祉部局と防災部局が緊密に連携し、「誰が・誰を・どこへ・どのように」避難させるかを定める個別避難計画の策定を、自主防災組織や民生委員、児童委員とも協力し、推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○１０番 田川正治君

この要配慮者、登録者の人たちは、今言われた個別計画が必要だと思うんですね。それに基づいてそれぞれの人が災害時に、事前に面識もあって、その人たちが関わって支援していくと、援助していくということが必要だというふうに思うんですね。そういう点で言えば、今から毎年これが増えたりしていくわけですよね、年々高齢化によって。そういうこともあります、その体制が、今おる、おられる、対応してある民生委員とかボランティアの人たちでできるのかというのがあるんですけどね。それは今500何十人の中で、今おられる人たちでやれてるのかと言いますか、賄っていることができてるのかということについて説明をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今担当課長が申し上げましたように、福祉部局だけの対応では、それはもう無理と思います。したがって、防災部局と連携して、福祉委員さんあるいはそれぞれの役を持ってある方と協力しながら、行政全般で、全力で避難若しくはその避難所の生活についてのいろんな手当等も考えてまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○１０番 田川正治君

それで、今の問題についてですけど、どうしても人数的な問題があると思うんですね。民生委員も含めた方を含めて、ボランティアも含めて、500何十人を対応するから、少なくとも500何人いるわけですよね。そういうことで、この災害関係に関わる要配慮者だけじゃなくて、民生委員の人たちがほかの人たちも含めて、訪問したりして対応していただいているんですね。ですから、これ人数的にも増やしていかないと賄えないんじゃないかと、全体を。責任持てないのじゃないかというのがありますので、是非検討していただきたいですが、その点について答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

こういった社会的役割を持ってあるそれぞれの委員さん、福祉委員さん、そして民生委員さん、様々おられますが、非常に人材の確保が今現在でも困難です。災害時には、その委員さん自身も被災者になります。したがって、本当に確保でき

る人数だけで対応するのは、非常に困難と思います。ですから、これはやはり行政若しくはボランティアあるいは自主防災組織での、そういった役割の総合的な手当てが必要だろうと思っております。当然そうは言いましても、役員さんを増やすなんていうことは、しないということではございません。それは誤解のないようにお願いします。定員がありますけれども、その定員についての目的達成は、ふだんから行っているところでございます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

では最後になりますが、避難所が狭くて収容できない、自宅で自主避難する住民に対する物資の提供についてです。避難所に行く人たち、自宅におる人たちは自分で対応できると思うんですが、結局避難、いわゆる独居老人も含めてですけど、こういう人たちに対する災害時の物資の提供について、これもやっぱり、担当っちゅうんですか、そういうことも含めて必要だと思いますが。コロナの時は、行政のほうから直接というようなことなどもやられたところがあったんですが、そういうことも含めて、検討して体制を作っていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてどういうふうに今計画をしてあるのかについて所管課の説明をお願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

在宅避難における物資対策の基本は、まず住民の皆様、個人個人による日頃からの備蓄、すなわち自助の確立が不可欠であります。大規模災害の発生直後、行政からの物資供給が届くまでには一定の時間を要することが想定されます。そのため、3日から1週間分の家庭内備蓄が極めて重要となります。このような各家庭における備蓄意識の普及啓発を図るため、広報誌の活用や自主防災組織が実施する防災訓練等の機会を通じ、更なる周知徹底に努めてまいります。また、各自主防災組織が公民館等を拠点として地域備蓄を進めておりますので、各自主防災組織が中心となった地域内での共助による配送体制が円滑に機能するよう、町としましても必要な仕組みづくりを強力に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

では、以上で一般質問を終わりますが、全体的な行政もそうですが、町内の自主組織もそうですが、町内の住民の人たち全てがこの防災意識を持って取り組むというのは大事だというふうのことは当然だと思います。そういう点では、行政のほうのそういう啓発と言いますかね、そういう点での自覚を持つようにも、是非、徹底していくように取り組んでいってもらいたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

(10番 田川正治君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を10時45分とします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号3番、川崎尚子議員。

(3番 川崎尚子君 登壇)

○3番 川崎尚子君

皆様おはようございます。議席番号3番、川崎尚子です。

今回は、青少年育成健全事業についてお尋ねいたします。実は私も皆さんのように、モニターのほうに本当はこの総合計画の一部を映し出そうかなと思ってたんですけども、すごく文字が小さいんで、せっかくでしたら皆さんお手元にあるタブレットなどで、総合計画の44ページから49ページ、私この部分を幾つか抜粋しまして質問を進めてまいりますので、是非御確認いただければというふうに思います。

それでは質問に入ってまいります。私は、昨年6月定例会で、令和6年度3月末で解散をいたしました子ども会育成連絡協議会、いわゆる子育連、この事業に関わる取組について質問いたしました。その際、社会教育課長からは、「地域学校協働活動を進め、地域全体で子どもを育てる体制を作っていく。」という御答弁を頂きました。この方向性は、第6次総合計画46ページにも明記されています。「地域と学校が連携しながら町総がかりで、こどもたちの豊かな学びや成長を支えるために、地域学校協働活動推進員を配置し、こどもたちを地域や学校で心豊かにたくましく育てる体制を整えます。」とあります。そして先日、5月31日の生涯学習研修会において、正にその地域学校協働活動推進員のお二人から、こういった資料を使いまして、この1年の活動をすごく丁寧に御説明をいただきました。学校と地域をつなぐ大切な役割を、お二方担ってくださっていることに、またそのお二方を支え

ておられる社会教育委員の皆様方に心から敬意を表します。改めて感謝申し上げます。

その上で、私が改めて感じたのは、推進員の役割は地域と学校をつなぐパイプ役が中心であり、解散した子育連が担っていた、子ども同士で育ち合う場づくりとは性質が違うのではないかという点でございます。その上で、本日は町として、地域学校協働活動推進員の配置という事業を、その活動をどのように評価され、どのような成果として認識されているのかという視点からお尋ねしたいと思います。

まず伺います。地域学校協働活動推進員の活動を、子ども会育成会連絡協議会に代わる地域の青少年育成の取組として見たとき、町はその成果をどのように受け止め、評価しておられるのか。まずお聞かせください。また、子育連が担っていた子ども同士で育ち合う力、ジュニアリーダー育成や交流キャンプ、体験学習などの機能は、その推進員の配置によってどのような形で引き継がれたと認識されているのか。具体的にお聞かせください。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

まず、地域学校協働活動は、「社会教育法」によりまして、「地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。」と規定されております。子ども会育成会連絡協議会や地域及び学校での子どもたちに対する体験等の活動を提供する取組でもあります。川崎議員も御出席いただきました5月31日の生涯学習研修会での講師の話にもありましたように、子どもたちにどのように気付かせるかを考える視点の大切さや、本物を体験することで得られる肌感覚などを専門的な知見でお話しいただき、地域の子どもは地域で育てることがなぜ大切なのかという重要性を改めて考えるきっかけとなりました。

令和7年7月に2名の地域学校協働活動推進員を配置し、学校や地域住民、企業、団体等の関係者との連絡、調整などを行っていただいております。具体例を申しますと、令和7年10月に粕屋中学校で開催いたしました夢授業では、地域学校協働活動推進員が地域との橋渡しとなって、地域の活躍されてある24人もの事業者の方に来ていただきまして、仕事の内容などを直接お話しいただき、子どもたちの未来を応援する事業を行い、これは地域学校協働活動推進員のコーディネートによる地域の力と学校の教育活動が連携した成果であります。このほかにも、地域の方との連携を図り、令和8年度には新たに二つの行政区で寺子屋教室を行っていくこととなっております。また、今月より新たに1名の地域学校協働活動推進員を配置し

て、活動の幅を広げてまいります。リーダー等の活動については、また保護者の方ともお話をさせていただいて、その中で連携を図るということであれば、推進員とか学校と保護者等をつないでいただいて、活動の一つにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

御説明いただきました。もちろん全く同じ事業ではないということ、もちろん私は理解しております。だからこそ伺いたいんですけれども、やはり子ども同士が育ち合う機会ってということについて、先ほど連携を図っていくと言われていたんですけれども、現在は今、どのような形で補完されていると認識されておりますでしょうか。もうちょっと具体的に御説明いただければというふうに思います。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

現在、寺子屋教室の中では、子どもたちがいろんな活動、勉強だけじゃなくてレクリエーションとかを行って、そこで公民館であれば、地域の方が見守るというようなことをやっておりますので、そこで子どもたち同士のいろんなつながりとかを、子どもたちだけでなく地域の方とのつながりも含めて行っているというふうにしております。

以上です。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

寺子屋については後ほどまた質問させていただきます。

では次の質問に参ります。今回活躍されている地域学校協働活動推進員のお二方は、ほかにもPTAであったりとか、それこそ先ほどおっしゃった寺子屋であったりとか、まちづくり団体運営など、地域の様々な役割を同時に担っておられると伺いました。粕屋町は、こうした地域のキーパーソンの方々が長年にわたり、複数の役割を掛け持ちしながら地域を支えてくださっています。その御尽力には深く敬意を表します。一方で、町の事業としての青少年育成の取組が特定の方々の献身的な活動に大きく支えられている現状は、町が主体的に推進する事業である以上、持続可能性の面で課題があるのではないかというふうに感じております。

こちらもまた先ほども抜粋しましたが、第6次総合計画46ページには、「地域で活躍する人材の育成」というふうに掲げられております。しかし現状を見ると、地域を支えてくださっている限られた方々に、多くの役割が集中しているようにも見受けられます。私は、このことが将来的な担い手不足につながる可能性もあるのではないかというふうに懸念しております。

そこで伺います。こうした状況を町としてどのように受け止められているのでしょうか。特定の方々に複数の役割が集中している現状を課題として認識しているおられるのか、お聞かせください。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

地域活動は、自助、共助、公助の中の共助が最も大切だと考えております。地域住民が主体となり、地域づくりに関わることが何よりも大切と考えているところで、ここ数年、地域の子どもは地域で育てることを目標に社会教育委員の活動を展開してまいりました。先ほども課長が申し上げましたように、先日の生涯学習研修会を初めとして、昨年度で言いますと、社会教育関係団体研修会、これは2月26日。それから所管課は違うんですが、まちづくり団体交流会、これが1月31日。それから”かたらんね”プレミアム2、2月11日、これは議会のほうで開催をされていると思います。ここに参加される方々が様々な取組を通して、ボランティア等に興味がある方が、熱く意見を交わしていただいたところだと思っております。

こういう取組を通して、地域や子どもたちの現状や実情を、そこに参加された方々が知ることができたんじゃないかなと思っております。そしてその参加された方々が、自分にできることは何かを考えるいい機会となりました。ボランティア人材の獲得と育成につなげて、1人でも多くの方が地域で活躍する人材として育っていくことを目指していっているところだと思っております。

ですから、先ほど議員おっしゃるように、キーパーソンになって推進員の方がいろんなことをされるんですが、そのキーパーソンが中心になりながら様々な企画をしていただく。キーパーソンだけではなくて、各課であつたり議会のほうでもされてあるように、このような機会を持っていくことによって、持続可能な人が育っていくんじゃないかなということです。ですから飽くまでもキーパーソンはキーパーソンとして、しっかり働きいただいているんですが、多くの人たちが意識を変えて、地域づくりに関わっていただくような、そのようなまちづくりが非常に大切じゃないかなと思っております。選ばれるまち、そしてずっと住みたくなる場所かすやになるためにも、このような取組を通して、地域の方々に御理解いただいて、

1人でも多くの方が協力的な気持ちで地域づくりに参画していただくことを、今後も続けていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

地域学校協働活動推進員の方々についてちょっと深くお聞きします。先ほど1名増えられる予定だとおっしゃいましたね。地域学校協働活動推進員の方々が現在2名で、これから3名になるというところですが、最終的には各小学区1名ずつ配置をする方向だというふうに伺っております。地域の多様な活動を担う地域の要とも言える存在です。その重要性を踏まえると、町として推進員をどのような基準で選考されておられますか。また任期などは設けられているのでしょうか。お答えください。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

推進員は、理想的には書いておりますように、各小・中学校に1人ずつ配置をして、細やかに対応ができればいいのかなと思っていますところです。それから、推進員の皆様に関しましては、いろいろネットワークを広げて、いろんな地域活動であるとか、PTA、子ども会、そういう知見のある方々、私どもいろんなアンテナを高くしながら、いい人がおられたら少しお話をさせていただきながら、実践があったり特段に何かこう勉強してるんじゃないくて、日々の実践の中からそういう地域活動について造詣があったり、興味を持っていただくような方になっていただければいいのかなと思っていますところです。

任期は単年度1年更新になってますので、ある程度、地域学校協働活動推進員は全国的に展開しているんですけれども、長くされてる方は10年20年、続けてある方もいらっしゃると思いますので、その中で次の方との引継ぎをしながら、次に育成をしながら、そのような形で次の世代につなげるような方をまた選考できればなと思っていますところです。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

今のお話だと、つないでいくとおっしゃいましたが、具体的にその募集方法って言いますか、今されてる方のつながりから、人を呼んでいくというような考え方な

のか。正式にいわゆる広報紙などで募集しますと、掲示する予定があるのか。それはいかがなんでしょうか。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

広報紙を御覧なつてると分かると思うんですが、寺子屋等は、かなりいろいろ御紹介させていただいて、その中に、大体そういう所に興味がある方は是非見てくださとか、そういうふうなの載せております。個人のネットワークではなくて、そういう所に関心を持ってある方々がたくさんおられますので、その中から、私どもも、こういう方おられるということでお話をさせていただくような機会を持っていまし、今後戦略的に言えば、当然広報紙等で募集とか、そのようなことも当然やっしていこうと思つているところです。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

ちょっと関連する質問になってまいりますが、先日の生涯学習研修会の活動紹介の中で、地域学校協働活動推進員のお二人が、学校支援や地域交流が載つてるんですけど、地域調整に加えて、今後の取組として、活動を継続するための人材育成と役割分担の明確化、地域学校協働活動の継続的・安定的実施を挙げておられました。これつまり、このお二方だけ、これから増えるんでしょうけど、3名だとしても、この方々が次の担い手となる方の育成まで担ってくださるというふうに私は感じました。その御尽力には本当に頭が下がる思いなんですけれども、こうした重要な役割を、限られた個々人というか、個人にお願いするわけではないと御答弁ございましたが、そういった体制が長く続けられるものなのかという点にやはり不安を感じております。持続可能な体制、町としての事業という観点から見て、町はこの状況をどのように考えておられるのか。ちょっと先ほどの質問とかぶってしまいますが、制度の趣旨として適切なのか、もう一度ちょっと御見解をいただければと思います。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

人材の育成・発掘は、推進員さんが行うわけではなくて、共に社会教育課と連携を常にしております。情報は共有しておりますので、担当職員と常に連絡を取り合いながら、情報を共有化しながら一緒に考えておりますので、推進員さんだけがや

ってるわけではありません。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

それ聞いて安心しました。

最後に予算の面からお尋ねします。青少年育成を町の重点政策と位置づけるのであれば、これ予算の関連から行くんですけど、令和7年度から令和8年度にかけて、寺子屋事業も推進体制も、予算はほぼほぼ増えておりませんでした。むしろ全体としては、ときめき体験事業、今年行われないので減っているという印象なんですけれども、青少年育成の基礎部分は、ほぼほぼ据置きのままというところですよ。推進員さんが増えることによってもちろん補正予算など入ると思うんですが、これで本当に、地域で活躍する人材の育成が実現できるのでしょうか。疑問に感じましたので、よかったですらお聞かせください。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

予算が7年度8年度と余り変わらないという話で、学校教育活動は始まったばかりということですので、事業どういうふうに進めていこうかというのと、当初予算の時点では、まだ3人目の方は決まっておりますので、その2名の方の活動数を当初支出という形で当初予算を組ませていただきまして、先ほど申しましたように、今月から1名の方のまた配置になりますので、そこは必要であれば、また予算対策を講じてまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

それでは次の質問に移ってまいります。寺子屋事業についてお伺いいたします。3問目ですね。寺子屋は学習支援の場としてではなく、子どもの居場所づくりや地域との交流の場としても活用されていると承知しております。その上でまず確認したいのは、町として寺子屋をどのような目的の事業として位置づけられておるのかという点です。学習の場なのか、子どもの居場所づくりなのか、あるいはその両方なのか。この目的の整理は、今後の事業や支援の在り方を考える上で、非常に重要だと考えております。寺子屋事業は、各行政区や公民館、地域の皆様の御協力によって支えられている事業だと認識しております。今後も継続していくためには、地域の担い手の確保や運営面での支援など、公民館や各区に対する人的、経済的支援

も必要になるのではないかと考えます。そこでまず伺います。寺子屋事業を町としてどのように位置づけ、事業を担う公民館や各区に対してどのような支援が必要だと考えておられるのか。可能であればお答えください。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

まずこの事業の目的といたしましては、地域及び小学校で学習習慣の定着化を図る活動並びに子どもたちの生きる力を育むための学習活動、生活体験活動を実施する場合に、その活動の経費の一部を補助し、家庭及び地域の教育力の向上に資することを目的とするものでございます。公民館を活動の拠点として位置づけ、そこに、地域のよき理解者と協力者が、子どものために積極的に支援をいただいているところです。このことは、子どものためだけではなく、関わる大人にとってのためでもあり、地域づくりの一助として位置づいていくものでございます。

そこで町といたしましては、寺子屋教室を行っている行政区に対しまして、10万円を上限といたしまして補助を行っており、この内容につきましては、毎年4月に開催しております分館役員会議の中でも説明を行っております。人的支援といたしましては、事業を行っている方や興味をお持ちの方があれば、様々な問合せ等にも、地域学校協働活動推進員を中心に対応をしております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

では次の質問に移ります。次は、公民館のWi-Fi環境についての質問でございます。この件につきましては、昨年12月定例会においても別の議員から質問がなされましたが、今後の方向性について御明確なお答えが示されなかったと受け止めておりますので、再度質問させていただきます。先ほどお聞きしましたが、寺子屋事業をどのような事業として進めていくのか。その目的によって必要となる環境整備も変わってくるはずですが、もし、寺子屋を粕屋町の子どもたちの成長を支える場、居場所、そして地域の中の学びを支える場として位置づけるのであれば、住んでいる地域や利用する公民館によって、ICT環境に差がある現状をどのように考えるのかという点を考えなければならないと思っております。特に子どもたちを取り巻く学習環境が大きく変化し、オンライン学習やデジタルコンテンツの活用が身近になっている現在においては、住んでいる地域による環境差が、学びの機会や体系の差につながることも懸念されます。

これも先ほどの総合計画ですけれども、45ページでは、「ICT環境を整備し、児童生徒の状況に合わせた個別最適な学習活動の充実に努めます。」と記載があります。46ページでは、「寺子屋活動を推進し、こどもたちが地域の中で学べる環境づくりや居場所づくりを充実させます。」とあります。49ページの生涯学習の取組としては、「ライフステージに応じた学習機会を提供し、誰もが学び続けられる環境づくりを進めます。」と掲げられております。私は、これらの理念は単なる学校教育だけではなくて、地域の中で行われる寺子屋活動にも通じるものだというふうに考えております。

そこでお尋ねいたします。町として、公民館ごとのWi-Fi、いわゆるネット環境の整備状況など、行政区の環境差について把握されておられますでしょうか。また、その現状をどのように認識しておられますでしょうか。お聞かせください。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

各行政公民館は、いろいろな状況があると思いますが、寺子屋事業で申しますと、この事業は宿題だけでなく、レクリエーションやものづくりなどの子どもの居場所づくりを行っておりまして、必ずしもWi-Fi設置が無いことによって、地域間の格差は無いというふうに考えております。町の公民館整備等に関しましては、補助事業がございますので、それらを利用して整備していただいた行政区もございましたので、環境整備に活用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

私も実際公民館活動関わってる中で、Wi-Fiはかなり話題になります。先ほどおっしゃったその公民館への補助というのは、飽くまで公民館への補助であって、寺子屋事業への補助では決していないじゃないですか。Wi-Fiが無いから、そういう活動を選べないっていうことも可能性としては生まれてくるわけですよね。オンラインでタブレットが有ればできることが、この公民館ではできるけど、この公民館ではできない。だからこの幅で活動を選ぶと。そういうふうな事態が起こっているんじゃないかというふうに、起こっているというより、これから起こり得るんじゃないかというふうに感じますが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

寺子屋事業そのものは、子どもたちの豊かな体験、学習があったり体験があったり子ども同士の遊びがあったり、また地域の方との斜めの関係の中で子どもたちが豊かに育っていくことを目標にしております。今お願いしているのは、それぞれの寺子屋でできることをお願いしていることであるので、そこの運営の方々ができる範囲の中でお願いしてます。

ですから、そこでWi-Fiで学習するとか、それはもう地域の方ですので、そういう専門性がある方ばかりではありませんので、できる範囲の中でお願いしますということやっておりますので、これが、年がたてば少しずつまた情報が広がったり、いろんな方が関わっていただくことによって、発展的に様々なことができると思うんですが、今始まったばかりの中では、できる範囲のことを地域の方のお力をお借りして、子どもたちに関わっていただく。そしてコミュニティーの再生であるとか、居場所であるとかつながりづくりを作っていけることが、できればいいんじゃないかなという思いでこの事業を進めているところです。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

今お答えいただきました。年がたてば必要性が出てくるかもしれないというところですが、年がたてば、町内の子どもたちがどの地域に住んでも親しく学び活動できる環境を整えるという意味で、公民館のWi-Fi環境、必要が出てくれば、町として今後取り組む考えはございますか。環境を整えるというところです。すぐではなくて、今後っていうところです。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

まず、公民館全体とかなると、例えば、避難所とかも公民館はなってますので、防災の観点とか、町全体としてちょっと考えていく必要があると思いますので、ちょっとこの場では、社会教育だけでやるっていうことは控えさせていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

ちょっと誤解のないようにお伝えしてますが、私は別に公民館ごとにWi-Fiが有るとか無いとか、そういったことを問題にしたいわけじゃないんですね。やっぱ町

が、寺子屋事業を青少年育成事業の重要な取組として位置づけて、地域の中で学べる環境づくりを進めていくのであれば、その子どもたちが住んでいる地域によって、学びの機会に差が生じることは、解消すべきではないかというふうに考えております。何度も申しますように、総合計画には、「誰もが学び続けられる環境づくりを進めます」と掲げられております。先ほど申しましたが、私はその理念は寺子屋事業にも当てはまるものだと考えています。最後にちょっと町として、子どもたちが親しく学べる環境を整えていく必要についてどのようにお考えなのか、改めてよかったですらお聞かせください。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

学ぶってということは、様々な学びがあると思っております。Wi-Fiでなければ学べないこともあるかもしれないんですけど、Wi-Fi以外の学びはもうたくさんあると思いますので。私どもが考えてるのは、子どもたちが、学校が終わり、寺子屋に通い、地域の中でつながりを作るとか、斜めの関係の中で様々なことを本物体験をするとか、そのようなことを大事にしていきたいなと思っているところです。よろしいですか。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

最後の質問に移ります。

こちらの第6次総合計画には、青少年育成の将来像として次のように記されています。44ページには、「こどもたちが自分らしく成長できるまち」、46ページには、「地域で活躍する人材の育成を推進します。」と、どれもとても温かく未来への希望を感じる言葉です。しかし、粕屋町がこれからの10年、20年を見据えたときに、どのような子どもたちに町が育ってほしいのか。これ昨日、福永議員の質問の中で、教育長にはお答えいただきましたけれども、青少年育成事業推進という観点から改めてお聞かせ願いたいと思います。私は、ここは町長の思いを最も語っていただける大切な部分だと考えております。総合計画には、このように理念や方向性が示されておりますが、その理念をどのような子どもの姿として実現していかれたいかについて、改めて教育長、町長、それぞれのお言葉で伺いたいと思います。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

教育委員会としましては、地域を愛し、地域に根を張って貢献する子ども、そういう子どもを育てたいと思ってます。キーワードは社会力です。社会力というのは、元筑波大学で名誉教授の門脇厚司先生っておられます。この方、つくば市でも教育長をされたんですが、この方が作られた造語ではあるんですが、具体的に言うと、人が人となつながら社会を作る力、人と人がつながって社会を作る力を意味する言葉です。それはどういうことかという、今住んでいる社会に積極的に関わろうとする意思や態度、今も現在もこれから、粕屋町を少しでも良くしていこうとする意思や行動力がある子どもを育てたいと考えているところです。

要するに、社会性という言葉皆さん御存じだと思います。社会性というのは、世の中でうまくやっていく、人とうまくつながりを持つ。社会力は、それにプラスアルファ、少しでも良くする、今住んでる世の中、少しでも良くしよう。困ってる人があったらちょっと手を差し伸べるとか行動ができる、そういう人たちが育つ町にしたいなという思いが強くあってます。この社会力というキーワードは、今年の夏にあった、全員の教職員集まる研修会でも話をさせていただいております。先生たちにも社会力のある子どもたちを育ててください。これはいわゆる非認知能力の育成にもつながるものですので、同意と考えてくださいということでお話をさせてもらっているところです。粕屋町を支える一員として育ってくれる。その子たちが大人になり循環が生まれれば、本当に住みよいまちかすやになるんじゃないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

ほぼ、教育長が今言われたとおりなんですけど、ただ、私が付け加えるとなると、究極はやっぱりシビックプライドだろうと思います。これは郷土愛、正に自分が住んでいる所を愛し、その発展させるような力になりたいという、その気持ちを育てるのが、正に教育だろうと思います。よく自立する心を大事に育てると言いますが、ややもすると、事実が自己的な、履行的な考え方になり得ます。そうではなくて、自立して社会的にそれぞれのつながりを持ち、そしてまた社会的な発展の一助となるような人間力を育てるっていうことが、正に教育だろうし、これは教育と言いますと子どもだけじゃないですね。大人も生涯教育なんですね。大人であっても、それぞれの住んでる町を良くするために、人と人となつながら、そしてまた自分の能力と言いましょか、それを人となつがることによって成長させ、それが社会的な発展につながる。これは正に日本が目指すべき、これからの日本の姿だろうと

思っております。高度成長期には、とにかく人がどんどん稼いで、それが社会的な経済力の発展にはつながりました。しかし今やこの社会、世界的にもこういった人間のつながり、コミュニケーション、これが、ウェルビーイングな社会を作るということで、つながっていくと私は思っております。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

御答弁いただきました。地域で子どもを育てるという言葉は、口にするのはすごく簡単で、すごく理想的なんですけれども、やはり実現するには多くの方々の支えと努力が必要でございます。だからこそ私は、今支えてくださってる方々に頼り続けるだけではなく、次の世代へつながる持続可能な仕組みづくりを期待しております。そのことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

(3番 川崎尚子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

(休憩 午前11時16分)

(再開 午前11時30分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号4番、古家昌和議員。

(4番 古家昌和君 登壇)

○4番 古家昌和君

議席番号4番、古家昌和です。通告書に従い、一般質問を行います。

今回の質問の相手は町長です。よろしく願いいたします。昨日もちょっと体調崩してましたので、今日はテンポよく、少しから元気ではありますが、元気よくやっていきたいと思っております。

町長。我が粕屋町が掲げる第6次総合計画、そこには2035年に人口5万800人という、大変力強く希望に満ちた目標が掲げられています。しかし、目を現実に投げればどうでしょうか。足元では、転出超過による社会減が進行しています。これまで町の成長を支えてきた自然増の余力も限界を迎えつつあります。私はこの危機感を打破するために必要なものは、これまでの画一的な、どこにでもある施策の延長線上ではないものと考えています。粕屋町だからこそ、安心して暮らせる。粕屋町だからこそ、選ぶ理由がある。そんな粕屋町独自のとがった付加価値。これを戦略

的に創出することが今求められているのではないのでしょうか。今回はその具体的な突破口として、多様な家庭の形、とりわけステップファミリーへの支援と自治体フロントヤード改革について、町の、町長の本気度を確認させていただきたいと思っています。

質問1です。パートナーシップ・ファミリー制度というところで質問していきます。まず大前提として、町の現状とその土台を確認したいと思います。すみません。ここでスライドお願いしていいですか。はい。これが、粕屋町が掲げています、パートナーシップ・ファミリーシップ制度というのですね、チラシです。このチラシの中のちょうどここ赤い丸で囲ってる所なんですけども、ここに、こういうパートナーシップ・ファミリーシップ制度、こういった所に関わっている方たちが、大体3%から10%いらっしゃるというような統計のデータが出ていました。

次、これが粕屋町の第6次総合計画の表紙ですね。これ現状見ると、粕屋町の今人口なんですけど、丸とバツが書いてあると思うんですけども、粕屋町を中心にもう周りの町にほとんど転出超過で粕屋町は負けているという状態ですね。唯一、粕屋町が転入超過になってる所が、北九州市、この丸のところです。ここですね。それとあとは県外からの方たちの転入がプラスという形になっているという現状が見てとれるかと思います。これも第6次総合計画に書いてある部分なんですけども、この青いライン、これが推計値。恐らくこういう形で今の現状のままいくと、こうなるんじゃないかなろうかというところですよ。この赤いグラフのほう、これが、粕屋町が掲げている目標というところになっております。この青い線と赤い線の間を埋めるために、今粕屋町が一生懸命人を獲得するために、住んでいただく方を獲得するためにいろんな施策を打っているというふうに私は認識しています。かなり頑張らないといけない状況じゃないかなというふうに私は見えています。

これ、ここにちょっと書いてあるんですね、定住人口の増加。ここにつながるような施策をこれから行っていきますというところで、今このシティープロモーションという所にすごく力を入れているというのが私も見て分かります。もう一つ、人口を創出するためには、方法として二つあると思うんですよ。粕屋町が得意としている分野を伸ばすっていう方法、これが一つですね。あとは粕屋町のウィークポイント、ここをやっぱ補っていくっていう所が一つのポイントになってくるかと思うんですけども。あえてこれ緑の印を付けた所、こことこちら。要は多様性という所と子育て。ここ意外と粕屋町子育て一丁目一番地ですよと言うんですけど、期待値として出てる数値に対して、現状としてまあそんなもんかと皆さん思っているというようなデータが、これから見てとれるかと思います。特に多様性とかそういった所に関しては、このグラフからいくと特出してへこんでるような状況であるという

のが、今粕屋町の状況というふうに私は見えています。

ここからです。町長は、令和4年に、県内でどこよりも先駆けてパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しました。4年が経過した現在でも、県内では、北九州市、福岡市、古賀市、福津市、粕屋町のみですね。この市町村しか実施していません。ほかの市町村は、パートナーシップ制度、これは導入されています。ファミリーシップ制度というのを導入してるのは、この5市町村のみということですね。第6次総合計画でも、生活の困り事への相談支援を充実させますと明記されています。制度がスタートしてからの申請実績、そして何より、この制度によって実際に町民の生活にどのような具体的な変化や利便性の向上がもたらされたのか。町はどのように把握しているのでしょうか。誰もが自分らしく活躍できる社会という言葉が、単なるスローガンではなく、実際の行政サービスにどこまで浸透しているのか。まずはその現状と、なぜ先駆けて導入を決意されたのかについて、町長、お尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

まず、住民の人口の減少、これはもう正に複合的な要因がございます。議員はお仕事、生業の関係で、不動産の関係、だからそういった不動産価格、土地の価格、建物の価格についての動向は非常に御存じだろうと思いますが、粕屋町の魅力が、上がれば上がるほど地価が上がっていく。例えば、アパートとかそういった持ち家ではなくて、借家、アパート関係の家賃まで今上がってる状況がございます。よく御存じだと思います。そういったことで、他の市町のほうに流れていくというのも聞いております。個人的にも、粕屋町は高くなったから東区に行くという方もいるんですよ。東区ですよ、福岡市の。そんなふうな、昔では考えられないようなことなんです。だからこれ諸刃の剣で、粕屋町の魅力を上げれば上げるほど、供給される物件がなければ、人口の伸びはそんなに期待できない。これは本当に総合的に考えなくちゃいけない部分だろうと思います。

しかしながら、粕屋町の魅力を発信するためのシティープロモーション、これはもう本当に継続的に、なおかつ拡大的にやる必要があると思います。まず知ってもらって、来てもらって見てもらって、そして住んでもらう体験をすることによって、粕屋町の魅力を体感できるような施策をこれからも打ってまいりたいと思います。あわせて、今回の質問の要旨なんですが、多様性があるこの社会にありまして、様々な方々を受入れられるような、魅力のある粕屋町の一つの部分だろうと思います。

そういったことで、令和４年にこんなふうなファミリーシップまで拡大した、多様性を追求される方についての受入れをするということで、これは我々がやった後、福岡県も実はその後したんですよ。県内でそういった呼びかけをしたとしても今の現状、余り変わらないという現状がありますが、古賀の市長ともよく話すんですけど、いやもうこれは、広がらない部分はそれぞれの自治体の考え方であって、今連携している自治体同士は、本当にこれからの絆を深めていこうということで、情報交換もしながら、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度を活用してもらうように働きかけを行っています。また、県のほうにも、こういったことを大々的にやってくれと。メディアが注目するのはやっぱり県ですので、県の動向でそういった宣伝啓発をやっていただきたいということも、私もよく言っております。あわせて、粕屋町でもこういったことを、精力的に啓発を行ってまいりたいと思います。詳細な部分が必要と思いますので、総務部長のほうからこれ以後は説明をさせていただきます。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

御質問にお答えをいたします。粕屋町のパートナーシップ・ファミリーシップ制度開始から現在まで、認定を受付いたしております。議員さんも御指摘のとおり、先ほど町長の答弁にありましたけども、最初に確か古賀市と福津市の間で連携協定を結んだ記憶があります。その後に、福岡県が協定に県下の市町村を加えて、今確か９市３町のほうで連携協定を締結していると思いますが、それぞれでパートナーシップ・ファミリーシップ制度の申請を開始いたしております。プライバシー保護の観点から、一部非公開とされて情報を出してない部分がございますので、粕屋町では、制度で実際居住されているということは答弁できますけれども、具体的な数字についてはちょっと答弁を控えさせていただきます。連携協定先から、粕屋町に居住を望まれて引っ越しておられる方も多分おられると思いますが、そこら辺も含めて、居住をなさってる方がおられるということで御理解をいただきたいと思います。

それと、当該制度で利用できる行政サービスについてなんですが、ホームページのほうでも上げておりますが、現在五つの項目、例えば、公営住宅の入居申込み、これパートナーシップの関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情があるものとして、町営住宅の入居申請が可能であったり、パートナーの子どもが保育所に入所する際に、同居かつその子どもを現に監護している状況であれば、保護者として申請できるなどがございます。さらに、粕屋町で認定されたパートナーシップ・フ

ファミリーシップの宣誓書、受領書が有れば、先ほどの協定先のほうにも一応提出しても引き続き認定されるということがございます。今のところ、公営住宅のほか、教育・保育給付認定申請、保育所の入所申込み、それと生活保護申請、それと障がいのある方に対する軽自動車税の減免申請、それと母子健康手帳の交付などを行政サービスとして提供をさせていただいております。その都度、人権の担当のほうも交えまして、そのサービスの状況については説明をさせていただいております。

○議長 末若憲治君

古家議員。

○4番 古家昌和君

丁寧な答弁、本当にありがとうございます。プライバシーの問題で、数値的なものは、私も知ることはできないということは最初から分かった上で、今回お尋ねしたところだったんですけども、先ほども数字出ましたが、大体3%から10%ぐらいそういう方たちがいらっしゃるという統計が出ているところで、私も理解をしております。制度の導入自体は本当に素晴らしい一歩だと思います。ほかの市町村に先駆けて導入された、素晴らしい私は一歩だと思っています。

しかし今回、私がスポットを当てたいのは、その制度のはざまで誰にも言えず悩んでいるであろう、これまたちょっと新しい言葉なんですけども、ステップファミリーという方たちがいらっしゃいます。これは日本語というか、分かりやすく言うと、子連れ再婚家庭ということ。この方たちのことについてちょっとお話をしてみたいと思います。スライドよろしいですか。これが、2020年の粕屋町の婚姻数の統計が出てた資料ですね。粕屋町、これちょっと先に読んでいきます。現在、日本で結婚をするカップルの実に4組に1組が再婚家庭であり、その再婚家庭の4分の1に、前のパートナーとの間のお子さんが関わっているという統計があります。これは、厚生労働省の人口動態統計の2023年の分と、同じく厚生労働省が出されてる人口動態統計特殊報告書の分析、またあと社人権、この現代日本の結婚と出産という資料にも分析結果が出されておりました。

しかし、彼らが行政の窓口に立ったときに何が起きるかという、婚姻届を出していても、子どもと養子縁組を組むまでの間、あるいは様々な事情で養子縁組をあえて選択しない場合、継親子の関係にある世帯は、行政上の家族としてスムーズに認められないケースがあります。ただ先ほど、総務部長のほうからも答弁ありましたが、粕屋町はそこ申請とかそういった所で、日頃の業務をできるようにしているということで答弁ありましたので、この分に関してはすごく、町として前向きに取り組んでいるんじゃないかというふうに感じました。

子育て、先ほどありました子育て、福祉、教育、窓口に行くたびに「戸籍上の関係は？」と聞かれたり、説明を求められるケースもあるかと思います。担当した職員の方は、悪気のない窓口での対応の一つだと思います。私たちはこの町で家族として認められていないんじゃないかとか、深い不便さと心の傷になってしまっている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。窓口で全職員の方が、そういった所をきちっと把握してればいいんですけども、なかなか法律上のことを考えると、法律上の父親ではないという概念を持ってある方もいらっしゃるかもしれません。本町が掲げる、「分野を超えて相談・支援を行う重層的な支援体制の整備」とは、正にこうした既存の制度の隙間に落ちている当事者の声なき声をすくい上げることが、解消することではないのでしょうか。このステップファミリーが直面する不便について、現在町での対応と町長の見解を伺いますというところです。先ほどとちょっと答弁かぶる所あるかもしれませんが、もしよかったら、その辺りもう一度、御答弁いただけたらと思います。お願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

具体的な町での対応のほうをお答えいたします。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

すみません、お答えになるかどうか分かりませんが、住民福祉部に関連する行政手続等につきまして、現状のステップファミリーへの対応についてお答えいたします。子ども未来課やこども家庭センター、福祉課などが所管する手続等につきましては、先ほども少し触れてますけども、ステップファミリーであるかどうかにかかわらず、全て同様の対応をしております。

一つちょっと事例を挙げますと、子ども未来課の事例でお話をいたしますと、保育所、幼稚園等における入所の申込みは、同居かつその子どもを現に監護している状況であれば、保護者として申請できます。また、同居人による送迎については、事前の顔合わせ、それと当日の送迎者を連絡してもらうなどの対応を行っております。それからこども館の利用については、同居人も保護者とみなしてまして、父母等の親族から児童を託された方であれば同伴者として利用することもできます。次に、住民課所管の手続等につきましては、ステップファミリーであるかどうかにかかわらず、全て法律等に基づいて行うこととなります。未成年者の手続につきましては、親権者が行わなければならないもの又は同意が必要なものがあります。

が、養子縁組をされていれば、実親、養親共が親権者となり、法律上の親子として
手続をしていただくことになります。

以上です。

○議長 末若憲治君

古家議員。

○4番 古家昌和君

御答弁ありがとうございます。様々な課でそういった対応をしていただいている
ということは、本当に非常に感謝申し上げます。先ほど、粕屋町の中に、パートナー
シップ・ファミリーシップに関わる方たちが3%から10%ぐらいという話をしたん
ですが、ちょっとスライドをよろしいでしょうか。これ先ほどのスライドなんです
けども、粕屋町の婚姻数の4分の1が再婚家庭ということですから、計算すると大
体84世帯ぐらい。この中の25%、4分の1が、子どもに関わるってことですから、
21世帯。そうすると、かなりの割合ですよね。335世帯のうちの21世帯が、再婚家
庭の子どもさんが関わると。こういった所に細やかに対応していただいているとい
うのは、本当にすばらしい対応じゃないかと、私は今の答弁を聞いて思いました。本
当に前向きな御答弁いただきありがとうございます。

であるならば、ここからは粕屋町の腕の見せどころじゃないのかなと私は思っ
ています。この多様性の配慮を、ただの福祉の義務で終わらせるのではなく、本町の
実利として昇華させるべきだと私は考えています。これこそが将来人口目標を達成
するための大きな鍵となってくる考え方だと思っています。ステップファミリーが
新生活をスタートさせるなら、絶対に粕屋町がいい。あの町なら最初から最後まで
寄り添ってくれる。そう思ってもらえるような具体的な仕組みづくりを一つ提案し
たいと思います。

まず一つ目に、スライドをお願いします。まず一つ目ですね。全国的には、京都
府、大阪府枚方市、東大阪市、千葉県の印西市、石川県の白山市、近くでは、久留
米市などでは、当事者はもとより、家族や子どもに関わる機関や市町村の担当課、
学校、保育所等がステップファミリーについて、正しい理解と対応について知識を
得るとともに、相談支援の利用をしてもらうことを目的とした啓発冊子が作成さ
れ、ホームページ上でも公開されています。これ白山市の啓発用のチラシですね。
これ大人用と子ども用という、この4ページにわたるものでちょっと内容読めない
かと思いますが、こういう誰でも手に取ってもらえるような資料。

もう一つが、これは子ども用ということで、保護者用と子ども用。こういった例
えば、子どもが、一番いけないんですけど、DVを受けたとかそういったことが有れ
ば、どのようにして通報するとか。そういったことがまとめられた資料とかも配布

がされてあるということでした。私の知る限りちょっと粕屋町にはこういったものは無いのかなというふうには理解しているんですけども、もし無いのであれば、そんなに難しい内容ではないかと思しますので、こういったものの準備、やっていくといいのかなというふうに思っております。

二つ目に、たらい回しにされない窓口として設置した、今既存にあるワンストップの窓口がありますよね。そこを更に進化させた伴走型での対応、こういったものをもっと充実していくといいのかなと。

そして三つ目に、部局の垣根を越えて連携する庁内の相談コンシェルジュのような仕組み、こういったものが有ると、もっともっと粕屋町が選ばれるまちになっていくのじゃないかというふうに思っております。この三つ目、いわゆる粕屋町の第6次総合計画に掲げる自治体フロントヤード改革、つまり、住民と直接向き合う窓口をがらりと変え、親切で先進的なものに革新していく。この観点こそが、人口増につながる町の将来像、選ばれるまちずっと住みたくなる場所、粕屋の強力な独自戦略になると私は考えています。これら一連の提案の回答と、そして粕屋町の未来をかけた独自戦略について、町長の熱い思いをお願いいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

正に、住民の方々に優しい町、これ一番の基本は窓口での対応に関わる職員は、全て町長の代わりなんですね。委任者、代人者と思います。そういった意味で、私もよく職員のほうには、あなたが粕屋町の顔ですよということで、親切丁寧な、そしてまた住民の方が要求されることを的確に捉えて回答をするというふうな姿勢を、今貫いているところでございます。

また、様々な方が確かにおられます。窓口によっても、全く違うタイプの方がおられますが、今正にステップファミリーとか、要するに生活的に非常に困難を極めている、あるいは精神的に困難を極めている方が、こういった気持ちで窓口に来てるかっていうのに寄り添いながら相談をする。これは今、それぞれの課でも対応しております。確かにその伴走型とおっしゃいましたが、その後については、なかなか組織上難しいので、できかねておりますけども、来られる方の対応、窓口での対応については、そういったことを心がけて行うようにしております。ただ、多分議員が、それから一步抜けてそれを公に宣伝をなさいと、もう一言で言えばそういうことだろうと思います。これは粕屋町の特色として、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

古家議員。

○4番 古家昌和君

町長ありがとうございます。もう今私がこの後言おうかと思ってた所、しっかりしゃべっていただきまして、本当思いが通じたなというふうに思っております。御答弁本当にありがとうございます。一応、ここで1回、ちょっと本質を問い直したいと思います。本町が導入しているパートナーシップ・ファミリーシップ制度について、ともすれば、籍を入れないお二人のための制度であり、少数の方の制度というような意味で捉えてあるのかもしれませんが。でも今のお話聞くとそうじゃないというのはよく分かりました。ファミリーシップも、その一部にすぎないという考え方ではないということも確認できたので、この後、あえて申し上げますが、私はその思いについて、今後、粕屋町はこのファミリーシップという言葉、あえて独立させてうたいながら、明確にアピールしていくというところも、今一步踏み込んでファミリーシップまで踏み込んでます。ファミリーシップもやってるんですよという、ここをもっともっとアピールしていければいいのかなと思ってます。

それはなぜかと言いますと、多様な形で、我が子を育て、共に生きようと奮闘している全ての家族に対して粕屋町は、あなたたちを絶対に制度の隙間や壁で孤立させない、どこよりも応援する町だよというような強力なスローガンになるからです。ここでちょっとスライドを出してもらってよろしいでしょうか。ちょっとにぎやかなスライドなんですけども、これは、大分県の豊後高田市、町長も多分御存じだと思います。ここは大々的に、子育て世帯の再婚を応援しますとうたい、子育て世帯ステップファミリー応援金ということで、一定の条件を満たした家族には20万円の助成をしています。ちなみに過去の実績ですが、平成27年度から始まった制度で、毎年大体3から6世帯の方たちが対象になっているというふうに記載がありました。またこの制度を、一般社団法人子育て制度機構から2020年の大分県ベスト育児制度賞を受賞されています。ちょっとその辺りをお見せしたいと思います。これですね、これがステップファミリー応援金のチラシですね。豊後高田市のほうにステップファミリーの方が来られましたら、応援金20万円出しますよと、支給しますというふうなものです。それとこれが、左側のやつですけど、豊後高田市定住ガイドブック、ここにもう本当すごいことがたくさん書かれてるんですよ。それで、ちょっとホームページはこれ見れるのでちょっと見ていただきたいと思います。

(チャイムの音)

○4番 古家昌和君

見えてないですね。スライドしか出ないのかな。ごめんなさい。ホームページ見

れないですね。すみません。これが先ほどの受賞された時の、表彰された賞状ですね。これもホームページに載っておりました。次なんですけども、これRESASの資料から拾い上げてきたんですけども、豊後高田市の、要は転入、どこから転入してきてるのかというのを拾い上げてきたんですけども、ここですね、平成27年ステップファミリー応援金の助成が始まった年ですね。この時は、この丸が付けてある所、九州圏内というか、福岡とか大分の近くからの移住が多かったということなんですけども。翌年28年も変わらず、1年目ですね、ですから。2年目か。これ3年目、そう変わらず。ここで、平成30年、広島ですかね、広島辺りから移住してくる方が出てきたと。平成31年、令和元年、これになると石川県、あとは関東圏、こちらからの移住が多くなった。令和2年になるとかなり関西圏、こういった所からも移住が増えていると。令和3年はなかったんですけれども、令和3年に受賞されましたので、令和4年を見ると、ここもかなりの地域から移住が増えてると。令和5年になると関東圏また増えてます。令和6年もまた更に関東圏から増えてるというような状況であります。今回のこの事象によって、更に全国の子育て中の家族に周知できることで、豊後高田市に住んでみようという、きっかけの一つになったんじゃないかというふうに思っています。

やはり、これ受賞ってすごく大事だと思うんですよ、全国的に発信されていきますので。なので先ほど町長もおっしゃいましたけども、黙っていては誰も気付いてくれません。他の自治体と同じ横並びの政策では、激しい人口の奪い合いの波に飲まれてしまいます。だからこそ、わざわざ大々的にうたう。ファミリーシップの町、粕屋町と、今いる町民へ、そして未来への町民へ向けて、戦略的にトップ自らが旗を上げ発信する。この攻めの姿勢こそが、新生活をスタートさせるなら、子どもを育てるなら、絶対に粕屋町だという選択につながり、私たちが目指す将来人口目標という実利を引き寄せる最大のパラダイムシフトになりうると私は考えています。これらの取組について、恐らく町長御存じだったかと思いますけども、町長どのように感じられましたでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

これは、全く違う視点での応援金だろうと思います。定住とか移住を促進するには、我々も、粕屋町もいろいろ補助金とか活用される資金を提供しておりますが、ステップファミリーを正にピンポイントで狙い撃ちするようなことは、これ豊後高田市のほうは私も知っておりましたが、これほどの効果があつてというのは存じ上げてませんでした。正にこれは競争だろうと思うんですね。これどこ

でもやってたらもう全く同じようになります。これについてはちょっと積極的に検討させていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

古家議員。

○4番 古家昌和君

町長から熱い思いが伝わりました。積極的に是非検討していただきたいと思います。スローガンを掲げる覚悟は、この町の未来を変えます。「選ばれるまち ずっと住みたくなる場所 かすや」の真の実現に向けた町長の本気の、そして戦略的なリーダーシップを強く期待しまして、私の一般質問を終わります。

(4番 古家昌和君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を13時ちょうどといたします。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後1時00分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

○9番 川口 晃君

それでは始めたいと思います。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。読み上げながら進めたいと思います。

2月28日に、トランプ政権とイスラエルは突如としてイランへの先制攻撃を始めました。あれから3か月、アメリカとイスラエルの国連憲章と国際法違反の行為に対し、ヨーロッパ諸国をはじめ、国際社会から大きな非難が起こっています。日本のテレビや大新聞の多くが、トランプ政権寄りの報道でトランプ政権の広報の垂れ流しです。ところが、アメリカ本国では真逆の様相です。アメリカ連邦議会会員は、3日、トランプ政権がイスラエルと共に開始した対イラン軍事作戦について、議会承認を得なければできない軍事行動の停止を、トランプ大統領に求める戦争権限決議案を、賛成215、反対208で可決しました。与党共和党からも4人が賛成したようです。対イラン軍事行動へのアメリカ国民の強い反対や懸念の高まりが鮮明になりました。

さて、日本経済は、石油の高騰と石油由来の製品の不足は深刻です。病院では、薬を入れるセロハンの包が小さくなり、数日分をひとまとめにして渡したりしてい

ます。私もこの経験をしています。政府は、ナフサなどは途中で目詰まりしていると説明していますが、誰も信用していません。全ての商品が2割から3割高くなっており、財布のお金がいつの間にか消えてしまいます。今回補正予算が成立したんですが、ほとんどがエネルギー価格高騰への対策で、国民の暮らしや中小企業、医療機関、介護福祉事業所、農業などの経営と雇用を守る具体的な支援はないようです。国民生活とは大きなかい離があります。高市首相、時は来ました。最高の財政出動をすると言っていましたので、早く実現してください。

それでは、具体的に質問に移ります。最初は、須恵川「自在王井堰」上流部の水門からの支流水路の浚渫及び流水分岐水門の整備についてです。言葉はなかなか言い回しにくいので、地図で示そうと思ったんですけど、そういう技術が若い人に比べてないので仕方ありません。川口理髪店北側の大型流水分岐支点及び北側に流れる水路の大量土砂の浚渫と水草の伐採問題です。田代部長はもう若い頃から私の付き合いがあるので、もう頭の中に入れてあると思います。水路の浚渫、整備は、どこの区や農区でも困難な事案となっています。当然、私の柚須区でも悩んできました。私が柚須区の区長の時、思い切って区内水路の浚渫と草の伐採並びに里道、これ換地というんですが、整備に取り組みました。草で覆われた水路横の里道は、コンクリート張りをしました。同時に三面側溝の所は、そこを浚えて衛生的な水路にしました。柚須文化センターの東側水路には蓋をかぶせ、自転車でも通れるようにしました。5か所ほどの工事を数年にわたり実施しましたが、数百万円の多額の費用を要しました。多くの里道は、買物や訪問などの近道として、区民の皆様には評判になっております。

問題は、農業用として昔から利用してきた幹線水路です。水路の幅も広く、底も深く、水量も早く、清掃には危険を伴います。酒殿や甲仲原や乙仲原、大川校区のほうでもそうでしょうが、粕屋町のどこの区でも、水路は農区の管理です。5月の美化作業の時に、溝に入って、泥さらいや草刈りを行います。柚須区では、4、5年前までは10数名でにぎやかに掃除していたんですが、3年ほど前から1人欠け2人欠け、今年は5人で作業することになりました。問題の流水の分岐点は、広くて流れが速く、危険な箇所です。4、5年前の美化作業の時には、大勢で草を刈って泥の浚渫をしたんですが、昨年からは目立って泥がたまり、草も茂り、今年の美化作業では、もうここの浚渫は諦めようということになって下流域を清掃しました。また、昨年は不思議なことが起こりました。それは、この水路に大量のシジミが湧くように発生したんです。正に大量発生。柚須駅近くまで貝殻が流れていったんです。原因は分かりませんが、このシジミの貝殻の除去を町に依頼したら、快くしていただきました。稲永課長にはありがたく思っております。私たちの美化作業

は本当に楽でした。農区の人員も少なくなり、また高齢になり、満足な溝の管理が不可能になりつつあります。できるだけ地元で作業はしますが、困難な場所の管理には、町の支援が必要じゃないかと、そういう意見が大半です。

次も続けていきます。次の項目は、この分岐水門から北側に向かう、つまりJR柚須4号踏切のほうに流れる水路です。昨年夏、私の友人が水路にカンナの花が茂り、水が流れにくくなっているとの訴えがありました。見ますと、大量にカンナが茂っておりました。1週間後、その人を訪問しますと、「もう自分が水に入って片づけたやなあ。」ということでした。大変な作業だったというふうに思います。水草は除去されていましたが、今年がどうなることやと心配していたんですが、泥はたまっているようですけども、自然に流れていったんでしょう、カンナの葉っぱは茂っていません。いずれにしても、どこの農区もこうした農水路の管理は頭を悩ませていることだと思います。支援があると思いますけども、支援に関し、どのように考えてあるのか。箱田町長の答弁をまずお願いします。あとまた振ってください。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

農業用水路、確かに昔は、農地が本当にたくさんあり、農業者も多いということで、その利用の量と、またその管理する方の人数も多ございました。昨今の農地の縮小、減少によりまして、非常にそれは、管理も含めて非常に困難になってるというふうな現状は理解をしております。詳細につきましては、担当のほうからお答え申し上げます。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

お答えいたします。

私も現地のほうを確認させていただきまして、土砂の堆積がございましたし、草も繁茂している状況でございました。川口議員もおっしゃっておりますとおり、農業用水路につきましては、高さ、深さも1メートル程度でございますので、水利権の関係上、関係農区のほうの維持管理という区分になってまいります。その中で助成というか、そういうのがないのかということでございますが、関係農区のほうから要望書が提出された場合は、「粕屋町公共農業用施設管理区分及び建設事業費負担条例」に基づきまして、地元負担が25%とはなりますが、浚渫等の実施について、町が検討することになります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

25%の地元負担っていうことで、75%が町持ち出しだから最高の補助率じゃないかと、それは実際感じておりますが、今最後におっしゃった、何だったかな、ちょっと分からなかったんで、ちょっと最後の所説明してください。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

まずは言われてこうするわけにはいきませんので、農区要望のほうを出していただきまして、農区要望を受けて地元負担、こういう場合であれば、地元負担が25%かかりますよ、それでも実施しますかしませんかということで、またその規模にもよって、町のほうもできるかできないかっていうのもありますし、地元負担のほう25%ですけど、総事業規模がこのぐらいで25%だと、例えば、400万円かかったとしたら地元負担100万円ということになりますので、そういったのも出せるか出せないかで範囲もどの程度までこのぐらいするということを確認しながら、当然町のほうも予算を組まないといけませんので、そういった協議を重ねることになります。以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

例えば、補助金の問題とすれば、防犯灯かな、あれだと区から要請出して、自動的に工事して、付け足せば補助金が出ますね。ああいうシステムではなくて、一度申請しなくちゃいけないということになるんですか。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

今の場合は、負担条例を用いての場合になりますが、別の規則のほうで、農区のほうが自費工事をして5万円以上の対象になりますが、そういったのをまずして、その場合は50%になりますけど、50%を後から町のほうから助成するというのは別にございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

それは便利な使い方だと思います。初めてそういう使い方もあるということを知りました。これはやっぱ農区関係に普及していけば、大変喜ばれることになるんじゃないかというふうに思います。

それでは次に移ります。大雨の堅町地区の水害防止のための会町方向に流れる水路、これ説明すると長くなるんで文書に入ります。前の水路の下流になりますと、さっき説明したその下流ですが、それともう一つ忘れてました。もう一つの件。カンナの花の咲く所、あそこの工事は別に考えてないですか。あの件についての回答をお願いしたいんですが。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

先ほど話したのは、川口理髪店の北側の水路ですけども、そこから上流側も深さと幅でいけば、関係農区のほうの維持管理していただく水路になりますので、もし工事をされるということでしたら、先ほどの農区要望を出していただいて、ものによって地元負担があるもの、ないものがございます。そういった形で要望されるのか、先ほども申しましたその規則のほうで、一旦農区のほうで工事をされて、50%を後から申請するというのがございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。2番目にいきます。

前の水路の下流域になります。皆さんも、粕屋町の西側部の地図を見られると条里制が敷かれていることが分かると思います。古い言い伝えによりますと、柚須区はもちろん、この一帯は箱崎八幡宮の荘園だったという言い伝えがあります。水路も大きな流れが南北に流れています。数年前に質問したんですが、柚須駅周辺部は消火栓が無いので、溝に堰板を整え、須恵川から水を引き、南北に流すと火災のときの消火用水に使えると質問しました。今回は取りあえず、コスモス東側の南北水路の流れを抑えるための電動式の堰板の設置計画の提案です。

理由は、この流れが篠栗線を超えると柚須区の堅町1組合と2組合の分岐道路に沿って、福岡市東区に向かいます。昔からこの周辺は大雨のときには冠水する所です。先ほども申しましたが、この水路の里道、換地を通勤に使う人が多いので、里

道にコンクリートをして通路として利用できるように、これは柚須区のほうでしました。同時に、業者が水路の底も浚渫してくれたことによって、流れも良くなって、水はけが良くなりました。その後は時々冠水するようですけども、大事には至っていません。南北の堰は、水害対策用。東西の堰は、火災の際の消火水用。正に防災設備としては、申し分ない使い分けができると思います。私は頻繁に志免町の別府に行くんですけども、簡易なチェーン式の巻き上げ式の電動堰が水路の横に設置されています。遅れて水路の工事がなされた地域には、このような設備が整えられているようです。しかし、柚須区を初め粕屋町の西部の地域は、道路や水路の整備が早く実施されているので、十分な対応がされておられません。早期の検討をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。町側の見解を伺いたいと思います。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

先ほども出てきました、「粕屋町公共農業用施設管理区分及び建設事業費負担条例」に基づきまして、農業用の取水施設を設置する場合、頭首工になりますが、それを実施する場合には、先ほどと同じ手順になりますが、地元農区のほうから農区要望を頂きまして、ちょっと今回どの程度の規模になるか分かりませんが、規模が大きくなるようでありましたら、設置の妥当性、優先度、費用等を考慮しながら、町が実施について検討することとなります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。そしたら農区のほうにこういうことは伝えたいと思います。ほかの農区も利用されることがあったら、これを利用したらいいんじゃないかというふうに思いますので、農区長のほうから伝えたいと思います。

それでは、2番目に行きたいと思います。健康で暮らせるまちづくりと住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、この問題です。まず最初に、はしかの流行問題について質問いたします。東京のことですが、数週間前、東京で、はしかの感染が急速に広がっているとの報道がありました。また、最近の朝一で特報がありまして、この時の説明は、何か外国から持ち込まれたようで、免疫を持った人が日本は少ないと。感染力の非常に強いはしかってという説明がありまして、これは警戒しなくちゃいけないという説明でした。数を調べてみますと、500人程度だったかな、はっきりしてないんですけども、非常に、そんなに多い数が感染しているわけ

じゃないと思いますけども、そういう感染力の強いものであれば、一挙に増えていくと思います。

私たちの年代、私はもう80になったんですけど、幼少の頃、一度ははしかにかかっております、私たちは。もはや体に、はしかに対する免疫があるかどうか。それが心配なんですけども、ただも説明ではね65歳以上は免疫を持っているとかという説明でしたね。本当かなと思うんですけど。粕屋町は、福岡市に最も近い町でありますので、これ何らかの影響が出てきているんじゃないかとは思っています。まだ、誰がかかったとかいうのは聞いたことありませんけど。降って湧いたような話なんで、特にデータを要求してもいませんけども、最近の福岡県及び粕屋町の現状はどのような状況なのか。簡単に結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。箱田町長、答弁をお願いします。後で振ってください。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

それでは、福岡県の麻疹感染者の状況について答弁いたします。令和6年が1件、令和7年が22件、令和8年は5月の31日までの件数になりますが、4件というふうになっております。福岡県においては、緊急接種、東京であってますけども、それは行われておりません。粕屋町の感染状況につきましては、診断した医療機関から直接県のほうに報告するような感染症でございまして、市町村単位では把握ができていないために、町内の感染者数は分からない状況です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。2番目に行きます。

はしかの予防接種を受ける医療機関の問題ですけども、2週間ほど前、粕屋町のホームページを見ましたら、はしかと風疹のワクチンの予防接種を受け入れられる医療機関は5医療機関でしたが、最近これ見ましたら、圧倒的に増えておりまして、飛躍的に増えておりびっくりしました。10医療機関が接種可能なんです。しかし、私が知ってるクリニックとかも入ってなかったんですよ。だから、幾つかのクリニックが、例えば、大きな病院が幾つかありますよね、粕屋町の。そこでも、対象病院になってるのかどうか、そういうことを聞きたいと思ってるんです。多くの病院や医療機関で接種ができれば、これは結構なことですからね。かかりつけですぐできますので。そういうことで、できたら拡大してほしいなということを思っております。担当課で結構ですので、答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

定期接種の麻しんの予防接種におきましてですが、定期接種というのが、今現在は1期と2期とありまして、2回受けていただくということになってます。1期が赤ちゃん、生後12か月から24か月のお子さんと、2期が就学前の年長さんの時期になります。定期接種の麻しんの予防接種におきましては、福岡県内の医師会に所属している医療機関で接種が可能であり、既に広域で接種できる状況になっております。また任意接種においては、地域を限定せず、麻疹ワクチンの取扱いがある医療機関はどこでも、広い範囲で接種ができるというふうになっております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

そしたら、私たちの年代っていうのは任意で受けられるということになるわけですね。はい、分かりました。

それでは次に移ります。これは以前にも質問した訪問介護事業所の問題です。前回の一般質問でも述べたんですが、2025年の訪問介護事業所の実態で、全国では訪問介護事業所のない町村が116町村、事業所が一つしかない自治体は279市町村になっております。空白地域の拡大が進行しているようです。粕屋町では、第9期介護保険事業計画、これによりますと、こういう冊子が配られておりますから、これ見ます。これを見ますと、5事業所が記載されています。町の段階で5事業所もあることは、私は本当にいいなと思ってますよ。まれなことじゃないかというふうに好意的に思っております。2024年4月に、政府が訪問介護事業報酬を2から3%引下げました。これによって、事業所収入の減少で赤字事業所が増え、空白自治体が増加したものです。現在でも、経営難で深刻な事態は改善されていないのではないかというふうに思います。

さて、町勢要覧の10ページには、要介護認定者数のデータ一覧がありますね。掲載されていますが、残念ながら訪問介護者数のデータがありませんから、できれば訪問介護者数も掲載していただきたいなあという希望があります。担当課に伺いたいのは、令和7年度は、訪問介護者数は何名だったんですか。簡単に数字だけでも結構ですので、述べてください。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

令和7年度はちょっと手元にありませんので、令和6年度の数字をお答えさせていただきます。訪問介護サービスを受けられてる方は、令和6年度は2,182名になっておられます。

以上です。2,182です。

○議長 末若憲治君

川口議員

○9番 川口 晃君

次に移ります。

前は、こんな訪問介護事業所の救助支援の要請をしたんですね、私の質問で。町独自の支援を考えていないかと質問したら、まだ考えておりませんという回答でした。しかし、私と同じような考えを持った議員が、日本国中のどこかでこのような質問をするんじゃないか。町独自の支援を切り開いてくれるんじゃないかというふうに期待していました。表現は悪いんですが、狼の遠吠えが届いたようです。岩手県の花巻市、宮古市、それに岩泉町が始めました。中身は基本報酬の引下げによる減収分への支援です。介護事業所は、ボーナスも退職金も無い所が多いので、若い人はなかなか入職しない職場だそうです。岩泉町は、訪問介護を行う事業所は社会福祉協議会1か所で、訪問介護の利用者数は約700人だそうです。だから、うちに比べるとちょっとね、物すごく少ないっていう感じがするんですけど。補助金額は、有資格者確保を目的として、500万円弱だそうです。事業所閉鎖に至らないように救助の策として支援を開始したようです。6月議会、今回、それから9月議会と会期を重ねるごとに、全国では、支援を実施する自治体が増えていくことになると思います。

粕屋町の5事業所の経営状況を、担当課は把握されているのでしょうか。支援は、以後、検討される余地があるのでしょうか。今回の国会では、1兆円か何か重点補助金かな、あちらありましたけど、それが粕屋町に振り分けられてくることになると思いますけども、それを利用してのことができれば、使ったらどうだろうかという気もします。担当課で答弁できるようでしたら答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

各事業所の経営状況につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握はできておりません。訪問介護事業所への町単独の支援ということですが、訪問介護事業所、それは川口議員さんがおっしゃったように町内に5事業所ございます。現在のところ、全て営業を継続してありまして、閉鎖された事業所は無い状況でございます。

また、令和7年度には、物価高騰の影響を受けている介護サービス事業者に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、訪問介護事業所を含めた全てのサービス事業者に支援金の交付を実施したところでございます。現時点におきましては、町内の訪問介護事業所は事業を継続している状況であり、これまでも介護サービス事業者全体への支援を行っていることから、訪問介護事業所に限定した町独自の支援をすることは考えておりません。今後につきましては、国や県の動向を注視するとともに、介護サービスの安定的な提供を確保されるよう、状況把握に努め、必要な支援について検討してまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

訪問介護事業所だけに限らず、全事業所に助成が行っているということはいきなりいいことだと思います。何らかの財政的な支援が国から出てくるようでしたら、使う機会がありましたら、何とか利用してほしいなということをお願いする、検討を期待して、この質問を終わります。

回答が速やかに行っておりますので、何か時間がどんどん過ぎて、短くなってしまっただけかもしれません。最後の地域公共交通の利便性の問題について質問していきます。ちょっといろいろこうきついことも言うかもしれませんが、容赦してもらいたいと思います。まず最初、柚須駅において車椅子の利用者が安心して乗降できる通路の確保の問題です。これは、本当は傍聴者来てくれたら一番良かったんですけど、仕事の都合で来てくれません。柚須駅問題は、過去幾度も質問し、相当多くの事案が実現しました。述べていきますと、柚須1号踏切に歩道の設置。2番目が駅プラットフォームの2本化。3番目は駐輪場の拡大。4番目は快速電車の停車。これは、JR福北ゆたか線の前町駅、門松駅も停車するようになり、粕屋町内駅は全て停車するようになりました。5番目は列車の増便と車両の増量です。それから6番目は、今回の転落防止柵の設置。数々の要望がかなえられてきました。快速の停車や列車の増便、増量のように、柚須駅以外にも私たちの要求が実現したものもいっぱいあります。そういう意味では、個別要求が他の駅にも取り入れられ、普遍化していったものだと思います。

今回の車椅子の通行路の確保は、どの駅においても確保されなければならない課題です。確かに色分けした通路の指定、これはされていますが、通勤時間帯における柚須駅の現状は、朝夕は乗降者も多く、自転車通路にまで広がってきて、もう静止ができないくらい乗り込んできます。困難な問題があります。車椅子の方の利

用時間もありますけども、この時間帯の利用だと、車椅子の方にとっては権利が侵害されていることにしかありません。SDGsの立場からは見逃せない問題です。粕屋町においては、この問題に関してどのような解決策をお持ちでしょうか。柚須駅を見られたら分かると思いますけど、右側、左側に自転車置場がありまして、真ん中を車椅子が行くごとなっています。ここを通らないと改札口へ、普通の一般の人もやし、降りる人もここしか通れません。だから、何かこう、通路の切替えとか何かできないかなあという気もするんですけど、構造的にそれができるかどうか私も迷うところですけども、どのような解決策が考えられるか答弁をお願いしたいと思います。どなたでも。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

柚須駅につきましては、改札口をすぐ出て、駐輪場とつながっております。そうしたことから、駐輪場の清掃と自転車の整理は、平日の朝ですが、シルバー人材センターのほうに行ってもらってます。また、放置自転車を防止するために、職員のほうが2か月ごとなんですが、現地の調査を行いまして、警告札を張り、周知期間を設けた後に、撤去作業のほう行って、そういった放置自転車を減らしております。

また、通路に自転車を停めさせないために、注意喚起としまして、「通路に停めないで」という表示を路面に設置しております。昨年の5月には、さらに「車いす通行有・駐輪禁止」の表示も更に追加しまして、そういった対策の強化のほうは行ってます。また、シルバー人材センターで足りない所につきましては、職員も定期的に巡回をいたしまして、自転車のほうが通路を妨げないように整理を行い、車椅子の利用者が安心して乗降できる通路の確保のほうには努めております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

車椅子の利用者もそうなんですが、ちょっと話してみましても、真ん中を車椅子は突っ切るようになるんですよね。だから、どうしても乗り降りの人とぶつかるんですよね。だから、スペースが狭いので、どうしてもああいう構造になりがちなんですけども、あの方法を変えなくちゃもう車椅子は通れないんじゃないかと思うんですよね。だから、車椅子専用の通路って言いますかね、何かそういうのが考えられないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

柚須駅の状況はもう議員さんもよく御存じで、限られたスペースになってまいります。そういうソフト対策的な所をちょっと検討したいと思うんですが、先ほど議員さんがおっしゃったような通路の上下線、いわゆる一方通行みたいな、そういうところがちょっと検討できないかなあというところですね。そして、そういうのを利用者の方にちょっと周知するように。例えば、路面上にそういうふうな、一方通行のマークを入れるとか、そういうことがちょっと検討できないかというのを、現地も含めて見させていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

やはり今の現状じゃもうどうにもならないと思いますので、そういう使い方、通路の使い方の問題。それを検討していただきたいと思います。一方通行にする余裕があるかどうかちょっと分かりませんが、よろしく検討はよろしくお願いしたいというふうに思います。

そしたら、次は改札機の増設の問題です。令和7年版町勢要覧には、令和6年度のJR各駅の利用者数の一覧が掲載されています。柚須駅は4,388人で、粕屋町6駅の中では一番多い数です。特に朝の通勤・通学時間帯は乗降客も半端な数じゃありません。混雑がひどい状況。2月4日は、私立高校の入学試験が実施された日でしたが、改札口の所まで人が溢れてきました。このたび、以前から要望していました転落防止柵が設置されたんで、もうひとまず、少しは危険度が低下したと胸をなで下ろしているところです。何かありますともう私の所にすぐ来ますので、もう私はきついです。4月22日には宣伝行動したんですが、この日は受け取りもよく、朝から気持ちいい1日でした。全体的に数も増えたようで、朝は乗る人よりも降りる人のほうが多いようです。そのように感じました。

それなのに、改札機は2機しかありませんので、混雑、長い列がやっばできるんです。一つしか使えませんから。それに自転車が横から乗り込んでいきます。先ほどの車椅子はもう通行できません。改札機が故障したらね、どうなるんかと。何かいい方法があるらしくて、改札機が故障したらボックス、なんか箱があるらしいんですね。それに切符を入れてくださいと、そういうふう書いてあるそうです。だけど、カードとかお持ちの方は、あれどうなるんだろうかと、逆に思うんです。待合室まで粕屋町の管理、改札機から先はJRの管理です。改札機の増加はJRの判断次第ですけども、利用者サービスの向上は、町としてJRに幾度となく要請され

てきました。さっき申しましたことも、町からの要請がJRに届いて改善されてきたんですから、それは非常にありがたく感謝しております。改札機の増設という件についても声を大にして要請してほしいというふうに思うんですが、担当課、答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

井出都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

JR九州に改札機の増設について問合せを行いました。増設の予定は無いということでしたが、機械のほうは老朽化しているということで、取替えのほうの検討は行っているとのことでした。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

いつもですが、JRは簡単にしてくれません。残念ながら。これは最後の所で言いたいと思います。3番目は待合室の閉鎖時間。これは、無人になったから、閉鎖時間が延長されたということですよ、意味は。私がここで述べているのは、無人化によって、午後2時頃に待合室も閉鎖されます。午後6時頃まで従事していた駅員が、午後2時頃いなくなるんです。私たちは、待合室を午後7時頃まで開けてほしいというふうに思っています。昨今の犯罪の状況から見ますと、駅員のいない無人駅は非常に危険だというふうに思います。以前は、車椅子の方の乗降の際には、駅員さん二人が付き添って手伝いされていました。そのような状況は、今はここ数年見たことがありません。閉鎖時間の延長は、朝方は待合室が開いていますので、待ち合わせには不便さを感じません。

しかし、夕方は本当に困るんです。10数名で午後6時に集合して、市内に出ていくことなどは本当に困るんです。大体駅に遠い人から先に集まってきます。待合室が閉まっていますんで、改札機の手前で集まることになります。柚須駅の御存じの方は、改札口の手前、ちょっとしか、ねえ、広いところ無いんですよ。ここは乗降者の方も非常に多くて、正に混雑状態になります。昔のようなんびりしたような雰囲気はもうありません。少し大きな駅では、自治体の人が雇用し、駅の管理などしているようなことは聞きますが、JRの駅ではそのような例があるんでしょうか。あんまり聞かないですね。ともかく、高齢になると足や腰も弱り、長時間立つことは負担です。大体10分ぐらい前から人が集まってきます。私の周りの人は、そのような人が非常に多いんです。後ろ見てもらうと分かると思いますけど、高齢です。

柚須駅を利用するときは、車で乗り合わせて来ます。私はやむを得ず駅横の駐車

場も借りることにしました。柚須駅の待合室をせめて、午後7時頃まで開けてほしいということは、人間としてこれ当然じゃなかろうかというふうに思います。もっと先にも述べるんですけど、鹿児島本線のししぶ駅が新しく開設したんですね。あそこは、何か午前7時半から午後7時半かな、ぐらいまで待合室が開いております。町としてはどのような考えなのか、お聞きしたいと思います。答弁できる課長でもいいし、部長でもいいし、お願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

柚須駅待合室の施錠なんですけど、議員さんがおっしゃってあるとおおりJR九州の駅員の方にやっていただいております。それで今、駅員の方が駐在時間の関係で午前7時半に開場されまして、午後3時半頃に施錠今してもらってます。JR九州としては、駅員の方の駐在時間、そうしたところを延長する予定がないということで、閉鎖時間についても、今のところ延長する予定はないということでした。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

こうして改善を要求しても要求してもなかなかしないのがJRです。

最後になるのかな。時間まだありますけども、最後の4番目に行きたいと思います。柚須駅の抜本的改善問題。それから、民営化でいいのかという問題です。柚須駅に関しては、これまで一般質問などを通じて取上げ、改善に努めてきました。議員の皆さんの御支援もありましたし、そうした力もあって実現してきたものと思います。JR福北ゆたか線の1日の利用者は、今日では、柚須駅では9,000人を達しているんじゃないかと思います。柚須駅が収容できる升、容量があるとすれば、今ではその升を遥かに越した存在になってるんじゃないかと、そういうふうに思います。この状態はJR福北ゆたか線では、原町駅にはエレベーターが無い、門松駅でも、そもそも待合室が無いし、駅前の広場も無い。柚須もそうだが、本当に貧弱な様相の駅を抱えた在来線です。しかし、乗客は多く、歴史的には、JR九州を支える収益的には黒字の在来線です。そうであるならば、JR九州は、利用者サービスにもっともっと努めるべきではないかと常々思います。

JR九州の実態を四季報で見ました。もう数十年ぶりに四季報を買ったんですね。皆さん、四季報見たことあるでしょ。小さい字を見て思ったんですけど、JR九州の実態ですが、株主は大企業。ほとんど大企業です。概説は次のように述べています。鉄道は、新幹線、在来線とも輸送量増。運賃値上げ、古い寄与。27年3月期の

国内需要増を受け、鉄道、ホテル、不動産の水準高い。ただ、修繕費など、積みま
す動産。連続営業増益ながら伸び鈍化ということで、少し陰りが出てきたかなとい
うことを述べています。経常利益、純利益を見ますと、23年の経常利益が357億
円、純利益が312億円。26年、今年3月期の経常利益が723億円、純利益が460億
円。比較しますと、経常利益は2.02倍。純利益は1.47倍。僅か3年間で1.5倍から
2倍の利益を生み出しています。すごいです。正に恐るべき利益を上げています。
まだ鉄道部分の資料がこれには載っていませんので判断できません。これはまた経
理を見ないといけないんでしょうが。

なぜ、国鉄を民営化したのか。1面では国労潰しだと聞いています。粕屋町の福
中福高同窓会、分かると思いますけど、メンバーの一人から私は聞かされていま
す。1年に1回会食してたんですが、もう20年ぐらい前の話かなあとと思いますけ
ど、郷土に関係のある東京在住の国労の人たちは、JR福北ゆたか線の電化実現のた
めに、陰ながら大きな尽力をされたそうです。メンバーがおるんですね、頑張って
くれた。こうした向こうの人たちの支援の下に黒字支援が維持されてきたのです。

だから、町に対してもそれなりの寄与がなされても当然だろうと思っています。
しかしながら、JR九州のほうは、駅問題に関しては自治体任せです。元九大農場の
開発に当たって、新駅構想がありますよね、今度ね。ありますが、新駅としては鹿
児島本線のししぶ駅が、2009年3月14日、古賀市に新設されました。ししぶ駅の
2024年の1日の平均乗車数は1,657人。東西に乗車口があるそうです。それに比し
て、原町駅は24年で1,617人。25年は、ししぶ駅を抜いて1,749人になっています。
鹿児島本線と見劣りしません。しかし、南口の乗車口を要求してもJR九州は応じま
せん。新駅建設に関しては、大いに研究する必要があると思うんです。

さて、柚須駅の抜本的改善に関して、副町長がいろいろな動きをしてあるよう
ですけども、どのような将来的構想をお持ちかどうか、説明できるようなことがあ
りましたら、よかったですら副町長お願いしたいと思うんですけど。どうでしょうか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

都度、柚須駅の問題についていろいろ御指摘を頂きまして、私どもも本当に柚須
駅、大変多くのお客様に御利用いただくようになって、ホームが本当あふれ返るよ
うな状況であると。特に議員おっしゃいましたように、朝とかは降車の方が一緒
に、満員の電車から一挙に降りてこられるんですね。ですから、博多駅もそうす
けども、大きな駅やはり、列車が着いたら大変ホームが混み合うと言いましょ
うか、改札も混み合うような状況になっております。そして、車椅子の方もなかなか

通りにくいというのもよく承知はしております。

ですけど、柚須駅もそうでございますし、門松駅も後から作った駅でございます。当初から設置したような駅じゃなくて、後づけの駅でなかなか用地が無い。ですから、改札も増設しようと思っても、そのスペースが無いような状況。ホームを拡大したいけど、スペースが無い。そんな状況の中で、JRさんも篠栗線については大変力を入れてありまして、議員もおっしゃいましたように、いろいろ今までホームを延長したり、両面ホームにしたり、いろいろ改修をやってきてもらっております。今も粕屋町全体の駅に関しまして、JRさんと連携協定を結んでおりますので、少しでも利便性を高めるように協議をしております。何とか、議員おっしゃったようなことも含めて、少しでも実現できるように、JRさんともしっかりと協議をしてまいりたいと思っております。

ただ、なかなか申しましたように、スペースの問題がございますので、なかなか一挙に解決しない。なかなか解決しにくい問題もございますけれども、引き続きJRさんとは、根気強く協議をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

時間も無いようですので、最後に行きます。

最後は、JR篠栗線、JR福北ゆたか線の根本問題に入りたいと思います。筑豊でつながる平成鉄道は、第3セクターが経営しておって、これは存続するのかなど、今協議がされているようです。行橋へつながる線はどうなるのか。これもまたどうなるのか、地元としては大変なことだろうというふうに感じています。国鉄を民営化すれば、住民サービスが向上し、地域貢献も進み豊かになると大いに触れ込みがなされました。結果はどうか。北海道のように廃線によって、地域は疲弊し、過疎の地域が続出しています。東北もそうだし、九州もそうだ。

先日、羽鳥モーニングショーで、北海道の新幹線談合問題の討論があっておって、JR北海道の赤字問題と廃線と地域の問題など、やり取りがなされていきました。例のT氏ですね、アルファベットのT氏。それから女性の方、もう1人男性がいらっしゃいました。声をそろえて、鉄道で成り立っているのは、新幹線とJR東海だけだと。ほかのJR鉄道は全て赤字だと。そして、国鉄に戻したイギリスやイギリス鉄道の件もちらりと述べられました。

そこで、私は調べました。世界では、イギリスとニュージーランドが民営から国鉄へ移行しました。イギリスの場合は、インフラと列車運行を分けた上下分離方式

で、民営化で利用者数は増えてきましたが、責任の所在の分散や調整、コストが増大したそうです。2018年にはインフラ管理側と運行側の連携が取られずに、ロンドンを中心にして、大規模なダイヤ混乱が生じたそうです。列車が運行しなくなったそうです。この反省の下に、インフラと運行など、鉄道全体を一つの枠組みで扱う主体として、グレート・ブリティッシュ・レイルウェイズ、すなわちGBRって略称があるそうですが、これが設立され、これ国の施設になるんでしょうね。まずは、2025年5月に、ロンドン近郊とイギリス南西部を運行するサウスウエスタンから国営が始まったと。2027年に完了するそうです。来年に全て国有化されます。国鉄になります。ニュージーランドは、2004年に国営に移行しています。両者も政府の補助を十分に受けております。日本の国鉄と同じようです。

JR福北ゆたか線もそうですが、私たちの要求に、列車運行分野は赤字だから要求には答えないっていうのが、そういう回答がどれだけはねつけられてきたか。アメリカのサンダース上院議員が、AI技術に関して、これ次のように述べています。

「無から生まれたわけでも一部企業の発想のみで成り立っているわけでもない。AIは私たちの何世代にもわたる集合的な知識と発想の上に築かれている。」と。「AIによって生み出される富は人類にもたらすべきだ。」と。新課税構想をアメリカ上院で打ち出すそうです。公共が生み出した富は、公共に還元すること。これが原則です。その方面を運用しますと、元の国鉄に戻したほうが住民や利用者にとっては、はるかに理にかなうことになるんじゃないでしょうか。世界には例が複数あり、誰かが声が發すれば、それに応じて声を發する人が増えてくるんじゃないかと。まず私は声を發してみようと、今日試みました。JR鉄道は、このままの民営運行でいいと思われますか。それこそ考え直す時期に来てるんじゃないかと思えますけども。こういう私の考えですけども、JR九州について、どういう感想をお持ちか、最後に、町長が何か感想があったら述べてください。無理には強いませんけど。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

感想の範囲にさせていただきますが、JR九州とはもう私も長年、町長になって、その前からの付き合いもあるんですが、個人的には非常に連帯感を持って、特にこの福北ゆたか線は、鹿児島本線に次いで軌道事業の中でも非常に優秀な採算がとれるような路線だから力を入れますということはあるんです。ただ、やはりほかの赤字路線についての、なかなか経営状況からいうと、非常に思いどおりには投資できないという部分があるそうでございます。

一例を申しますと、実は篠栗線、福北ゆたか線になりましたが、複線化の構想がありましたですね、電化複線化。あの時に、複線化をできるだけやっつけばよかった。しかし、何でできなかったかというと、やっぱり投資の問題なんですね、資本の問題なんです。電化はできた。あれで一定の利便性は向上したけども、複線化をしておけば、もう少し、非常に利用者の利便性は上がったし、そしてまた、沿線の自治体を含めた沿線住民の方の正にウェルビーイング上がった、経済的にも非常に効果があっただろうという感想、ほんと感想なんですね。述べられてました。

ですから、ここでやっぱりその投資をして、それをフィードバックさせて、要するにリターンと言いましょか、ハイリスクハイリターンと言いますけども、そういったことをやはり、民営化になったJRさんとしても、ここでふんぎってやるべきだろうと私は思っております。体質的には、やはり何かもう実直に、なんでしょうかね、一線を超えないように、固く経営してあるっていうのは分かりますが、やはりハイリスクハイリターンのそういったことも、国と連携しながらやってほしいというのは私の感想でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

それでは終わります。

(9番 川口 晃君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を14時10分といたします。

(休憩 午後1時59分)

(再開 午後2時10分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号13番、宮崎広子議員。

(13番 宮崎広子君 登壇)

○13番 宮崎広子君

議席番号13番、宮崎広子でございます。本日は、最後の一般質問となりました。よろしくお願いいたします。

この度の、私の一般質問は、子どもたちが自分らしく成長できるまちづくりについてというテーマと、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりについてというテーマです。初めの所のテーマ、まず1番目に、教師の働き方改革について問います

が、本年３月に、2025年の教師不足を文科省が明らかにしました。2021年度が2,558名に対し、25年度は4,317名の不足です。教職調整額の引上げとか労働時間、業務負担の軽減、また、教職に就いたときの学生の奨学金返済免除など、いろいろ政策は打っておりますが、現場は厳しいものがあります。私の知人がいる自治体では、休職教員の代わりの教員が確保できず、２クラスを１人で指導したり、教頭先生まで担任に近い仕事をしている所もあり、また粕屋町でも病休、産休、育休の代替教員の確保はなかなか難しかったようです。そもそも教師不足がなぜ起きているのか。本来ならば、子どもを教育する楽しさが中心の職業のはずが、いつの間にか様々な事務作業に追われ、多岐にわたるクレームを解決しなければならないことなど、子どもたちと関わる時間が少なくなっていることに原因があると私は考えます。以前、この質問は２年前に行いました。追跡の質問部分と、新しく行政が取り組もうとしている事業について質問をいたします。（１）番と（２）番は、追跡の質問です。（１）番、以前にも質問しましたが、教師の働く環境において、休憩室の確保や職員室等の改善は進んでいるでしょうか。お願いします。

○議長 末若憲治君

洪田学校教育課長。

○学校教育課長 洪田啓之君

休憩室の確保や職員室等の改善に関する御質問でございますが、職員室につきましては、全小中学校におきまして、教職員数の増加等の要因で、手狭になっている状況がございます。令和６年３月に御回答いたしましたとおり、職員室自体を拡張するには、スペースが無かったり、構造的に困難であるなど、課題が多く、抜本的な解決は難しい状況でございます。また、更衣室や休憩室につきましては、必要とする教室数の増加の影響により、別用途の部屋と兼用で確保していただくなど、満たされた環境ではないことは事実でございます。部屋そのものの拡張増設などは難しい状況ではございますが、現在は、各学校の御要望をお聞きしながら、エアコンの導入など、少しでも働きやすい環境の整備を可能な所から行っており、継続した課題として受け止めております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○１３番 宮崎広子君

休憩室っていうのは、なかなかそこまで行き着くことは難しいかもしれませんが、ちょっと体を休めたいとか、横になりたいとか、そういう誰もいない所で静かに休みたいとか、子どもと離れてっていうところもあるんですけども、そう

いう場所は、いろんな所を借りながらって言いますか、空いてる所を工夫して、実際あるということで考えてもいいんですか。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

重ねての回答にはなりますが、なかなか十分な状況ではございませんが、各学校で工夫しながら、御利用していただいているものと思っております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

子どもも減ってきていると聞いておりますし、もしかしたら教室も空いてくるのかなあというふうに、これは想像ですけども、そういうところで少しでも先生たちが休憩できる所を確保していただけたらなと思っております。

次に、2番に移ります。教師の日常的な超過勤務のことですけれども、土日開催の振替は、前回も取っておりますということで、これは当然だと私も思いますが、日常に超過勤務を行われているというところもあると思うんです。例えば、運動会とか学年の行事であるとか、すごく、なんて言いますかね、みんなで動くような大きな行事のときには、学級で動く以外にも学年であるとか全体であるとか、いうふうな動きも出てくるので、超過勤務が増えるのではないかと思います、そういう日常活動の中での勤務時間の改善というのはどんなふうに行われていますか。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

日常的な超過勤務に関する御質問でございますが、学校現場における教員の時間外勤務の縮減、いわゆる学校における働き方改革は、教員が健康で活力を持って児童・生徒に向き合い、教育の質を維持・向上させるために重要な課題の一つであると認識しております。教育委員会では、教員の業務量管理の一つとして、時間外勤務を行った教員の割合を集計・把握し、毎月開催されます校長会でお示しすることとしております。各学校におかれましては、その結果を踏まえ、業務量管理計画に定める目標値と照らし、その改善に向けた取組を御検討されているところと認識しております。

集計結果を分析しましたところ、とりわけ年度末から年度初めにかけて、時間外勤務を行う教員の割合が突出して高くなる傾向がございます。これは、指導要録の作成や成績処理、さらには新年度に向けた学級編成、年間計画の策定、教材の選定

といった、この時期特有の膨大な事務作業が集中することが主な要因と思われる。また、校種別で比較した場合、小学校よりも中学校の教員のほうで時間外勤務を行っている割合が多いという実態が明らかになっています。中学校においては、授業準備に加え、部活動の指導が本来の業務を圧迫し、放課後や休日の勤務時間を押し上げる大きな要因となっているものと思われます。

社会の変化や教育の多様化などにより、教員に求められる役割が何かと増大している状況のため、完全な解消は難しいところですが、超過勤務縮減の取組として、現行の支援員や小学校の専科教員との人員補充に加え、中長期的には、ICT活用による効率化、部活動指導の負担軽減、学校行事の見直しなどを進めていく必要があると考えております。教育委員会では、教育の基本の一つとして、教師のウェルビーイングを掲げております。教員一人一人が心身共に健康で笑顔で子どもたちと向き合い合える教育環境の実現に向け、努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

本当に年度末、年度初め、忙殺されてあると思います。

次に校務DXについて尋ねますけれども、今回、専科教員を、理科専科を入れていただいたということで本当に良かったなと思います。どうかこの専科の先生たちが、何て言いますか、代替教員にならないように、要求代替とか、育休代替とか、代替教員に置き換わることなく、先生方が元気に過ごされることを願います。

では、次に校務DXについて伺いますね。これは、この第6次粕屋町総合計画の中の45ページに載っておりました。校務DXって何かと、私も初めて聞くような言葉だったので少し調べました。これが実現すれば、先生たちの校務はかなりスムーズに進むものだと思います。それで、デジタル校務の現在の進捗状況というか、現在の状況と、今後、まだ進んでない部分、今度どのように進めるかという計画について伺います。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

校務DXに関する御質問です。まず、現状ですが、粕屋町におきましては、ふくおか電子自治体共同運営協議会、いわゆる「ふく電協」における共同調達において、次世代校務支援システムを令和7年度に整備し、今年度から運用を開始しています。このシステムは、一言で申しますと、成績管理や出席簿、指導要録などの

校務を一元化し、教員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を生み出すことを目的としたシステムでございます。

これにより、学校における名簿情報等の手入力作業、引継ぎ等の管理業務の削減効率化を図るとともに、グループウェア機能を活用した迅速な情報共有の環境を整えることができました。各自治体、順次導入を進めているものでございますので、導入状況の把握などはこれからでございますが、共通のシステムを利用することで、児童生徒の転出入や進学、自治体を超える教員の移動時における業務負担も軽減できるのではないかと考えております。そのほか、システム導入により児童生徒情報データの継続的な蓄積と連携が可能になります。小学校入学から中学校卒業までの9年間、成績や健康に関するデータなどをしっかりと連携させながら、継続的に蓄積、活用していく計画でございます。

現在は、システムを導入したばかりの初期段階であるため、まずは1年間を通してシステム操作の習熟度を段階的に上げていくことが課題であり目標でございます。校務DXを円滑に進めるための支援、研修体制につきましては、ふく電協事務局による操作研修やシステム業者のヘルプデスクによるサポートがございます。また、これとは別に、粕屋町では、ICT支援員の業務委託を行っております。月3日間は、各校に支援員が終日滞在する仕組みを導入、校務支援システムを含めたICT全般のサポート体制をひいております。まずは、これらを確実に活用してまいりますが、学校現場の状況やニーズに応じ、粕屋町独自での追加研修についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

まだ初期段階で、ほとんど手が付けられてないって考えてもいいんですかね。ちょっと幾つか挙げますから、できてない、できてますとかいうことで答えてもらえたらと思います。

まず、子どもの出席欠席ですが、スクリレを使って欠席届というのができてますよね。それがそのまま先生たちのタブレットで確認するのでしょうか、出席欠席。でも、不登校状況とか知るには、まず朝の健康観察だっておっしゃってたので、毎朝、健康観察、「元気ですか？」という名前を呼んでの健康観察はないといけなとか、あってると思います。それから、健康状態、出席っていうのを保健室に連絡しないといけなんですよね、多分。このときに、紙ベースなのか、例えば、先生がまずタブレットで入力してるかどうかも分かんないんですけど、それがそのまま

保健室につながって、2人、先生、担任と養護教諭が2回、人の手で入力しないといけないのかどうかという点が1点目。

2点目は、保健室からもう本当に年度当初、山のように問診票及びいろんな保健室のアンケートが来ます。それを、これ紙ベースかなと思うんで、そこも知りたいんですが、紙ベースで届いた場合、保護者がそれにマルとかバツとか問診を付けて子どもに今までは持たせてると思うんですが、データでアンケートに答えて、それがそのまま保健室に結果が行くのか。いやいやこれは1回全部家庭で記入したものをまた教室で集めて、漏れがないかどうか、担任が全部見るんですね。それを養護教諭まで、また紙ベースで持っていく。それはいまだにそうなのか。まずこの2点についてお願いします。分かる範囲でいいです。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

まず最初の出欠は、やはり教室で顔を見ながら、観察としての出席観察を、そこで元気ですとか、体調の確認をするようにしています。これはデジタルではなくて、顔と顔を見合せながら様子を確認するという意味での、学校で行っているところです。健康観察を保健室に出すと思いますので、それをまた養護の先生でまとめるんじゃないかなと思ってますが、ちょっとそこまで詳しく私も把握してませんので、そこをちょっと調べて御回答できるかと思っています。年度当初の保健室のいろいろ調べものも、これらデータ化されてるかどうかちょっと今把握できておりませんので、これもちょっと調べた上で御回答になるかと思っています。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

続けて、学校では授業研修を行いますよね。そのときに指導案を作ります。指導案で授業を見てもらう前に、学年でどうですかと。部会っていうのがあって、例えば、低学年、中学年とかあるんですけど、そういう部会でどうですかって言って、指導案を前もって見るんですが、それが、データが紙なのか、その先生のタブレットに入ってて、お互いにそれを紙ベースじゃなくて見れて、しかも、1か所に対面じゃなくて、別々の場所で話合いができるのか。オンラインで話合いができるのかっていうのと、もう1個研修ですけど、県がやってる研修講座があると思うんですが、そこに参加する場合に、オンラインで参加できるのか。それともまた、参加できなかった場合、オンデマンド配信、録画を後から見るような配信があるかどうかもちっと分かりませんが、そういうこともあってるのでしょうか。まず研修から

この二つについてお願いします。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

学校で研究授業等を行うときには、当然指導案等を作成して、みんなで協議をしながら当日を迎えるんですが、これも学校ごとでやり方がありますので、多分学校でDXを使いながらというところは紙ベースで検討して、学年で寄ってするとか、中学校は教科部会がありますので、2、3人で一緒に検討するようなことはあると思うので、今のところ統一的なものはないけれども、学校ごとの工夫がされていると思います。

二つ目の県の研修等につきましては、今ハイブリッド方式になってますので、必要に応じて集合型研修、それから必要に応じてはオンデマンド、必要に応じてはオンラインでと。それぞれ研修の内容によって、県のほうでは主催をしているところでは。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

それから全体のことで聞きたいんですが、校務です。職員会議でいろんな法案が提出されると思うんですが、紙ベースなのかデータであるのか。それを事前に見て意見がある先生、ここちょっとこうしたほうがいいよとかいう場合に、それを職員会議の場で入って手を挙げて言うのか。それとも事前に把握できるように、意見がある人はここに書いてくださいみたいな、事前に意見を集約できるようになっているのかという点と、もう一つ最後です。公簿、出席簿要録というのがあります。これが手書きなのかデータで書き込めるのかというのと、押印をしないといけないのか、この点お願いします。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

様々な職員会議等に関するデータ、今データ化をなるべく進めるようにしてますので、各学校それぞれ特色のある取組をされておりますが、全体的にはやはりデータ管理をしながらそのデータにアクセスをしながら、それでいろいろと意見を入れたりするところは整え始めているんじゃないかなと思ってます。十分な把握はちょっとできておりませんが、今その方向で進んでいると思っているところです。公簿

に関しては、データで入力をするようになってます。指導要録であるとか高校入試の調査書等、そういうのはデータ入力で管理をしているところです。

以上です。

(議長の指名がない発言)

○13番 宮崎広子君

押印は？

○教育長 恵良章治君

押印は、今押印はもう外してるかな。はい。データ管理になってきたところで押印はもう外すようになってます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

大体分かりました。この校務DXが進んでいったら、本当に子どもたちと向き合う時間が増えて、充実する毎日が過ごせるのではないかと考えます。この事務作業が、自分の休息もありますけど、子どもたちの関わりとか、次の日の授業の準備とかに有効に使っていただけるものと思いますので、是非、この第6次総合計画は、前半5年間とか後半5年間とかいう計画ではありますが、それを待たずに是非速やかに進めていただきたいなと思います。

では次の教育活動について質問します。2番の教育活動の向上について伺います。1番目の特別支援教育指導主事の任命についてですが、これは3月の定例会で予算に上がっていたもんですから、それも町で任命するというふうに上がってましたので、特別支援教育指導主事というものをインターネットで調べましたけれども、この指導主事を置いている自治体ってすごく少ないんですよ。それで、ここに至った経緯とその役割についてお聞きしたいと思います。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

特別支援教育指導主事の任命と役割についてでございますが、まず特別支援教育指導主事の任命につきましては、本町におきましてはこれまでも指導主事を配置し、学校教育の質の向上と充実に努めてまいりました。しかしながら、近年の教育課題の多様化、複雑化に伴い、従来の指導主事が担う業務は多忙を極めている状況でございました。

一方で本町は、特別支援を要する児童生徒が多く、その業務も支援委員会の準備等、大きな業務負担となっていたこともあり、十分かつ持続可能な支援環境を整備

していくことを目的に、体制整備が必要との判断に至った次第でございます。郡内におきましても、複数の自治体が特別支援指導主事を配置しており、教師に対する児童生徒との関わり方の助言や教育支援委員会の運営、就学に関する保護者からの相談対応等が行われており、粕屋町におきましても同様の役割を担うこととしております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

非常に助かると思いますが、調べた時に、その他の機関との連携も行えるとあって、今相談もされるということだったのですが、例えば、福祉であるとか医療であるとか、こども家庭センターとか、うちの町のほかの課との連携とかいうのも考えられるんですか。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

特別支援教育指導主事の関係機関との連携についてお答えいたします。本指導主事は、校長や教頭を歴任された豊富な経験をいかし、就学先を審議する教育支援委員会の開催において中心的な役割を担うことになっております。主な連携先といたしましては、先ほど御説明した役割が主な業務になりますので、小学校や中学校、こども家庭センターが連携先として考えられます。なお、現状、医療機関や福祉施設と具体的な連携は想定されておりませんが、児童・生徒を取り巻く環境によっては、個別的に発生する可能性もあり得るかと思っております。また、特別支援指導主事の役割を考えた際に、特別支援委員会や学校との関わりが主なものになっておりますので、特に町民さん向けの周知などは予定しておりませんが、柔軟に対応したいと考えております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

そうですね。教育相談、進路の相談とか、例えば、今行っている特別支援学級よりも学校に進みたいと言われてるときに、本当にそれが適切かどうか、親の願いとしてはそういう進路を選びたいけども、先生から見た子どもたちの様子とか、そういう力であるとかという場合に、すごく保護者の思いと先生の思いは、何て言いますか、あつれきというか、すんなりいかない。でも第三者が入って、例えば、医療

とか、そうですね、家庭センターとかそういう第三者が入っていくことによって、落ちついて進路が選ばれることになるのかなとか思いながら、たくさんの目で子どもの相談を受けることができれば、すごく安心につながると思うんですが、そういう理解でも大丈夫ですか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

おおむね議員のおっしゃられるとおりだと思っています。この特別支援の指導主事が、直接御相談に対して、ああしたらいいこうしたらいいと決定をするわけではもちろんございませんけれども、まずはやはり御不安でかけてこられている方のお話を傾聴して、安心していただける環境がありますよということをお伝えした上で、学校とかの支援委員会のほうにつなぐ手続のことをお知らせをしたり、あるいは「ぼると」だとか、町に勤めておりますカウンセラーですとか、そういった所につないだりっていう形で、議員のおっしゃるとおり複数の目で、また支援を受けられる体制を御紹介して、そちらにつないでいくという役割を担っていただいておりますというふうに御理解いただいて構わないと思います。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

分かりました。その場合に、周知しないとおっしゃいましたけれども、周知しない、周知しなくても個別の対応になるので公の周知にはなりません、必要については、こういうときに、指導主事さんにも御臨席、一緒に聞いてもらってもいいですかみたいな、そういう周知の仕方もいろいろあると思いますが、そこはされるんですね。

○議長 末若憲治君

洪田学校教育課長。

○学校教育課長 洪田啓之君

先ほど申しましたように、町民の方向けの周知というのは少し違うかもしれませんが、必要に応じて柔軟に対応させていただきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

その支援を要する児童生徒が増える中で、その支援級の先生たちや専門免許を持っている教師が20%と過去に聞きました。インクルーシブ教育といっても、教師や

保護者の困り感は、相談する所はますます必要になると思います。支援が必要な子どもたちの大きな柱になっていただけることを期待しております。

次に、5番目のすみません、5番目だっけ。すみません。同じく教育活動のことですけれども、教育活動2番の(2)、児童の学習支援について質問します。令和6年の粕屋町子ども・子育て支援及び子ども・若者の生活と意識に関する調査報告書というのがございます。それを見ることができまして、それを見ていると、アンケート調査なんですよ。それを見ていると、じかに子どもたちがアンケートに答えております。

その中で私が気になったのは、ある学年の子どもたちなんですけれども、授業が分からない所があるというのが3分の1。全く分からないことが多いという子どもたちが7%ほど。いつ分からなくなったかっていうのは、4年生が3分の1、5年生が3分の1。すごくそうなるだろうなっていうのも私分かります。先生たちは、日々授業づくりをやって、日夜分かる授業の改善をされているので、目の分らないと言ってる子どもたちを時間内に分かるようにするっていうのは、時間が足りないと思います。

さらに、うちの町のアンケートの中で、家庭学習は塾で補えていますかっていう、塾に行ってますかっていう子どもは10分の1です。おうちで勉強してる子が30分、大体30分かなっていう子が20%。全く勉強しないという子は3.3%です。

でも、私ここが大事やなと思うのは、無料やったら勉強見てもらいたいという児童が30%いるんですよ。それで、これ本当に子どもが、勉強しなさいって言われてしてるんじゃなくて、分からないから教えてほしいという困り感じゃないかなあと思うんです。先生たちはもう無理です、ほかのいろんなことがあるので。

だから、放課後、教室の空いてる所、特別教室とか、いろんな教室空くんですね、放課後。そこを使って、分からない、特に2学年か1学年、30%の教えてほしいという子たちを中心に、勉強を教えてもらえないかなと。これは誰がするんだってことになるので、放課後に学習支援員さんたち。今、14名の学習支援さんを町で雇用してありますけれども、放課後は多分時間が空くと思うので、続けてやっていただけないかと。有償です。時給1,400円ぐらいの時給で2時間ぐらいですね。20名程度、これ福岡市もやってるんですけど、私は無理やろうなと思ったのは、40名っていうんですよ。1人で見るとかな。これは絶対無理があるなと思ったんですけど、やっぱり強制的に勉強させるんじゃなくて、分からないから残りますと。分からないから教えてほしいんですということを中心に、勉強を教えるというそういう場所を、場所と教室を作ってもらえないかなあと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

洪田学校教育課長。

○学校教育課長 洪田啓之君

今、宮崎委員おっしゃられましたお考え、児童の学習支援、学力向上等、御質問の趣旨は本当に理解できるものでございますが、御要望内容につきまして、その必要性や実現性については、様々なまた意見があるものと思われまゝ。実現には、支援員の確保のみならず、教室の管理や鍵の開閉、支援員との連携など、議員が冒頭に御質問いただいた、また御認識もされていらっしゃる教職員の負担についても影響が懸念されるところでございます。こちらにつきましては、将来的な調査研究事項として受け止めさせていただければと思います。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

突然に言いましたので、是非検討っていうか、していただけたらと思います。

それでは、次の課題に進みます。誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりについてです。4月に、自転車に対する交通ルールが改正され、交通罰則も大きく変わりました。自転車に乗る人たちも戸惑いが多いかと思いますが、自転車を使ってる子どもたちにとっても、標識を理解することなど難しいことも増えたと思います。

まず伺いたいのは、小中学校の自転車交通安全教育において、交通弱者と言われる方々、高齢者、障がい者、妊婦さん、それから乳幼児等の歩行者について、そういう注意や配慮の指導を重ねて行っておりますか。お願いします。

○議長 末若憲治君

洪田学校教育課長。

○学校教育課長 洪田啓之君

自動車交通安全教育における交通弱者に対する指導に関する御質問でございますが、学校におきましては、粕屋警察署協力の下、1年生と4年生を対象に小学校交通安全教室が行われております。その中でも自転車につきましては、4年生を対象に行われており、その内容は主に自転車の乗り方、乗るときの注意事項となっております。約1時間の講習において、乗り方、止まり方、曲がり方のほか、歩行者がいた場合の通り方が指導されております。なお、中学生に対する同研修は行われておりません。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

すみません、16歳から青色切符が切られて、道端で何か詐欺に遭ったっていうのを聞いたりしてるんで、中学生も卒業したら高校生で16歳に近くなるかなと思うんですけど、これ全く何の指導も、今まで1回もされてないっていうことで理解していいですか。

○議長 末若憲治君

渋田学校教育課長。

○学校教育課長 渋田啓之君

私の認識では、中学生に対して自転車の乗り方に対する研修などは行われてないと思っております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

ちょっと、家庭、ホームルームでも15分でもいいので、何か担任からお話があったかなと思いましたが、ちょっと残念です。

では、一応4年生には、歩行者がいたときの気を付けること。例えば、坂道びゅーっと飛び出していったりしてますよね。曲がり角とかでも。そういうのをよく聞くんですけど、危ないっていうのは。そういう所の安全、自分の身を守ることが中心だろうと思いますが、そういう教育はされていると。ただここに書いてるように、障がいを持ってる方々とか妊婦さん、特にそういうのはないかもしれませんが、例えば、ほかの人権教育とかの面で、重ねてあるようであれば教えてください。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

社会的な弱者、当然今おっしゃったように高齢者であるとか子どもたちとか妊婦さんであるとか、当然道德の時間を初めとして、各学校で行われる教育活動の中ではあらゆる機会を通じて、そういったことを考える授業は行っておりますので、特に交通についてっていう形じゃなくて、生活をしていく上で社会的な弱者に対する配慮とか、そういうことはしっかり学んでいると思いますし、まずは、家庭教育でそういう所もしっかりやっていただきたいというのは、私ども考えているところではあります。

ですから、その過程の中でまずやはり自転車に乗るときに、家庭の中でもこう変

わったよねって、自転車。やっぱ気を付けないかんよねとか、これから罰金取られるよってという会話もなされてるだろうし、当然学校のほうでも担任の先生からはそういうことを話題にしながら、それぞれの担任であるとか各学校では、そういうことが話題になってるとはつかんでおりませんが、大体基本的にそういうふうに私どもは意識しながら教育を進めていますので、日々のニュースとか社会のことを学級活動の中でいろいろお話しすることはあるかなと思っています。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

なかなか日常的に授業がある中で、これだけ取り出してっていうのも難しいかもしれませんけれども、例えば、校外学習で町の役場であるとか図書館であるとか、いろんな所に調べ学習で歩いて行くときとか、歩道に点字ブロックがあったら、ここは乗って歩いたらいいかなのよと。ここは目の不自由な人のための道ですよっていうふうなことを、いろんな活動の中で教えていただきたいなというふうに思います。何て言いますかね、特別な時間をとって教えるというのは難しいかもしれませんが、日常のそういう全ての学習の中で、例えば、今言ったような、町に出かけていくような、そういう学習の中でも、ただ列を作って歩いて行くっていう、もちろんここ交通安全が一番ですから、そこを見ていくと思いますけれども、歩道には点字ブロックとかありますので、そこもじかに見て、触ってと言いますか、こういう場所だよっていうことを、そこで教えていただきたいなというふうに思います。

それで、何でここが、話がいつてるかというと、次、駅の駐輪場のマナーにつながってくるわけですが。次に進みますね。初めに高齢者の方から、エレベーターの前に自転車が置いてあって、エレベーターに乗れないんですよ、スムーズに。バギーを押してたお母さん、ママさんも困ってましたとかというような苦情を受けて。その時は、1台だけだったんですよ。それから何回か見ているうちに、2台3台と、ずっと自転車が増えてまいりました。最初は、線か何かも注意喚起が足りないかなと思って、これもちょっと分かりやすい表示をしてくださいということもあったんですけども、昨日、見に行ったら立派な表示が路面に書いてありました。すごく分かりやすく、誰が見てもここは停めたらいいよねっていうような表示でしたけれども。そういう表示があっても、停めてある方がおられる。最悪なのは、点字ブロックの上にも停まっている。ここが、やっぱりマナーっていうか、本当にいろんな人がいるっていうことを想像して、使ってあるということを想像して考えたら、自分の自転車だけ無事に停めれたらいいやろうじゃないでしょうって

いう所まで思いを馳せてほしいなあと思うわけです。

それで、先ほど川口議員の質問にもありましたね、どんなこととしてありますかって。自転車を、シルバーの方を雇って、これはずっと放置してる自転車に対して移動させてるのか。駐輪してはいけない所に駐輪している自転車に対して、今表示は立派に書いてあります、分かるように。それでも駐輪している自転車に対して、どういうふうなことをされてるかももう1回お願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

シルバー人材センターの方に今していただいている業務は、その駐輪場の清掃と、あと自転車の整理です。自転車の整理は、今おっしゃいました通路とかにはみ出してるとか、そういった所で通路の妨げになっている自転車、そういった所を妨げにならないように移動させてもらってます。そういった所をしていただいてます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

その方たちには、ここは駐輪場ではありません、駐輪場にお停めくださいみたいなステッカーというか、紙では教えていただいているんですか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

今、宮崎議員がおっしゃったのは、シルバー人材センターの方が何か啓発のチラシを配ってるかということですかね。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

その方たちは、自転車を停めたまま仕事か勉強に行ってるわけですよね。学校に。だから、知らないわけですよ。どんなに困ってるかっていうの。それで、ここは停めるところではありませんよと。ほかの方が迷惑してますよみたいなのを書いた紙を自転車に貼ってますかっていうことです。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

そういったチラシを自転車に付けるとか、そういった所まではちょっとしてもらってないです。シルバー人材センターの方も、朝、たくさん通勤通学で一遍に出られている時間ですので、ちょっとそういった所が収まらないと、かえって邪魔みたいな感じで苦情が入ってしまいますので、ちょっと一旦そういったところは収まった後に、通路に出た分とかを片付けてもらってます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

私、実は昨日見てきたんですよ。それで、原町の場合、同じように立派な駐輪したらいけないという、路面に赤と黄色のとても分かる色の表示がありました。どちらもそれを無視と言いますか、あっても停めてます。停めてはいけないって言うのに停めてます。原町の場合は、下はほとんど満車で、2階までちょっと上がってないんで、2階まで停める余裕がまだあるのかなあとと思いますが、長者原の裏は、はっきり言ってありません。だから、多分シルバー人材の方が、じゃあ置いてもどこに停めるんだっていう反論って言いますかね、そういう困り感が町民の方から出てくるのかなというふうにも感じました。

でも、最低限、点字ブロックの上は駄目でしょうと私は思うんですけど。こういうやっぱり駐輪場が足りないというか、長者原駅の表側はあるけど、ここは、私ももし持って行ったら停めるの嫌だなあっていうのが、上に二段になってますよね。上に停めるのって、下に下がってくるんですかね。ちょっと何かあれ自分で自転車持ち上げて停めるんですかね。何かそこら辺の何か不安さと言いますか、不便さと言いますか。なので、もう1回駐輪場の在り方って言いますか、どうすればもうちょっと停めてもいい場所を増やせないかとか、そういうことも含めて何かお考えがあればお願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

先ほど言われました駐輪場なんですが、さっき上の所に有るというのは、2段式の駐輪場だと思うんですね。2段式の駐輪場は引っ張って、下に停めるとこ下りてきますので、そこで乗せて上に上げるような形なんですが、そういったところで、表の駐輪場につきましても、それが使いづらい所とかはちょっともう撤去して、上の停める所は下のちょっと妨げにもなっている所がありますので、撤去したりして、下が停めやすいようにしたりはしています。そういったところで、現状ある駐輪場が少しでも使いやすいようには、ちょっと今後も検討していきたいとは思って

おります。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

是非お願いします。長者原駅っていうか、各駅、私、粕屋町の顔だと、玄関と思ってますので、やはり整備をここも同時にやっていかなくちゃいけないんじゃないかなと考えます。

最後の質問に移ります。これは町長にお答えいただきたいんですけども、今や町のお祭りには近隣自治体から参加されます。また、2028年には、バラサミットが開かれると聞き、日本全国のバラ愛好家の注目を、粕屋町は浴びる場所となります。町外で公共の乗り物を使って来られる方は、JRを使って来られることが多く、駅は町の玄関だと思います。この第6次総合計画の中に、ウェルビーイング指標があり、その指標偏差値は多様性、寛容性が最も低いその視点から、町の施設の在り方や道路環境などをどのように考えていけますか。箱田町長、お願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

ウェルビーイング指標というのは、全ての施策に対して、必要な数値であり目標だろうと思ってます。今ずっと議論をしておりましたその駅利用、そしてまた道路の使い方についても同じようにあるわけですが、粕屋町は、何でしょうかね、シティプロモーションをすればするほど粕屋町の認知度が高まり、粕屋町に来られる方が粕屋町に来て落胆をさせちゃいけないと思うんですね。だから、粕屋町ってこんなにいい所なんだの一つに、快適性とか便利さがあると思います。例えば、駅を降りて、自転車が乱雑に置いてあるような景観というのは、非常にもうばってんと言いましょうかね、マイナス指標だろうと思います。そういった所は、私もこれから先十分に考えながら、やはりきれいに整理整頓してあるようなきれいな町並みだという一つの景観のポイントとして考えてまいりたいと思います。

人口は本当に、例えば、自転車の駐輪場あるいは様々な道路の在り方についても、設置した当時からすると、もう2倍3倍の量になってるんですよ。もうちょっと言うなら、この庁舎も正に、本当に2万6,810人ぐらいの国勢調査の段階から言うと、約倍の規模になってます。こんなに本当に人口が増え、町が活気づいた所は逆に言うと非常にうれしいことなんですけど、公共施設あるいは様々な設備が置いてないという部分は、私もそれは認めざるを得ません。議員からの御意見も拝聴しながら、本当にいいまちづくりに努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

す。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

よろしくお願いします。私ちょうどバラまつりが終わった天気の良い日に、道路に出て草取りとかしてたんですけど、その草取りしてる中で、私の家の前の道路を、赤ちゃんを抱えた外国人と見られる男性が通っておられました。多分公園のほうに行かれたんやろうねと思って、また何時間かして帰ってみて、目が合ったので、「こんにちは。お散歩ですか？」って声を掛けました。いろいろ立ち話をして、その方、明らかに外国人でしたが、私の日本語、ぺらぺら日本語が通じるみたいで、「粕屋町って住みやすいですか？」って聞きました。「住みやすいです。」っておっしゃいました。「住みやすいのはどんな所ですか？」って聞きました。多分、交通の利便性とか買物がやりやすいとかそういう答えが返ってくると思っていて、いろいろこう、「交通の便がいいところですか？」とかって聞いてたんですけど、その方は考えられて、「いいえ、人が温かいところです。」って、「優しい。」って答えられました。意外な答えにとってもうれしかったんです。思わず、自分が観光大使になったように、「公園にはインクルーシブ遊具がありますよ。バラ園もきれいなバラが今咲いてるし、ただで見られますよ。」っていうふう to いろいろアピールしました。多様性、寛容性指標がこれからも上がるように、私も町の一員として頑張ってまいりますので、町長よろしくお願いします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

(13番 宮崎広子君 降壇)

○議長 末若憲治君

これにて本日の一般質問を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時4分)

令和 8 年第 2 回（6 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 8 年 6 月 10 日（水）

令和8年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和8年6月10日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

11番 議席番号6番 杉 野 公 彦 議員

12番 議席番号12番 本 田 芳 枝 議員

2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良

2番 牟 田 口 直 輝

3番 川 崎 尚 子

4番 古 家 昌 和

5番 田 代 勘

6番 杉 野 公 彦

7番 案 浦 兼 敏

8番 福 永 善 之

9番 川 口 晃

10番 田 川 正 治

11番 小 池 弘 基

12番 本 田 芳 枝

13番 宮 崎 広 子

14番 山 脇 秀 隆

15番 安 藤 和 寿

16番 末 若 憲 治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 臼 井 賢太郎

議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（12名）

町 長 箱 田 彰

教 育 長 恵 良 章 治

住民福祉部長 古 賀 みづほ

教 育 部 長 堺 哲 弘

総合政策課長 木 場 洋 介

福 祉 課 長 渋 田 香奈子

副 町 長 池 見 雅 彦

総 務 部 長 新 宅 信 久

都市政策部長 田 代 久 嗣

総 務 課 長 豊 福 健 司

財 政 課 長 吉 田 勉

都市計画課長 井 手 正 治

(開議 午前 9 時30分)

○議長 末若憲治君

皆様改めましておはようございます。

本日は一般質問最終日となっております。最終最後までよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に。答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは質問順に従い、質問を許します。

議席番号 6 番、杉野公彦議員。

(6 番 杉野公彦君 登壇)

○ 6 番 杉野公彦君

皆さんおはようございます。議席番号 6 番、杉野公彦です。文書通告の趣旨にのっとり、一般質問をさせていただきます。

今回、私のほうで一般質問させていただきますのは 1 点です。重層的支援体制構築に向けた具体的な取組についてということになります。

本年の 2 月に発表されました、令和 8 年度の施政方針には、「高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の縦割り支援では対応しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた重層的な支援体制の整備を進めます。」とありました。これ、過去 2 年分の施政方針見ましたが、この言葉は出てきてないですね。急きょこういうのが出てきたので、何か意図があるんだろうなと思って、今年度の施政方針ですので、今年度何か取り組まれることがそこに秘められてるんだろうというふうに感じました。

昨日の古家議員の質問の中でもこの言葉が出てきてまして、恐らくこの重層的支援ってなると、いろんなものが該当してくると。明確にこの施政方針の中では、これという事業名とかは挙がっておりませんでしたので。じゃあ一体どういったことを今年度進めていかれるんだろうなという、まず疑問がわいてきた次第です。今現状、今年度始まりまして、2 か月終わって今 3 か月も半分近く来ておりますね。こ

の状況で、現在、こういった取組を進められているのか。重層的支援体制の構築を進めている具体的な事業、こういったもののなのか。こういうことを聞いていきたいと思っております。

では一つ目、先ほど言いました、現在、重層的支援体制の構築を進めている具体的な事業は一体何でしょうか。お答えをお願いします。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田香奈子君

施政方針にあります重層的支援体制につきましては、先ほど議員さんもおっしゃったとおり、「社会福祉法」第106条の4第2項に基づき、高齢、障がい、こども、生活困窮などの分野別による縦割りの支援では対応が難しい、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える住民を包括的に支える体制を指すもので、今年3月の議会でも御説明しましたとおり、令和9年度からの体制確立に向けて、今年度準備期間として取組を進めております。

具体的な取組としましては、現在におきましても、複合的な課題を抱える世帯への支援について、関係課が連携しながら対応しているところではありますが、今後、これを体系化して、まずは庁内連携会議の会議体を整備することとしており、関係機関との情報共有や相談支援における連携手法の整理、困難事例のケース会議を行いながら、属性や世代を問わず包括的に支援を受け止める包括的相談支援体制事業の体制の整備から着手したいと思っております。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

来年度に向けてという話があったので、今年は準備期間という形で捉えてます。この事業自体は、確か令和3年度ぐらいから手挙げ方式で始まってますよね。この段階でそれに取り組もうということになった、何かその要因というのはあるんでしょうか。既にもう令和3年度辺りから手を挙げてやってある所もあるし、今年度も福岡県で3自治体ぐらいが確かしてる、もう自治体進みだしているというふうに聞いてますけども。今年度、これをやるということに至った、何かきっかけというのはあったんでしょうか。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

きっかけが一気に何か一つというものではないんですけれども、年々やっぱり複

雑化・複合化しているものが多いということがありまして、今でも、一つの世帯ごとに割と支援をすることが多いんですけども、一つの世帯で、高齢者の課題があって、子どもさんの課題もあってとかいったことがあるので、そちらをもう少しこう形をきちっとして、整理をしていったらいいと思いますし、担当者だけがすごく大変な思いをしたりとか、不安の中で、これでいいのかなって思いながらやっていくよりも、やはりきちっとした体制の中で、みんなで確認しながらやっていくほうがいいだろうということで。前からしたほうがいいだろうなということは思ってたんですが、やっとなんとなく今回、実施をしようという方向で手を挙げました。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

なるほどですね。この事業に関しては、いろんな所で既に実施をされてますので、ある程度皆さん情報をお持ちだとは思うんです。ということは、今検討始まったばかりってようなニュアンスでしょうか。それとも、前年からそういったことを積み重ねてきて、そういう話になったのか。ていうのが、事業としては大体五つぐらい具体的事業があったと思うんですよ。現時点で、どういうものをここで対応させよう、そこもまだ白紙ってような理解でいいんでしょうか。

○議長 末若憲治君

渋谷福祉課長。

○福祉課長 渋谷香奈子君

五つほど事業がありまして、その中で先ほどちょっと申し上げたような包括的相談支援事業ですか、今も相談を連携して受けているところなんですけど、そこをちょっと体系化しようかっていうのが一番で。今後のほかの事業に当たりましては、あと確か五つぐらいあるんですが、地域資源の把握や既存事業の整理を進めるとともに、県のアドバイス等も頂きながら取組状況を参考にしながら、体制について検討を進めてまいろうかなって今思っているところです。ていうのが、スケジュールを聞いてある質問があると思うんですが、そこでちょっとお答えしようとは思っていましたが、重層的支援体制整備事業は、県内でも手を挙げている自治体はあるんですが、今のところ、令和7年の10月で、60市町村のうち17市町してまして、そのうち町レベルでしてるのは2町ぐらいしかないんですね。委託を行っていたりっていう所も聞くので、今回、県に対してアドバイザー派遣を依頼しておりまして、それでチームで今後どういったふうに進めていったらいいかということを検討しながら、はい、進めてまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

ある程度そういう形で事業を絞りながらということになるんでしょうが、県のアドバイスとかそういう所も含めた上で、今から何を实际できるのかを考えていきたいということですね。分かりました。そしたら、これまだ事業を進めるという段階ではなくて、どういう事業をするか検討するっていう段階だと思うんですが、その体制、具体的な体制というのはどういうふうになってるんでしょうか。ちょっと具体的に系統であるとか、参加主体がどうだとかってその辺も含めてお願いします。

○議長 末若憲治君

洪田福祉課長。

○福祉課長 渋谷香奈子君

今、中心となる関係課としては、子どもと高齢者と生活困窮、障がい者なので、福祉課、高齢者支援課、こども家庭センターで、まずちょっと集まって会議をしまして、今後、事業推進に向けた意思統一を図りまして、また多分、地域の方たちも一緒になって解決しないといけないこととかも出てくると思いますので、それはまた今後、それでいうと地域づくり事業とか多機関協働事業とか、そういったこととかを、今後、考えていかないといけないかなとは思っております。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

ということは、現状、具体的な事業が決まってませんので、可能性として考えられるところ、まず集まろうということですよ。恐らくこれ、やる事業によっては、主体になる所とサポートに回る所も、比重というのもいろいろ変わってくると思いますし、さっき言った地域の、ここの地域づくり事業なんかも中にあるので、そういう所を考えると地域の団体であるとか、いわゆるまちづくり活動団体辺りでそういったことに携わってるとこなんかの参画も最終的には必要になってくるんだろうなという気はしております。まだ飽くまで今現状としては、庁内の準備的会議を設置しているという段階という理解でよろしいですかね。

○議長 末若憲治君

洪田福祉課長。

○福祉課長 渋谷香奈子君

おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

そうしましたら、(2)番、ちょっとこれニュアンスが今の話によって変わってはくるんですけど、体制っていうのが今の話で終わったので、ここでちょっと更にお尋ねをすることはしないのかなと思ってますんで、次3番のほうに進んでいきたいと思います。

現時点におけるスケジュール感、飽くまで今年度ということになるかと思いますが、先々の展開として、これは飽くまで所管課の希望的なものになるとは思いますが、そういったロードマップ的なものがあるのであれば、ちょっとお知らせをいただきたいなと思ってんですが、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田香奈子君

先ほどちょっと申し上げましたように、今後、県のアドバイザーのアドバイスを聞きながら、あと先進自治体等、しながらもう、そうですね、スケジュール感としてはもう令和9年度に体制が確立できるように、そのときには、どの事業をやって、予算とかも必要になってくるかと思いますので、それまでにはどんな事業やってっていうことはあらかじめ決まっておかないといけないのかなっていうふうには考えておりますが、今ちょっとはっきり申し上げることは、ちょっと差し控えさせていただきます。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

ということは、今年度準備して、来年度に向けて手を挙げられるという理解ですね。分かりました。そしたら、僕はこれが出てきた時に、まず最初に思い浮かんだのが、昨年請願が出されましたよね、基幹相談支援センターの設置。これがこの重層的事業の所と何か絡むんだろかなと。相談という部分がありますんで、当時この請願の中でキーになったのは、相談窓口のお話だったと思うんですよ。この相談という分野において、今回のこの取組、施政方針に挙がってきたのが、基幹相談支援センターをきっかけにしてこういった話が起こってきたのかなとも思ったんです。その辺はいかがですか。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田香奈子君

そこは、それによってっていうこと、関連はちょっと無かったかもしれないんで

すけど、今後は関連してくる分野になってくると思います。基幹相談もこの重層的支援の中の相談事業の中に、相談機関の一つとして入ってきますので、もちろん前向きに、そこの設置に向けては取り組んでおります。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

既にもう取り組んでおられるということですね。はい、分かりました。できれば、そういった所も巻き込んでのこういった重層的な支援体制ができれば一番ベストだろうと思ってますが、ただここちょっと話が少しずれますが、前回の請願の時に問題になったのは、やっぱり相談窓口とか相談体制の話が主だったような気がするんです。なので、できればですけど、こういった相談支援の在り方っていうかな、町としての。そこの所がまず先に取組を進めないといけないと思うので、それがこの事業の中で行われるのか、これとは別に進むのかっていうのはちょっと考える必要あると思うんですけど。できればこういうものってスピードが大事ですので、この事業が今年度やられるんだったら、僕はそこにこの窓口設置の部分についてのみ、いわゆる窓口の連携と言いますか、情報共有というか、多分恐らくそこがネックになってたような、僕の受けた感想としてはそうなんですよ。なので、そういう所もこれに対応できるのかなと思ったんですが、ちょっとこの辺が、少し時間軸がずれていきますので、できればその相談体制のほうは、せっかく、なんて言いますか、これ構築に向けての体制ができるということで併せてそういった所も、考えていただけるとよろしいのかなあというふうに思っております。やっぱりスピード感が必要です、その部分だけ先行ということも僕はあり得るのかなと思っております。これは別に質問として上げてなかったのも、飽くまで僕の提案というか意見ということで、捉えていただければと思います。

そうしましたら、どんどん話が進んでいって、もう4番に行ってしまうんですが、ちょっとここ、僕の書き方が理解しづらかったのかなと思って、ちょっと反省はしてるんですけど。重層的支援体制の構築を進める可能性がある事業はあるのかっていう、僕聞き方をしたんです。これ支援に限らないんですよ。重層的な業務って言ったほうがいいんですかね。庁舎内にはそういった業務がいっぱいあると思うんです。こういったもので、この重層的、飽くまで施政方針の段階では、この事業っていう形では上がってなかったのも、純粋に支援体制の整備を進めます、とあったわけですよ。なので、これはこの事業に僕は限らないのかなと思ったわけです。厚生労働省がやってる、この五つの事業って言われてるものがありましたけど、これだけじゃないよと。そういうニュアンスもあるのかなと思って、ここの(4)は

書かせていただいているんですね。ということになれば、これはもう住民福祉部だけの話ではなくなってくるんです。これはどなたに聞くのがいいかなと思って、これ町長に聞くしかないと思って。町長はどうですか、どうお考えでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、正に金言と思うんですね。今杉野議員がおっしゃったのは、重層的支援というのは今まで要するに縦の官庁の組織、行政組織は縦の組織だったんです。しかしそれはもう課を横断する横断的な組織に変わりつつあります。その流れが今、福祉分野では重層的支援事業。なおかつ、今おっしゃったように広域的な外部団体との連携も、これは一つの重層的支援だろうと思うんですね。なおかつこれは、スピード感は必要ですけども、住民の方に対して丁寧に対応できる。これは、第一次的な窓口はやっぱりそれぞれの役所になくちゃいけない。そういったことも一つの重層的な支援体制だろうと思います。

あわせて、私は今年度新たに、最初の一般質問の時に言いましたが、CEOは私なんですが、それぞれCOO、CDO、そういった形で重層的な業務をやる経営責任者を置きました。その中で具体的に言いますと、例えば、デジタル社会の構築のためにはCDO、これは古賀福祉部長でございます。そしてまた、ワンヘルスの感じで言いますとCOO、これもワンヘルス事業の課を横断した重層的な支援事業というふうになろうかと思います。その意味では、それぞれの分野でのチーフがおりますので、回答させていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

それでは、重層的支援体制自体の構築ではございませんけども、重層的体制でとか若しくは組織横断的な体制で現在行っているものとして、まずお答えさせていただきます。現在進行中の全庁的・横断的な取組として、DXの推進を図っております。第6次粕屋町総合計画にも掲載しておりますが、DX推進として、住民サービスの向上に向けたフルデジタル化に取り組んでおります。これは、行政事務全般においてデジタルをフル活用するフルデジタル役場を目指しまして、行政のオンライン化や自動化・効率化を推進することで、住民サービスの更なる向上を図るものでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

私のほうから、子育て管理につきまして、少し答弁をさせていただきたいと思います。4月の段階で、第1回会議をもちまして、今年度、8年度において主に子育て支援関連事業を行ったり、関係する施設、事業等を所管しております部署に集まっていたいただきました。そちらで、対象事業や今年度重点的に取り組みたいテーマというものを確認した上で、チャット上のグループというのを組みまして、その中で具体的な取組事業だけでなく、将来的なアイデアなど、まだ決まっていないようなもの。こういうものもメンバーで共有をしていただき、それに対する提案とか連携、協力、依頼また協力したいという場合も含めて、そういったものを所属を問わずに横断的に出していただける。それで、必要に応じて関係課が集まって協議の場を持つとか、それをまた、結果を報告してもらってみんなで共有してまたそれに対して、なかなかいろいろ提案が出せるというような、ちょっと流動的な形になるんですけど。何分、子育て支援に関してはもう、かなり直接的じゃなくて、関連する間接的なものを含めると、全庁全ての事業が関わってくるような形になりますので、このテーマについて、全員が集まって話すというのは非常に労力の無駄が大きいということで、そういった形で、メンバーそれから話題共に流動的に実施できるような体制を、今後構築したいと思って取りかかりを始めたところでございます。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

私のほうからは、重層的業務としてお答えさせていただきますが、組織内を横断的に進める事業にワンヘルスの推進がございます。ワンヘルスにつきましては、御存じだと思いますが、人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康として、一体的に守っていこうという考え方でありまして、次世代につなぐ人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を目指すことにつながってまいります。ワンヘルスの基本方針にあります人獣共通感染症対策や環境保護、健康づくりなどは、行政が取り組んでいる事務事業であり、複数の部署や分野をまたいで横断的にワンヘルスの視点を持って各事務事業を進めていくことが、事業の効果も現れ、ワンヘルスの推進、目指す姿、次世代につなぐ人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会とつながるものと考えております。

町の最上位計画であります第6次粕屋町総合計画のすべきこと、施策として、ワンヘルスの推進を掲げ、計画の指標としてワンヘルスを知っている人の割合を挙

げております。この目標値は90%の住民の方がワンヘルスを知っているとしており、この目標に向け、住民の方へワンヘルスの情報提供等を行うとともに、身近な所から、ワンヘルスの考え方を実践していただければと考えております。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

今年3月議会においても御説明しましたとおり、今年は70周年を迎える節目の年に当たっております。各記念事業について、単年度のための体制とはなりますけれども、庁内を横断した取組を進めております。

まず、70周年を記念したロゴマーク、これ80件応募がっております。キャッチフレーズ50件の多くの作品の応募がありまして、採用に当たりましては、一般の方々にも投票に参加していただきまして、最優秀作品となりましたロゴとキャッチフレーズを使用しているところでございます。

記念事業の取組といたしましては、各部各課においてそれぞれ事業企画を立案しまして、全体で31の事業、これ一部まちづくり活動団体助成事業も含んでおりますが、既にパンマルシェ、かすたまちゃんフェスタ、バラまつりは実施済みではありますが、年間を通じて今後も実施する予定にしております。それぞれの事業を実施するに当たりましては、三つ重点を置いておりまして、一つは、各世代を問わず多くの町民の方々と共に祝い祝いのすることのできる、また、シビックプライドを醸成することのできる事業とすること。二番目は、町を支えていただいている町内の団体や企業、包括連携協定などを締結している団体などと協働して事業を調整し、実施していくこと。三つ目が、記念グッズ。特に要望の多いかすたまちゃんグッズの製作活用を通じて、町内外へのプロモーションをつなげていくことなどを重点として事業を行ってまいります。

横断分野の一例を申し上げますと、教育部の社会教育課のほうで、70年に至るまでの多くの記録写真などを公募し、夏休み期間中に、歴史を振り返る企画展を開催する予定でございました。総務部の先ほど申し上げたまちづくり活動の団体の助成金を活用して、「かすや地域未来研究会」が同様の事業計画で採択を受けましたので、共にコラボした事業となるよう調整を図り、共同開催で実施する予定にしております。またこれらの協働事業の成果は、10月31日では町の記念式典を行う予定なんです。そこでも活用させていただいて、地域未来研究会のほうでも12月の13日には、町内の合唱団体などと協力してコンサートを交えた形で、来場した皆さんに再度歌の魅力と歴史を紹介するという企画も行うこととなっております。多くの皆さんと横のつながりを構築している事業として、御紹介をしておきます。

そのほかにも、住民福祉部においては、包括連携協定している明治安田福岡支社などとの協賛による高齢者事業、来年1月17日には健康づくり課、こども家庭センター、高齢者支援課が合同で開催いたします「すこやか70周年粕屋町健活デー」、3月22日にはパンマルシェも開催する予定にしております。最後になりますが、一部御紹介となりますが、これに加えて、かすたまちゃんのTシャツやぬいぐるみ、それとキーホルダー、オリジナルシールなどを製作販売するとともに、昨年より商標登録の出願を行い、町内の様々な団体に活用いただけるように、今現在準備を進めているところでございます。70周年の機運の醸成と町への愛着や誇りを深めるために、多くの方に活用いただければというふうに考えております。以上、概略とはなりますが、議員の皆様方にも事業への参加に御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

事前にこの辺の話は、詳細知っていなかったにもかかわらず、これだけ調べていただいて、実際やってあるというのは非常によろしいことだなと思ってます。ただ、今回一般質問の中で各議員の質問で、この点についていっぱい出てきてました。先ほども都市政策部長のほうからワンヘルスの話ありましたが、初日には堀本議員のほうからもありましたし、川崎議員のほうからは子どもの居場所、それから宮崎議員もそうですね、放課後の子どもの学びの所だったので、大きく広げると子どもの居場所の話になると思います。こういう所を、もっともっと重層的にっていうところができるんじゃないか。特に子どもの居場所の事業に関して言うと、それぞれでやってるのは分かるんですよ。

例えば、うておうて塾、これ福祉課ですかね。違うか、高齢者支援ですかね、高齢者支援。それとか、社会教育課の例えば派遣、何ですかね、派遣がありますよね、指導者っていうかね、そういうのもあったりとか。かといえ、地域共創課では、まちづくり活動支援室があってそこに登録団体があるわけですよ。いろんな分野があって、そこがそれぞれいろんなこと、子ども未来課もやってましたね、今度幼稚園を使つてとか。こういうのが、連携した形でやられるのが望ましいと思うんですよ、寺子屋も含めて。

一番理想なのは、その1週間、その校区の子どもたちがどこかに行けるよねっていう、そういう形ができれば一番望ましいわけですね。それが毎日じゃなくて、なかなかそれは難しいと思うので、可能であればできるだけ多くという話にはなるんですが、そういう所で例えば、公民館の活用で今度社会教育課が絡んだりとかって

いうことがあるわけです。そういう所は重層的な支援という形で、いろんな分野が今申し上げたとこだけでも名前いっぱい出てきましたんで、やっていただければいいと思いますし、昨日の川崎議員と教育長のやりとりの中で、寺子屋で体験活動ができてるっていう話あったんですけど、私もその子育連で14年間ぐらい活動携わってきた関係で言わせていただくと、それではできないものが1点あるんですよ。

何かと申しますと、校区間の交流が無いんです。基本的に寺子屋は、一部の寺子屋さんによそから来てもいいですよとはなってますが、基本的に小学生は校区外出るなっていう話になってますよね。そうするとやっぱり校区内にないといけないわけですよ。校区内で完結してしまうと、その地域を越えた町内のいろんな小学生との交流というのは、リーダー研修が無くなったことによって、何も行われなくなってしまったし、当然あの事業っていうのは、指導は中高生がしてたんですよ。大人が関わるのは、その中高生に対しての指導だったんですよ。子どもたちを指導するのは、中学生高校生。そういった異年齢の交流的な所も少し薄くなって、一部今、寺子屋で青年団を使われてやっている所もありますけど、それが全部そういうことにはなってない。そういうことを含めると、全てそういう所をまとめていくことも必要だし、例えば、社会教育課に今そういった専門家がおられないだろうなというのは僕も感じてて、地域活動指導員の方1名おられますけどね。なかなかその方が全部やるというのはちょっと不可能だろうなと思う。

であるならば、社会教育課と地域共創課のまちづくり活動支援室には、いわゆる子どもの体験活動を指導する一般社団法人がありますよね。御存じです？そことタイアップして、いわゆる重層的、これさっき町長も言われた民間でもいいわけですよ、関わるパートナー的なものは。もっとそういう所に広げていかないと、恐らく行政の職員の知識だけではあれもこれもできないんですよ。職員って、4、5年で異動していくでしょ？その方がいくら資格を取ったところで、なかなかその充実した活動にはつながらない。そこは専門分野の人とつながらないといけないんですけど、それを昨日聞いてたらボランティアという話が出てたんです。一部の方から過去いろんな委員会でも発言が出てたと思うんですが、ボランティアをお願いするのもう限界ですよという話です。地域に人がいないんだから。今それが如実にいろんな所に現れてきてますから、そういうところも含めて、いろんな所とつながって重層的な体制で事業に当たっていただきたいなと思っています。というのが私の今回言いたかったことなんですけど、町長御意見あればお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

確かに、行政の職員だけでは、限界があります。これは様々な事業に関して、民間のお力をお借りしながら、一緒に協働してやっているとというのがもう実情でございます。様々な分野、例を言いますと、開発の関係でもこれは到底行政だけでは無理なんですね。やはり民間のそういったコンサル関係のお知恵をお借りしたり、あるいは今町内にある、それぞれの会社の関係も入ってもらったり、そういったこともやってますし、先ほど子どもの関係で言いますと、堺部長が言いましたけれども、教育関係だけの話では、これはもう絶対完結しません。もう今、教育委員会という枠を超えて、話し合いをやってるところです。これ多分初めてのことだろうと思います。こういったことで、新たな展開が生まれるのを私も大きく期待をしているところでございます。杉野議員の御提案、非常に今回積極的に前向きの御発言と言いましょうか、御提案でございました。ありがとうございました。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

今町長もおっしゃられたように、やっぱり行政の力って限界があるんですよ。ただでさえ職員が少なくて、皆さん大変な思いで仕事されてあるのに、そこにいろいろなものが付随してきても、なかなか対応難しいです。やっぱりそこは人の手も借りて、プロの手も借りて、多少そこに費用は発生するでしょう。だけど、それがもっと充実して、例えば、子どもの問題であれば、子どもの育ちに非常にいい影響が出れば、これはお金に代えがたいものだと思えます。そういった活動というか取組が、粕屋町でもっと、いわゆる部を横断して課を横断して、また行政と民間の垣根を越えて活動が広がっていくことを祈念して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(6番 杉野公彦君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を10時20分とします。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時20分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号12番、本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

○12番 本田芳枝君

改めまして、おはようございます。ただ今から、通告書に従って、一般質問をさせていただきます。今回2問用意しております。1問は、九大農場跡地取得について、2番目は、ウェルビーイングなまちづくりにおける公の道、公道（広い歩道）や公園へのベンチ配置について、この2点について質問いたします。

最初に、九州大学農場跡地取得についてをさせていただきます。令和6年12月議会一般質問において、同僚議員の九州大学農場跡地取得の問いに対して、町からは、土地開発公社による先行取得又は町債を活用した取得の可能性が示されました。取得時期については、この当時は、令和8年というふうになっていましたが、現在は、9年度になっているようでございます。また、中期財政見通し、令和8年から12年度版では、令和9年度の普通建設事業費が多分取得費を含めてだろうと予測していますが、約98億円となっています。

一方で、現時点では、土地取得後の具体的な活用内容や事業全体の中に、公共公益施設の配置は十分に示されていません。今回、私が問題提起をするのは、ここなのです。町が多額の公費を投入して取得する以上、事業の目的や効果について、町民の理解と納得を得ることが不可欠であると私は考えます。九大農場跡地取得及び活用に対して、町民の理解や合意形成をどのように図っていくのか。また、事業内容の具体化や町民意見の反映にどう取り組むのか、町長に見解を問います。

最初の質問としては、令和2年に発表された都市計画マスタープランでは、九大農場跡地のまちづくり基本構想は、公共公益施設・産業・業務・住宅・公園緑地など、複合的な要素を併せ持つ魅力ある新たな市街地を目指すとあります。先の4月13日、今年開かれた総務建設常任委員会において、令和8年3月9日開催2回目の九州大学跡地町まちづくり協議会の内容についての報告がありました。その中では、土地利用構想図、素案ですが、について3案の提示がなされ、その報告が総務建設常任委員会にあったのですが、提示された3案の中での公共施設用地が明確ではないのはなぜでしょうか。もちろん委員会でも質問いたしましたが、まだ理解が不十分なので、今日こうして問いただしています。

それでは、いいですかね、お願いして。図はちょっと見にくいかと思います。都市計画マスタープランの中の、違う、九州大学農場跡地についての都市計画マスタープランの図です。これは多分まちづくり協議会でも、それから総務建設常任委員会でも何度も提示された内容で、また令和2年に発表されているので、ホームページにも載ってるし、皆さん御存じだろうと思います。それでここに、ちょっとやっぱこれでも見にくいですね。まちづくりの基本方針として、九大農場跡地、予定は福岡都市圏をつなぐ福岡東環状線と福岡市中心となる県道607号線が交差する交通の要衝に位置していますというところで、この中で基本方針の中で示されているの

は、ちょっと違うな。ごめんなさい。私が示したいのは、こちらのほうで、駄目か。ちょっと待ってください。これですね。公共公益施設・商業・業務・住宅などが複合した新しい市街地と雇用の場の創出、それから、阿恵官衙遺跡をいかした遺跡公園の整備っていうのが、主なこの都市計画マスタープランでの発表の内容なんです。

それで、3案の中にこの説明が多分、確かにありましたけれども、私が問題にしたいのは、質問の中に、構想の中に、公共公益施設の説明が余りなかったというか、明確ではなかったんです。もちろんその時に質問をいたしましたがお答えが明確ではなかった。それで、私は今回ここが特に重要なので、質問をしようと思います。マスタープランにおいて、公共公益施設とは何か、なぜそれが最初に、このマスタープランの中では最初に上げてあるんですよね。だからとても重要だと思うんですが、3案の中にそれらしいものが提案されなかったんです。それで、そのことについて質問いたします。どなたが答えていただけますか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

九州大学農場跡地のまちづくりにつきましては、議員がおっしゃるとおり、令和7年度からまちづくり検討業務として事業のほうを進めております。まちづくり構想を具体化し、あわせて土地区画整理事業として、事業協力者を公募するための調査や資料収集を行うものです。まちづくり構想を具体化するための準備としまして、農場跡地利用の可能性について、民間事業者のヒアリング調査を行い、その結果は第1回まちづくり協議会で説明をいたしました。そのあとヒアリング結果や委員の方々の意見を参考の上で、第2回まちづくり協議会では、考える検討案としまして、この3案を、議員がおっしゃっております3案を示しております。今検討中の3案は、住宅、商業、にぎわい交流などの大きなゾーンを区分けして示したものでありまして、公共公益施設につきましては、このゾーンの中の詳細を詰める段階で、町として必要な施設の把握検討について、事業を進める上で必要となります事業協力者、それと共に協議をする予定にしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私は、そこが問題だと思っています。この多大な大きな経費がかかり、しかも住民が期待している中に、あとその業者との話合いの中で詳細を決めるというお答えは、納得がいきません。この委員会の中で、実は副町長にもお尋ねいたしました。

その時の答えをもう一度言っていただきたいなと思うんですけど、そうするともっと明確にお話が進むので、どうでしょうか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

九大用地の件でございますけれども、まず、本田議員おっしゃるようにこの開発を進めるに当たって、町がこの用地を取得するというふうになれば、町民を含め、議員さん各位の御理解が必要だということは、十分私ども承知しております。そのため、土地利用構想、ただ買うのではなくて、買う前に、土地利用構想を町民の方、議員の方にお示しして、納得性、こういうふうな町ができるならば、町として買うのもやむを得ないんじゃないかというふうな御理解を得たいということで、2年かけて今構想を作りつつあるわけでございます。今回お示ししてるのは飽くまでもまだ案でございます、地元の代表の方も4名入っていただきながら、進めているという状況でございます。できれば来年3月には、最終的な案としてお示したいと思っております。

そして、お尋ねの公共公益施設ということでございますけれども、私どもも、そういう都市マスタープランの記載は十分承知しておりますし、何か必要なものがあれば、当然この中に、にぎわい交流ゾーンの中の一部になるのかもしれませんが、設置するということになるかもしれません。ただ、あの時もお答えしましたけれども、今、大規模な、何haもいるような公共施設、想定されませんので、あの時お答えいたしましたように、今後町内でどのような本当に必要な公共施設があるのか。やっぱり真に必要な公共施設じゃないと、やはり無駄になってしまいますので、ただ公共施設を造るだけじゃなくて、本当にどんなものが要るのか。それを町内、あと県にも確認したいというふうに私申したいと思います。町と県に確認した上で、必要な公共施設があれば、そういうふうな、面積的にはそんなに、大きなゾーニングをしていますので、そんな大きなゾーニングをするようなボリュームは、ちょっと今のところ想定されませんので、ゾーニングの中には入れてないし、今からそれぞれ町内、県のほうには調査をかけて、必要な公共施設があれば、洗い出しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今のお答えに対しても非常に疑問があります。町が、今後10年20年、どういうふ

うにやっていこうかというときに、今現在必要な公共公益施設が分からない。町民の皆さんが何を望んでいるか分からない。その詳細を今から調べて、必要であればこの中に入れる。それは、この間の4月の13日の総務常任委員会の報告でも、副町長はそうにおっしゃいました。私はそこがおかしいと思います。

先ほどの質問の中で、70周年の記念のいろんな行事を言っておられましたね。それは今までのことです。今までの資源を利用して、今こういうふうにしています。70年間こうやって暮らしてきましたという、多分その中で、交流の中で今後どうしようかというのが出てくると思いますが、私はそれ以外に、町として市制に向かうとかいろんなお話をされて、人口を増やすとかいろんなお話を、選ばれるまちにしたいというふうに思っておられますが、そのための最低必要な資源。町がどうしたらいいのか、それから町民のニーズは何なのか。それを今把握していないで、何で九大農場跡地の取得を考えておられるのか。私はそこがどうしても納得いかないの、今回質問します。

多分温度差があると思います。町の温度差と私の温度差。私は、いかにこの町で公共公益施設が足りないかというのを実感しています。だから、なおさらそれを言うのです。それは、この間の4月13日報告でも感じましたし、今の副町長の発言にも感じました。それは後2、3、4で、私が今から申し上げていますが、今の内容では、必要であれば、あるいは令和9年の取得する際に当たって、公共用地の概要を皆さんに提示するというところでよろしいですか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

先ほども申しましたように、今から町内でいろいろ議論を進めていく予定にしております。議論と言いましょ、必要性、町内。ただ、本田議員が、どういうふうな施設が町民の方、何が必要なのか、概念はいいんですけども、具体的に何が必要なのか。いろいろ、実は、この都市マスの時にもいろいろ住民アンケートを取ってるんですよね。その中でも一般的なもの、ちょっとすみません、今日は持ってきてません。ちょっと資料として持ってきてはおりませんけども、特に具体的な施設、何がああ地域に必要なのかというのは、やはり明確に今、公共施設として必要なのというのは、私どもとしてもまだ、明確にできないというふうな状況でして、こういうふうなものがあればいいなのというのは、個人的に思ってる部分もございます。

ただ、これは飽くまでも組織として決定して、あと委員会にも諮りながら、いろいろ御議論していくという段階ですんで、今何もないじゃないか、もっと大きく公

共施設を取れというふうな御意見なのかもしれませんが、今現在はこういうふうなところで進めてまいっておりますし、今から公共公益施設、本当に何が必要なのか。ただ公共公益施設が必要だ必要だということでゾーニングをして、その中に何らかの施設を造るということではなくて、本当に真に必要なものをやはり造らないと、将来に向けての町民の方、信頼が得られないと私は思っておりますので、持続可能な町政を続けるためにも、そういうふうな気持ちで、今後もこの跡地の開発、どういうふうにやっていくか。皆さんにも都度諮りながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

何が必要ですかと私のほうに逆質問なさいましたが、それもちよっと私には不可解な気がいたしまして、町長に質問するのが一番早いかなあと思うんですけど、副町長のお立場は、九州大学農場跡地まちづくり協議会の代表ですか？それとも、事務的な関わりなんですかね。識者の方が代表なんです。後で、4番目に質問する予定でしたが、だから今発言をなさっているのは、飽くまでも行政の代表としてのお立場で発言をなさっているんですね。はい。それではちょっと後でまた、私がどういったものが具体的に必要であるということを申し上げます。

一応2番目のほうに行きましょう、先に。九州大学農場跡地取得について、いいですかね。お願いして。今、都市計画課の課長が、今からの計画を述べられました。2番目をちょっと皆さんに見ていただきたいと思うんですけど、今、令和7年度が終わり、8年度の最初です。あの中に、まちづくり協議会が、令和7年の11月28日にありました。3月9日にもあったのを4月の13日に総務建設常任委員会で報告をなさいました。この時に3案を出されて、そしてその後が大事なんですよ。6年には構想図を修正して、そして、もうそれが本格化するんですよ。そして、9年には8年度には予算を付けて購入すると。だから、今はとても大事な時なんですね。

それで私が申し上げたいのは、九州大学農場跡地まちづくり協議会スケジュールでは、令和7年度に土地開発利用構想図の検討案の作成となっています。その上で令和8年に、土地利用構想図の修正と策定が行われ、今も申し上げたように令和9年1月以降に、事業者との募集の流れになっていますが。町民への情報公開、意見公募など、町民のニーズな把握はどのようになっているのでしょうか。

初めに、土地利用構想ありきの開催にならないか。住民に対する説明、周知はど

うなっていますか。これ2番目の質問ですね。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

まちづくり協議会には、跡地区域の行政区の代表の方に入っただき、地元地域の意見のほうを頂いております。また、公募による事業協力者が決定をし、事業計画を詰めていく際には、説明会を行うことも考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

それでは、町民の意向は、参加されている行政区の区長さんからの意見聴取ということになりましょうか。そしたら、その参加されている行政区の区の名前は言えるんじゃないかなと思いますが、どんな行政区の方が入っておられますか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

九大農場跡地に接するとか、近隣の行政区のほうになりますが、阿恵区、原町区、内橋2区、長者原下区の4行政区の方の代表の方に入っただきてます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ということは、周辺地域によって、町民の内容を聞くという段階に終わってますね。町全体の町民のニーズの把握は行われていませんよね。これに対する住民の公募もあってないし、あとは専門家の意見を聞く、行政の意見を聞く。それだけで進められているというふうに思いますが、私の認識はそれでよろしいでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

現在取りかかっています土地利用構想は、基本構想です。先ほど言いましたとおり、住宅ゾーン、商業ゾーン、にぎわいゾーンなどの大枠を今回お示ししているところで、農場跡地の生活に影響する地域の御意見を徴収するということで、先ほど言いました地元行政区の代表の方に入っただきてます。そして、まちづくり協議会で御意見を伺いながら、策定のほうを進めております。そして今後、公募による事業協力者が決定しまして、先ほど言いましたとおり事業計画を進めていく際に

は、地元のほうに説明会を行って進めることを考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

事業協力者がどのような方なのかちょっと分からないんですが、しかもそのあと説明会をするというのが、どの場所で、どの方たちを対象にするのか、ちょっと分からないんですけれど。この九大農場跡地は、全町民が関心があります。町の将来にとって、必要な大事な跡地。それをどうするか。その町の姿勢の基本方針に従って、多大な多額な額を予算化されると思いますが、それが町民にとって非常に、何ていうか、納得できるというものであれば喜んで賛成。それは、議会が最終的に決めるんですけどね。今の話を聞くと、周辺地域の方たちの町民ニーズあるいは迷惑施設として跡地の後どういうふうになるかっていうことを考えておられる内容だけの様な気がします、その辺はどう考えておられますか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

先ほども申しましたように、今現在、構想委員会で地元の代表の方も進めておりますし、もう一つ町民の御理解といえ、都度、その構想委員会の後に、もう議員も御承知のとおり、一度一度状況を御説明して、議員の御意見もお伺いして進めてまいっております。ただ、町の方全体の意見といいますと、先ほど申しました都市マスの前にとった住民アンケートがございまして、この時に大体出たのが、一般的なものしかどうしても出てこないんです。出てきていないようでございます。ちょっと今御紹介しますと、主なものとしては、戸建て住宅地、教育文化活動拠点、医療福祉の拠点、それとレクリエーション施設などを中心としたにぎわい拠点。そういうふうな御希望と言いましょ、大体一般的に考えられることを皆さん、特にこれだって言うじゃなくてですね。そういうふうな住民アンケートの結果を、私ども一応参考にはさせていただいております。

実際、あとこの開発と言いましょ、まちづくりを実現するためには、町だけの力ではどうしてもできないんですね。やはり、民間事業者、これ何百億という開発すればわかりますので、例えば、これを全部半分ぐらい公共施設にしようとする、どれだけお金がかかるか分かりませんし、議員がおっしゃったようなゾーニングするような、何haというふうな公共施設をとることもなかなか、ゾーニングに明らかにできるような面積の公共施設を想定するのということもなかなか難しい状況でございます。

町民の方の意見というのはしっかり聞く。特に周辺の方、そちらの方の意見を聞くのが大事だということふうに考えておまして、私ども、周辺の区長さんを代表として入ってもらっておりますし、議員からもいろいろ御意見を徴収することといたしております。それで構想をしっかり作った上で、町民の方に公表した上で御理解をいただきたいなというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今のお話をまとめますとっていうか、私が勝手にまとめるんですけど、令和2年の都市マスタープランを作るためのアンケート調査の内容を、今副町長おっしゃいましたね。今、令和8年です。世の中は急速に変わっています。その後、若い世代が、粕屋町はとてもいい町だ。でも、こういう所に問題があると思って引っ越して来られた方、たくさんいらっしゃいます。議会で今、議会モニターの方にいろんな意見を聞いてますが、とても面白い。若い方の意見は。そういう意見は、令和2年の、だから令和元年ですよ、アンケート調査をとったのは。その頃の意見と今は違うと思います。

それで、この4月13日に、私が公共公益施設の話をする、5haとかおっしゃるんですよ。18haの中に5haもそういうものは造れないとおっしゃいました。今も、大きな敷地、公共用の施設に大きな土地はとれないっていうふうな話を今されましたよね。ですよ、ところが、実際私調べますと、大きくても2ha。小さくても1haでも大丈夫なんですよ。

とにかく、町民のための施設を、明確に最初から3案の中にそれぞれ入れておく。場所が決まらなければ、これは必ず入れますと、そういう説明をしておく。それが基本方針ではないですか。私はそう思うんですよ。住民のための九大農場跡地取得なんです。業者のために、あるいは町が税金を上げるためにする所ではないんです。しかもあそこは、町の粕屋町の原点と言われる官衙遺跡がありますよね。それをどうかすか。これは教育委員会とも今後話をされると思うんですけど、非常にふるさと、よく駕与丁公園、ふるさとと言われますが、私はこちらのほうがふるさとに相応しいと勝手に思ってます。だからこれを原点に、これを踏まえて、粕屋町のまちづくりを今からしていこうという段階で、公共公益施設の場所が、あるいは基本案にそういうことが無いっていうのは、どうしても納得がいかないんです。

じゃ次行きます。3番目ですね。令和8年度に、土地利用構想を明確にして、土地開発公社による取得はなくして、町が令和9年度に、これは8年度としてます

が、購入するという認識でいいのですかって書いています。私が今まで参考にした、令和6年の12月の一般質問のやりとりの中で、副町長は、土地開発公社の先行取得か、町債による取得かっていうので、まだ決めていないというふうにおっしゃってました。それは、今でも公になってないと思います。その辺はどうなってますか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

先ほどから話が出てますように、令和8年度に土地利用構想図を作成しまして、令和9年度以降に、事業協力者の公募をする予定としております。また、九大農場跡地の用地購入につきましては、今現在、九州大学と協議を続けておるところでして、協議が整えばになるんですが、令和9年度以降に購入する予定としております。

そして、お尋ねの町の直接購入か若しくは土地開発公社での取得につきましては、まだ現在決定しておりませんで、町にとって最適な方法を、今後詰めていきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

初耳です。結局まだ決定してないんですね。今年度か予算を付けるか、来年度に先行取得をするというところで、今現在もまだその土地開発ですのか、先行取得ですのか予算をするのかっていうのは決まっていない。決めるのは難しいんでしょうね、多分。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

前提といたしまして、私ども九大から購入したいというふうなことで、今九大と協議を進めておりますけども、まだ協議も整っておりません。まだ買うというお互いの意思決定がなされてない。今、まだまだ協議を進めている段階でございます。

それと、町が直接買うのか、そういう中で、もしも協議が整えば、協議が整って町が買うということになれば、当然、町が直接買うのか土地開発公社の資金を活用して、民間資金を活用して購入するのかということになるろうかと思いますが、これについては、なるべく町の負担を、全体的な土地開発公社も町の一部みたいなものですから、なるべく負担を軽くするような方法を、今のコンサルとも協議して

まして、そういうふうな事業資金、どういうふうな事業スキームにするのかというのを含めて、構想と言いましょか、それを詰める段階で詰めるようにしております。その段階で、今年度内には協議が整ったら、どちらで購入するのかっていうのは詰めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

どちらにするかは行政の方たちが決められることで、その結果を受けて、議会はそのに対して意見を言う立場にあると思うので、今回、それは控えさせていただきますが、その内容の中で、その構想図が非常に大きな割合を占めるということなのかなあ。その中に、だから、公益公共施設をどのように配分するかを描くことができないっていう内部事情があるのかなあという、うがった見方を今私はしています。

けれども、町が今後のことを考えて、この町政運営をどういうふうにしていかうかというとき、私今のドームとかサンレイクとか図書館ができた時、ものすごい借金をしたんですよ。その返済の過程の中で議員をしてきたので、いかにそれが大変だったか分かっていますが、ただその施設が、今の世代の若い方たちにとって非常に有益と言いますか、だからこそ、外部から多くの住民の方が入ってくださるのかなあというふうに思っていますので、ここも大事な投資の考えどころだと思います。それで、分かりました。

次に行きます。4番目ですね。先ほどから何度も出ていますが、ほぼ結果が出ていますね、お話の内容で。でもちょっと一応こういうふうに質問事項で書いていますので、説明をお願いいたします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

九州大学農場跡地まちづくり協議会の委員構成ですが、学識経験者として大学の先生、跡地区域である阿恵区、原町区、内橋2区及び長者原下区を代表する方、福岡県の関係行政機関の方、粕屋町副町長、粕屋町商工会を代表する方、仲原東土地区画整理事業準備委員会を代表する方の総数11名のメンバーになります。

まちづくりの協議会は、昨年11月に、第1回協議会、そして今年の3月に、第2回協議会を開催しております。今後の予定としましては、6月に、第3回協議会にて土地利用構想図案の修正とまちづくりコンセプト、提示を行い、9月には、第4回協議会にて、第2回企業ヒアリングの報告とヒアリング結果を踏まえた土地利用

構想図案の調整を行います。そして12月に、第5回協議会としまして、土地利用構想図の確定と今後の事業スケジュールの説明を行う予定としております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ちょっといいですか、これ映していただいて。2番目。これですね。ちょっと小さいからお分かりにならないかと思いますが、これは、総務建設常任委員会で4月13日に報告された時に示された内容で、令和17年度に、まち開きになるんですよ。なぜそれだけ時間がかかるかというと、結局鉄道、それから道路、この関連がすごく大事なので、やっぱそれに沿ったやり方でやらないといけない。それから市街化区域編入もあると思うんですよ。そういう難問を抱えています、九大農場跡地はですね。だから本当に大変だろうと思うし、具体的なイメージを描いたり、前に進むということがとても大変だろうと思います。

ただ、次行きますね。ここ。これも小さいからお分かりにならないと思うんですけど、今、都市計画課長が説明された九州大学農場跡地のまちづくり協議会の流れを下に書いてございます。それと議会でどのように説明するかというのも書いてございますが、このまちづくり協議会の今後の流れは、どういうふうになって、今は今年度ぐらいまでの説明しかなかったでしょ。その辺もう一遍確認をお願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

先ほど説明したのは、今まちづくり基本構想を作成しておりますが、その中でまちづくり協議会はどのように進めていくかを御説明いたしました。協力事業者の公募とかそういったのは、その後の、先ほど議員がお示しになられたスケジュール表では、9年度以降、用地取得とかそういったのが始まりまして、協力事業者を決定とかしますので、またそういったのが決まった段階で、協議会のスケジュールは立てていきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

この協議会は、ずっと続くということですね。何年とか期間限定とかここまでとかじゃなくて、結局まち開きまで続くのかな。その辺はどういうふうに考えておられますか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

すみません。このまちづくり構想委員会は、飽くまでもまちづくり構想を策定するための委員会として、その次に、先ほど申しましたように9年度になれば、実際の事業者公募、土地利用構想図、幾つか案を作った中で、それに基づいて公募がいただけるわけですが、そういうような事業者公募をする、そして実際の具体的なまちづくりの絵が出てくる。そういうふうな段階でどうしていくのか。この委員会をどういうふうな形で存続するのかしないのかも含めて、今現在は未定でございます。

ただこれは、飽くまでもまちづくり構想を作るための委員会として、その後、どういうふうにこの委員会を継続して、別の形で継続、名称を変えて形を変えて継続するのかどうかということをもたいろいろ相談をしていきたいと思っています。まだまだ現時点ではどうするかというのは、まだ決定はいたしておりません。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

確認でございますが、4月13日も副町長は、まちづくり構想委員会という発言でおっしゃっておられましたが、例えば、行政の説明でも、九大農場跡地まちづくり協議会という名前で進めておられますが、そこにちょっと差があるなど。今も副町長は、構想委員会とおっしゃってまして、構想が決まったら何か後はまた考え直してみたいなおっしゃられますけど、そこはどうなってますか。私は、これがずっと最後まで、町を代表する大本の協議機関として続くのかなという認識を持っていたんですが、そうではないわけですね。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

今現在のまちづくり協議会は、跡地の構想図を作るために作った委員会として、それをどういうふうな形で存続させていくのか。名称も含めて、構成員も含めて、どういうふうな形で継続なり存続させていくのかというのは、まだ未定だということでございます。ここでこうしますということはまだ言いかねる状況ですが、議会には事業の進捗都度、現在もそういうふうに構想委員会の後、必ず御報告してはいますが、今後も御報告をしていくこととしたいしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ということは、一応構想がある程度決まった段階でどういうふうにするか、次のことを考えるとおっしゃいましたが、そのときに、議会からの提案も受けていただくという、そういう気持ちで考えてよろしいでしょうか。今は、まだはっきりしていないから。私が言いたいのは、町全体の非常に大事な今後の流れを、これが作用してるから、町全体のいろんな方の話を聞きながら、九大農場跡地の今後考えていくべきではないか。関連業者が決まられて、その業者が主体的にするのかなって今の話を聞くと思うんですけど、それはまだ未定ということなので、取りあえず、令和8年度の、今年度終わるまでの構想がある程度確定するまでの様子を見させていただくというふうなことで、分かりました。そういうふうな気持ちであります。

それで先ほどから、副町長が、どういう公共施設が必要なんですかって、逆質問されたんですよ。今のところ、詳細にまだ把握していないとおっしゃられる。本当は町長に聞きたいんですけど、町長もそういうお気持ちじゃないでしょうか。ちょっとそれ、私がまずお話ししたほうがいいかな。いいですか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

反対に聞きますが、どういう気持ちですかというのは、本田議員の御意見が今有るということですか。言われます？どうぞ。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私が20年間、議員生活をしている中で、非常に思っていることで、だから九大農場跡地は期待していました。それで、いいですか、次お願いして。これ。実は私が作成した図なんですけど、説明を聞きながらちょっと聞いてもらいたいけれども、粕屋町の場合、公共施設が役場周辺に偏っています。それは皆さん御存じで、何とかしないといけないと思っておいでじゃないでしょうか。こども館、ドーム、サンレイク、図書館、福祉センターです。昨年の決算資料によると、こども館の小学生の利用の2分の1は、仲原小学校。4分の1が、中央小学校。あと残りの4分の1を、西小学校校区と大川小学校校区が分かれています。非常に少ないんです。これは、格差だと私は思います。前回の、もう余計なこと言わないですね、格差です。

それで、図書館の利用も周辺地域に限られています。ところが、図書館はとても

頑張ってくれていて、上大隈と柚須のほうに貸出しに行っておられますから、その貸出しが伸びています。ただ、内橋とかサンライフとか、そういう所は、本当に利用率が低いんですよ。地域包括支援センターもこの設立の時には、中学校に一つあるべきだという考えが根底にあったと思います。ただうちの町は役場に一つしかない。サンレイクが建った時に、私は中央公民館的な機能を持っている施設だと思っていましたが、どちらかといえば貸室業務です。

先ほども、前の同僚議員が言われたように、小学校区に関係なくと言われましたが、私は行政区に関係なく、子どもたち、大人がいつでも寄れる、そういう住民交流センターが前から欲しいと思ってました。しかも図を見てください。この粕屋町全体の図で、道路とそれから鉄道が十字に切ってますけど、一応その下のほうの東側ですが、役場が在るところです。上を見てください、九大農場跡地は非常にふさわしい場所にあります。西校区と大川校区、この方たちのため、あるいは全体のために、とてもいい場所に在るんですよ。そこになぜ公共公益施設のものを、最初から根底にこれを造りますということを言えないのか。私はそれがもう不思議でさっきから、あるいは13日の話じゃ、13日も同僚議員が、官衙…。何て言うのかな、ちょっとすみません。施設、いわゆる遺跡公園のガイダンスあるいは体験学習ができる所があるんじゃないですかとか。ほかの議員は、もうこの議員は前から言ってますけど、第2こども館が要るんじゃないですかという話が出た時も、副町長は明確にそのことに答えておられません。何故かなあってすごく思っていますが、あれを見てください。いかにこの立地条件がいいか。それを見逃すっていうわけではないでしょうけど、これは非常にものすごいタイミングなんですよ。

だからこの場所にそういう施設、特に大川小学校校区と西小学校校区の方は、非常に今困っておられると思うけど、なかなか口に出せない。うちの町のいい所は、非常に優しくて、でもどちらかというと、おとなしくて自分の意見を出されない所が多いんですけど、これは非常に行政としては考えるいい場所じゃないかと思うけど、副町長さっきからうなずいておられますが、どうですか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

九大農場跡地は、粕屋町にとって本当大変、場所的にはすごくいい場所に在ると思っておりますし、議員おっしゃるとおりだと思っております。そして何て言うんですか、この地域に何らかのものをというお気持ちは、大変、重々今分かりました。

ただ、具体的に何を持ってくるのかというのは、今現在構想を立ててる段階、検

討中の段階でございます。我々としては、この九大農場跡地が、粕屋町をもう1段高みに上げるような、そういうふうな次のステップに進めるような、新しいまちづくりをしていく、していきたいというふうに考えて、大切にこの開発はやっていきたいなと思っております。その中で、公共施設用地と言いましょうか、何が必要なのか。何が真に必要なのか。まだまだ議論をしながら、この立地の良さというのは重々承知してしておりますので、その中で検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ということは、令和9年の予算を発表されるときに、既にその金額が決まっています、構想図の中に公共公益施設も入っているというふうに考えていいんですね。ちょっと待ってください、と、私は今理解しました。それで私の質問が長くなるので、おっしゃりたいことちょっとあるんですかね。はい。すみません、お願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

それは本田さんの考え方だろうと思います。ただ今回は、先ほど副町長が言うように、相手があるんですよ。九州大学のほうに、粕屋町として、私の名前で買取りの希望を出しておりますが、やはり九大っていうのは非常に大きな組織。文部科学省の学校法人ではありますが、別組織であります、やはり文部科学省、国の意見を聞きながら、その方針を決めたらと。非常に相手が大きいんです。

だから、どうなるか分かりません。本当に売ってくれるのかどうかすらも分かりません。そうなんです。いやいや、当たり前みたいにおっしゃるかもしれませんが、我々はその希望は出してる段階で、ボールを投げてる状態。向こうが受け取ってるけど、やっと受け取ってもらったぐらいです。だからどう返してくるのか分かりませんし、返さないかもしれない。だから、その段階だから余りに大きなことを、今構想として言えるわけでは。構想は言いますよ、構想はありますけども、その構想を決めるぐらいでとどめてるんです。私の腹の中には、胸の中にはいろいろあります。多分同じような意見もあると思います。それはまた後ほど、おいおい議論をさせていただきたいと思いますが、9年度の頭でそれができるかというのは、非常にそれは今の明確な答えは、今できません。御理解ください。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

予算化するときにそれが明確でなかったら、私は反対します。しかも九大が今はっきりした答えを頂いてないっておっしゃいますが、まちづくりの大きな学部もありますよね、共創の。そういう所に説明して、町が、今町全体でこういう流れ、しかも人口のいろんな歯止め、いろんなまちづくりの所でやってるっていうのに、私反対するはずはないと思います。私が営業マンになりたいなと思ったりしますが、とにかく置いといて。それで次に行きたいと思います。余りこればかり、次また9月もこの質問しようと思ってます。よろしくお願いします。

すみません、次行きます。ウェルビーイングなまちづくりにおける公道や公園へのベンチの配置についてというところで、ちょっと読み上げます。高齢化の進展に伴い、外出継続と健康維持の観点から、歩道や公園に休憩可能なベンチの整備の重要性が高まっているのではないかと感じています。粕屋町の道路は狭く、歩道整備もできてない中で、ベンチを置くなどもってのほかと考えられる向きもあるかと思いますが、数か月前に、私のもとに昨年の敬老会で知り合った高齢者の方がお見えになって、お話しされたことを紹介いたします。

その方の希望は、原町駅構内か近くにベンチが欲しい。長者原下区在住の方ですが、駅降りて、家に帰るまでの車の往来が多い中、神経を使うが一息つける所が無い。町には今まで随分貢献したのに、高齢者には何もしてくれないと強くおっしゃいました。最初はそんなことないんじゃないかと思って聞いていましたが、なるほどと思い、その方の足取りに沿って私も歩いてみました。駅構内は駅員さんの常駐時間が短くなって、3時半以降、また土日は構内のベンチのある休憩所は鍵がかかって使えません。そこから歩いて20分、確かに一息つける所はありませんでした。狭い道路で神経を使って歩き、手荷物を持っての外出からの帰りは、確かにしんどい。そう思っているいろんな所を見ますと、高齢者に非常に厳しい場面もありました。しかしこれは、高齢者だけではないでしょう。乳母車を押して道を歩くのが危険だとおっしゃる方もかなりあります。

一方、長者原駅のロータリーには屋根のあるベンチがあり、私はその近くでバラのボランティアをしているんですが、楽しそうに話してある町民の方をよく見かけます。以前町長は、福祉バスのバス停にベンチを作れる所にはベンチを置きますと言っておられましたが、その事業はどうなりましたか。そういったことも含めて、特に高齢者が安心して歩行できる、ところどころにベンチがあれば、公共施設やバス停、広い歩道へのベンチの設置についての見解を求めます。

ということで1番、「のるーと粕屋」のミーティングポイントや駕与丁公園など

のベンチ、ちょっとこの駕与丁公園はそれるので時間がありませんから、ちょっと省きます。設置の取組、だから、「のるーと粕屋」のミーティングポイントにちょっと限らせていただきます。福祉バスは前そうしてありましたからね。そしてあと2、3は後で申し上げますから、とにかく1番のお答えをください。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

「のるーと粕屋」のミーティングポイントのベンチにつきましては、ふれあいバスのバス停を引き続き利用している22か所に設置をしております。新たな設置につきましては、歩行者の通行の支障がない場所で、ミーティングポイント利用者数を鑑みて、道路管理者と協議の上で、適切な所に設置を検討いたします。また、駕与丁公園の所も言ってありましたが、駕与丁公園につきましては、昨年度、寄附者による設置によりまして2基増やしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ということは、福祉バスでベンチを置かれるのは、もう置ける所は全部置かれて、それが22か所っていうふうに考えてよろしいでしょうか。それともその事業は、町長がよく公約でもおっしゃってたような気がするんです、ベンチ配置は。だからそれが今どういうふうな考えでどうなってるのかがちょっと知りたいのでここに書きました。そのことのお答えいいですか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、所管課のほうはちょっといないんですね。福祉課がその当時にふれあいバスの関係でしてました。それから異動があって、私の記憶では相当数増やしてます。ただ、先ほど都市計画課長が言いましたように、道路の通行に支障がある箇所が意外と多いんですよ。本当にそれは歩道幅を広げばいいんじゃないかと言われるけど、車道は狭くなります。非常に危なくなるという、非常にそれでもう、何かジレンマに陥るような、狭小な歩道しかなくて、だから、それは除いた所でできる限りのベンチを置きました。

これは結論的なことになるかもしれませんが、私もベンチという概念で言うと、例えば、2人とか3人座れるような長いベンチ、想像しますよね。そうじゃなくて、1人でも座れるような、本当にこれは福岡市がよくやってるんですけど、例え

ば、ちょっとした影に一人用のベンチを、ベンチと言いましょうか、箱みたいなものですよ。それを置くだけでも、保護者の方々、高齢者の方々が非常に安心してくつろげる。そういったこともベンチプロジェクトとして、今後、考えていきたいと思います。結論になりましたかね。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

実は、私はそれも見ました。たまたま博多駅のほうに行く用事がありまして、そしたらそのベンチがあって、ベンチプロジェクトっていう名前で、どなたでもお座りください。それからもうちょっと先に行くと、横断歩道のちょうど場所が邪魔にならない所に、丸い石のベンチを置いてありまして、全国的に検索してみると、ベンチプロジェクトという名前で事業を行っている所はそうないみたいで、先進的な事業なのかなあと思いました。

うちの町は、本当に歩道が無くて道路も狭いけれども、だから置ける所にはそういうものを置くという逆転の思想で、私は何箇所かそれを見つけました。その高齢者の方が、町は何にもしてくれないって、いえ、そんなことはないですよって言いたいので、一生懸命。それでこれをちょっと皆さんに提案、今後の流れで、そのときにベンチプロジェクトの話を持ち出していいもんかどうか迷ってましたが、町長のほうがそういうふうにおっしゃってくださったので、ありがたいなと思っています。

次もう一つ、原町地域周辺のことになるんですけども、この2番目の原町駅の無人化の時間中に待合室を。私も本当、これは気が付かなかったんですけど、困ったなと思いました。とてもいい場所だったので。それでそれから、長者原駅周辺のいろんなにぎわい構想の、今協議会で話合いがあってますけど、その中に、例えば、ベンチという視点で物事を進めていかれている計画などは、今のところ構想の段階なので言えないとおっしゃるかも分かんけど、町の方角としてはどういうふうに考えておられるのか。その2、3を含めてお願いいたします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

まず、原町駅の待合室の件なんですけど、本田議員がおっしゃっておりますとおり、駅員がいらっしゃる時間帯に開けていただき施錠してもらってます。そういった所から、利用できない時間というのがございます。開きの利用者の方に対しては、問合せがあったときは駅の構内のほうのベンチがありますので、そちらを御利

用くださいということはお伝えしてます。

次に、昨年度から長者原駅・原町駅周辺のまちづくり基本構想の策定をやっておるんですけど、その中で、日常生活で気軽に利用できるベンチ等が設置された休憩スポットなど、交流のきっかけとなるような小さな仕掛けづくりという提案がっております。それで、この長者原駅・原町駅周辺まちづくり基本構想につきましては、本年度に、昨年度の議論を土台としまして、さらにその構想のブラッシュアップを進める予定にしております。そうしたところで、この休憩スポットなどの交流のきっかけとなるような小さな仕掛けづくりの提案につきましては、また基本構想に反映できるように、このまちづくり研究会の中でも議論をしていきたいと考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

計画が進むようでうれしいです。やっぱり物質的な豊かさよりもちょっとそういう提案をして、それが可能になった。しかも大きな費用はかからない。そこで、近隣の町民の方と対話が生まれるっていう、そういう穏やかなまちづくりっていうのを目指していけたら、もともと粕屋町はそういう地域であると思います。

それで、九大農場跡地もいろんな問題を抱えておられるでしょうが、大きなことはなくて、でも基本構想の中にこれだけは入れておくというしっかりしたもの。それが、公共公益施設っていうふうに私は捉えているんですけど。そうすることで町民の皆さんにいろんな御意見を聞き、提案を聞くという流れを作っていただけたら、10年後の粕屋町はもっともっと住みやすい、本当にいろんな所から人が寄って来られるまちになると思うので、そういうふうなことを進めていただけるようによろしく願いいたします。

以上でございます。

(12番 本田芳枝君 降壇)

○議長 末若憲治君

以上で、3日間にわたりました「一般質問」は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時20分)

令和8年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和8年6月16日（火）

令和8年第2回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和8年6月16日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良	9番 川 口 晃
2番 牟 田 口 直 輝	10番 田 川 正 治
3番 川 崎 尚 子	11番 小 池 弘 基
4番 古 家 昌 和	12番 本 田 芳 枝
5番 田 代 勘	13番 宮 崎 広 子
6番 杉 野 公 彦	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 福 永 善 之	16番 末 若 憲 治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 臼 井 賢太郎 議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 恵 良 章 治	総 務 部 長 新 宅 信 久
住民福祉部長 古 賀 みづほ	都市政策部長 田 代 久 嗣
教 育 部 長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
地域共創課長 青 木 裕 次	財 政 課 長 吉 田 勉

税 務 課 長	高 榎 元	住 民 課 長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	こども家庭センター課長	山 田 由 紀
高齢者支援課長	筒 井 薫	福 祉 課 長	渋谷 香奈子
都市計画課長	井 手 正 治	産業振興課長	稲 永 剛
学校教育課長	渋谷 啓 之	社会教育課長	石 川 弘 一

(開議 午前 9 時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、改めましておはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

○議長 末若憲治君

議案第39号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第41号から議案第54号までの「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」、議案第55号「粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「工事請負契約の締結について」、議案第64号「財産の取得について」、以上、総務建設常任委員会関連18議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇)

○5番 田代 勘君

議案第39号、議案第41号から議案第55号、議案第61号、議案第64号まで、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して報告をいたします。

初めに、議案第39号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和8年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、「粕屋町税条例」の一部が改正されたものでございます。今回の改正の主な内容といたしましては、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、関係する条文を削除するとともに、軽自動車税種別割を軽自動車税と名称を改めるなど、法改正に伴う所要の規定の整備等が行われたものでございます。「地方自治法」第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであり、令和8年3月31日に専決処分がなされました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求められたものでございます。

委員会の中で、条例の改正に伴い、税収がどのくらい減収となるかという質疑では、軽自動車税環境性能割の廃止に関するもの、個人住民税住宅ローン控除の適用期限延長に関するものは、国から減税分が補填される予定。固定資産税免税点の変更に関するものは対象とならず、約150万円減収との回答でございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり承認

すべきと決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第41号から議案第54号は、「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」でございます。

粕屋町農業委員会委員の任期が、本年7月24日をもって満了することに伴い、「粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」第2条の規定により、14名の方を粕屋町農業委員会委員に任命するため、「農業委員会等に関する法律」第8条1項の規定により、議会の同意を求められたものでございます。

農業委員につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業に関する識見を有するほか、利害関係を有しない者を含めなければならないこと、国等から女性や青年の登用促進を求められていることから、今回、一般公募で中立委員でもある女性委員3名が選出されております。14名の方の住所、氏名、生年月日、経歴につきましては、議案書に記載しておりますので御覧ください。なお、任期につきましては、令和8年7月25日からの3年間となります。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、議案第41号から議案第54号まで、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第55号は、「粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、戸原西地区において、新たに地区計画及び地区整備計画が決定されたことに伴い、条例適用区域として追加するものでございます。戸原西地区地区計画では、福岡インターチェンジ周辺において、流通業務施設の立地誘導及び集約化を図るとともに、周辺環境に配慮した新市街地の形成を目指すというものです。

総務建設常任委員会で、慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第61号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、農業用取水施設であります有崎井堰の改修工事を実施するもので、有崎井堰は、昭和44年の竣工から57年が経過し、部材の老朽化が進んでおります。また、各設備の更新が必要となっております。主な工事内容といたしましては、扉体の側部及び下部の水密ゴム、油圧配管、シーブ、ガイドローラー、ワイヤーロープの取替え、扉体塗装、擁壁及び操作室のひび割れ補修を行うものでございます。この工事を実施するに当たり、4月30日に指名競争入札を行いましたところ、日東河川工業株式会社 九州営業所 所長 牛嶋直幹が、工事請負金額8,305万で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の

議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月15日までとなります。財源といたしましては、国の補助事業である農業水路等長寿命化防災・減災事業と臨時石炭鉱害復旧井堰管理基金を活用して実施します。

委員会の中では、昨年の扇上堰改修工事では、条件付一般競争入札であったが、今回、有崎井堰改修工事では、指名競争入札となった背景はという質疑では、前回、条件付一般競争入札を行って、応札が1社だったということで、指名競争入札とした。また、今回、国の補助事業である農業水路等長寿命化防災・減災事業を活用したということで、今後、仲原・別府地区の開発が予定されているが、営農上の効果があるのかの質疑に対し、井堰機能保全計画及びその工事は、農振農用地が受益にあることが条件となっていることで、開発が進んだとしても、3haから4ha、農振農用地が残るので大丈夫であるとの回答でございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第64号は、消防ポンプ自動車買換えによる「財産の取得について」でございます。

粕屋町上大隈区が受持ちでございます、第2分団の消防ポンプ自動車は、購入から19年が経過しているため、老朽化によりポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができないおそれがありますので、買換えを行うものでございます。消防ポンプ自動車を購入するに当たり、条件付一般競争入札を行い、株式会社九州防災センター 代表取締役 永江昭浩が、2,838万円で落札されましたので、この者と物品売買契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。なお、納期につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月31日までとなります。財源につきましては、令和8年度福岡空港環境整備助成事業助成金を活用して実施されます。

委員会の中で、福岡空港環境整備助成事業が適用された理由はという質疑では、空港からの距離が条件となる中、第2分団格納庫が対象範囲に含まれるとの回答でございました。また、町として、分団として中間検査の計画、また中間検査での分団要望に基づく変更についての質疑では、現地での中間検査については、令和2年以降行っていない。今年度に関しても予定はない。金具の種類や取付位置など、契約範囲内であれば対応可能であり、業者とのやり取りの中で微調整は行っていくとの回答でございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第39号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 末若憲治君

次に、議案第41号から議案第54号までの「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」、こちらの14件は人事案件につき、先例申合せ事項により討論を省略し、これより、議案第41号から議案第54号まで一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

それでは、議案第41号から議案第54号までの14件を一括して採決いたします。

議案第41号から議案第54号までの14件に対する委員長の報告は、全て同意であります。これら14件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第41号から議案第54号までの14件は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第55号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第61号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第64号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

○8番 福永善之君

議案64号、消防車の購入における財産の取得に反対します。

反対の理由は、粕屋町に非常備消防として14台の消防車を所有する必然性を感じないからです。粕屋町は現在、常備消防である中部消防署を大川地区に、また同署の西出張所を仲原地区に設置しています。非常備消防として役場職員で構成される本部分団を含め13分団、合計14分団、14台の消防車を所有しています。つまり、町の中心部に非常備消防の本部分団、また中心部から対極に常備消防の二つの消防署が設置されています。粕屋町の面積は14.13km²。平坦で町の中心部である粕屋町役場からどの方向へも、2km行けば他自治体との境界になる小さな自治体です。

以前は常備消防が無く、非常備消防が消防車を所有するという意義はあったのですが、現在は常備消防が設置され、火災時の常備消防と非常備消防の役割分担があるのではないのでしょうか。年間発生する火災の確率はどうか。火災時に非常備消防の消防車の役割はどうか。分団ごとに消防車を所有する必然性はどうか。私は、消防団の役割は火災時の対応もありますが、最大の役割は災害時のマンパワー、町の要請の下に動いてくれる組織としての位置づけだと考えています。

この事案は、行政運営における構造的問題の典型的な一例です。新しい設備を得たら古い設備をやめるなど、事業の見直しができない。このことが、最終的には行政コストの増大を招き、住民への税負担が増大するという結果を及ぼすことになるのではないのでしょうか。1km²に消防車1台を所有する必然性はない、という観点から、この議案に反対します。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

田代議員。

○5番 田代 勘君

一議員として発言をさせていただきます。議案第64号、消防ポンプ車買換えによる「財産の取得について」、賛成の立場から討論を行います。

近年、全国各地で大規模災害が発生しており、能登半島地震や大規模林野火災においても、消防団が地域防災の最前線で大きな役割を果たしていました。本町においても、住民の生命、財産を守るため、消防団は火災対応だけではなく、風水害の警戒活動や避難支援など、地域防災の中核として重要な役割を担っております。

今回の消防ポンプ自動車の更新は、単なる車両の買換えではございません。老朽化した車両による故障リスクを解消し、災害時に迅速かつ確実な活動を行うための重要な投資でございます。また、消防団員の確保が課題となる中、安全で活動しやすい環境を整えることは、地域防災力の維持向上にもつながります。災害への備えは、何も起こらない平時だからこそ進めておかねばなりません。住民の安全・安心を守るため、本議案は必要不可欠なものと考えます。

以上のことから、本議案に賛成をいたします。

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

○12番 本田芳枝君

議案64号「財産の取得について」、1 消防ポンプ車としての耐用年数、2 地域防災としての消防自動車の活用の視点から、賛成討論を述べたいと思います。

消防団配備車両としての更新基準は、15年から20年程度と聞いています。今回、19年たったということ。それから、たとえ走行ができて、ポンプ性能の低下、故障時の修理困難、災害時に故障するリスクがあり、有事の際に確実に機能するかどうかの判断が大切だと思います。火災や自然災害はいつ発生するか予測ができず、いざというときに確実に機能する車両を備えることは、またそれが各地域にある、備えるということの大切さであり、それを応援するというのは、町の責務であり、町民からのエールを送ることになると思います。そういう意味を持ちまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第56号「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」、議案第62号「工事請負契約の締結について」、議案第63号「工事請負契約の締結について」、議案第65号「財産の取得について」、以上、文教厚生常任委員会関連5議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

○13番 宮崎広子君

御報告いたします。議案第40号は、「専決処分の承認を求めることについて」です。

「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和8年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、「粕屋町国民健康保険税条例」の一部が改正されたものです。今回の改正内容は、令和8年度から、新たに子ども・子育て支援納付金分が保険税に追加して徴収することが定められたもの、また、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しが行われたものです。

「地方自治法」第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであったので、令和8年3月31日に専決処分がなされました。よって、同条第3項の規定によりこれが報告され、承認が求められたものです。

審査の中で、改正による世帯数への影響について具体的な数値はという質疑に対し、7割軽減対象世帯が52世帯増加、5割軽減対象は61世帯減少、2割軽減対象は

20世帯増加しており、所得が低下し7割軽減へ移行した世帯が若干数おられることが背景にもあると分析。また、課税限度額に到達する世帯数は、医療分で141世帯から136世帯に、支援金分で131世帯から111世帯に減少する見込み。介護分では63世帯から67世帯に増加、新設の子ども分では89世帯が限度対象となるという回答でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、賛成多数で原案どおり承認すべきと決したことを御報告いたします。

議案第56号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」です。

粕屋町教育委員会委員の舎川真理氏が、本年8月8日をもって任期満了となり退任されるため、新たに本原良光氏を教育委員に任命したく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。本原氏の経歴につきましては、資料に添付もありますが、教育委員としての識見・人格共に優れた方です。任期は、令和8年8月9日からの4年間です。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり同意すべきと決したことを御報告いたします。

議案第62号は、「工事請負契約の締結について」です。

本議案は、粕屋西小学校第1期大規模改修工事を実施するためのものです。粕屋西小学校校舎は、塗装の剥がれ、屋上防水の劣化など、老朽化が進んでいるため、今後、長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう、3か年に分けて大規模改修工事が計画されているところです。今回の工事の内容としましては、校舎の建具改修、外壁改修、防水改修等が行われます。この工事を実施するに当たり、5月14日に条件付一般競争入札を行ったところ、香椎・酒井特定建設工事共同企業体 代表者 香椎建設株式会社 代表取締役 城戸崇吉が、工事請負金額5億9,840万円で落札したので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決が求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月31日までとなります。財源は、学校施設環境改善交付金を活用して実施されます。

審査の中で、入札で応札する業者が1社だけであったことについての質疑に、近年の物価上昇の影響を受けていることや人材不足の影響もあると考えられるという回答でした。議員間討議では、予定価格が低いことや同時期の大型案件との重複により、敬遠されたのではないかとということが討議されました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決したことを御報告いたします。

議案第63号は、「工事請負契約の締結について」です。

本議案は、仲原保育所移転改修工事を実施するものです。町立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、令和7年度末で閉園した仲原幼稚園を定員60人規模の保育所施設に改修し、令和9年4月から仲原保育所として運営を開始させるため整備するものです。この工事を実施するに当たり、5月19日に条件付一般競争入札を行ったところ、因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額3億5,827万4,400円で落札したので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決が求められたものです。なお、工事期間は、契約効力発生の翌日から令和9年2月26日までです。財源は、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施されます。

審査の中で、駐車場への一方通行で付近道路の渋滞が起こらないのかという質疑に、場内誘導を行い渋滞が起こらないように計画するとの答弁。また、応札が1社であったが、条件付一般競争入札の条件は何かという質疑に、地域要件と実績を条件としているとの答弁。また、少子化により園児の減少があると思うが、保育所としての役割を終えた次のステップを考えているかという質疑に、子どもの減少については、町全体の施設配置を含めて考えていかなければならないと思うという回答でした。議員間討議では、予定価格の低さや条件の厳しさが応札数の減少につながった。条件に実績を入れる必要はないのではないかなどの意見が出されました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決したことを報告いたします。

議案第65号は、粕屋町立小中学校学習用タブレット端末の購入による「財産の取得について」です。

本議案は、文部科学省GIGAスクール構想における、学習用タブレットの児童生徒一人1台端末整備から5年が経過し、更新時期を迎えたため、新たにタブレット端末5,301台を購入するものです。この購入に当たり、粕屋町が参加している福岡県GIGAスクール推進協議会が、学習用タブレット端末の共同調達、公募型プロポーザルを行ったところ、株式会社内田洋行 九州支店 支店長 坂口秀雄が受託候補者として選定されたので、この者と物品購入価格2億5,225万3,386円で契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。なお、契約期間については、契約効力発生の翌日から令和8年8月31日までとなります。財源は、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用して実施されます。

審査の中で、共同調達の仕組みについての質疑に、県が実施したプロポーザルで業者が1社に決定され、参加自治体は全て同じ単価で契約することが決定されたと回答。また、端末の使用について64GBで容量不足の問題はないのかという質疑に、文科省の基準を上回る仕様であり、現行の32GBの倍であることが説明されました。

議員間討議では、ICT教育推進が子どもの認知能力や言語能力を低下させていくという海外の事例から懸念する意見や、高額な予算が投じられている以上、効果的な活用がなされているか、粕屋町として統一した活用方針を出すべきだなどの意見が出されました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決したことを報告いたします。

以上で御報告を終わります。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第40号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

○10番 田川正治君

議案40号、国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分に反対します。

この専決処分は、国民健康保険の加入世帯に対して、医療保険目的で徴収した国民健康保険税を医療費保険以外の他の目的の事業に充てると。今回は、この子ども・子育て支援納付金に流用するという内容になっております。医療保険として集めた税金、これを他の目的で流用するならば、今から負担は限りなく増えていくことにつながります。それは国民健康保険だけでなく、後期高齢者医療保険また協会けんぽや組合、共済組合、建設国保や理髪店組合など、あらゆる健康保険に、同様にこの保険料を上乗せすることによって負担を増えていく内容です。

これまで国は、社会保障関連の伸びに必要な1,500億円、毎年抑制・削減していきます。さらに今回は、医療費関連の予算4兆円削減について、子育て支援の予算1兆円の財源を確保する。そのために、医療保険料などに上乗せして負担を押し付けるものです。国民健康保険の加入世帯の中で、年間200万円の所得で言えば、4人家族、子どもが2人の場合、21万円。この保険税に上乗せして、子ども支援金として約9,000円、保険税負担になります。子育て支援は優先課題ということは、大事です。しかし、財源を医療保険料に上乗せする、そして徴収するということでは

くて、国は聖域とする軍事費とかいろんな予算削減して、そして子育て優先という立場で支援金を、財源を公費で集める。そして負担して実施していく。このことこそ大事だというふうに思います。

以上をもちまして、この専決処分に対して反対討論とします。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

○8番 福永善之君

議案40号、国民健康保険税の限度額の引上げの条例改正案に反対します。

反対の理由は2点あります。1点目は、この会計の赤字の埋め合わせに所得の高い層へ負担増を押し進めるやり方に賛同できないからです。2点目は、現行の医療分、支援分、介護分の3項目に子ども分を創設し、4項目体制とし、今後、税率や税額を変える権限がある運営側の決めたことに対し、加入者側が異議を唱えることが難しいからです。

近年の賦課限度額は、令和4年が102万円、令和5年が104万円、令和6年が106万円、令和7年が109万円、そして今回の改正案で、令和8年度が113万円。民間が運営する保険はインセンティブが働くのが一般的です。しかしながら、行政が運営する保険は病院にかからず、保険は使わないよう努力している人に対し、負担増を要求しインセンティブが働かない。この流れから想定すれば、令和9年、限度額が上がるかもしれない。据え置きだったとしても、令和10年には上がる可能性を否定できません。所得の高い人にとってインセンティブが働かない保険に加入したいと感じるのでしょうか。最低限インセンティブが働く保険制度に変えていくべきではないのでしょうか。

医療費の高騰を抑えるための施策。例えば、延命治療への保険の適用をやめる、安楽死を認める、尊厳死を認めるなど、近年、高額な国民健康保険税に対し、勤務実態が無いにもかかわらず社保に入り、国保逃れという問題が全国で報告されています。国保逃れはけしからんというのではなく、なぜ国保逃れをしなければならないのか、運営側も考えるべきでしょう。

以上の観点からこの議案に反対します。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第56号は人事案件につき、先例申合せにより討論を省略し、これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第62号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第63号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第65号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

議案第57号「令和8年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第58号「令和8年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第59号「令和8年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第60号「令和8年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上、予算決算常任委員会関連4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤予算決算常任委員会委員長。

(予算決算常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

○15番 安藤和寿君

議案第57号「令和8年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、各分科会審査から全体会審査に議長除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ報告をいたします。以降の議案第58号から60号までも同じでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,007万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を224億8,107万4,000円とするものです。歳入の主なものとしたしましては、特定財源である県支出金を1,318万5,000円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から2,284万2,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものとしたしましては、私立保育所等への給食材料費高騰に対する支援を行うため、私立・町外保育施設等運営事業費を2,637万1,000円増額するものです。

この度の補正予算は、システム改修に関わるものが多く、職員の負担増になっている。この改修費が当初予算ではなく、補正予算に計上され偏っている。国のスケジュールにより市町村にしわ寄せが来ているなどの委員会での意見がありました。

予算決算常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第58号「令和8年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億9,747万8,000円とするものでございます。歳入としては、国庫支出金を5万5,000円増額し、歳出としては、総務費を5万5,000円増額するものです。概要は、マイナンバーカード・保険証一体化に伴う周知広報のリーフレット作成費を補正するものです。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第59号「令和8年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,918万3,000円とするものです。歳入としては、繰入金金を52万8,000円増額し、歳出としては、総務費を52万8,000円増額するものです。

概要は、資格確認書、資格情報お知らせ郵送料及び保険料通知同封リーフレット封入作業委託料の補正です。国の方針変更について質疑があり、85歳以上の全員と84歳以下のマイナ保険証での受診頻度の少ない方々へ送付することに変更されたとのことでした。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第60号「令和8年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告をいたします。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,555万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,554万1,000円とするものです。歳入は、国庫支出金を610万9,000円、県支出金を279万3,000円、繰入金金を665万6,000円増額するもので、歳出は、総務費を104万8,000円、地域支援事業費を1,451万円増額するものです。

概要は、令和8年度8月からの法改正に対応するシステム改修費及び人件費の増額分です。

予算決算常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり可決すべきこ

とに決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(予算決算常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

○議長 末若憲治君

本案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っています。

よって、質疑を省略し、これより議案第57号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第58号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第60号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

次に、日程第5. 「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）の調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言席での発言の申出がおりますので、これを認めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

○町長 箱田 彰君

去る6月5日に招集をいたしました今議会におきましては、農業委員会委員の任命同意、工事請負契約の締結や令和8年度補正予算案など、数多くの議案等の審議を賜り、活発かつ貴重な御意見を頂戴しながら、全ての議案等に可決、承認を頂きました。誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

さて、一般質問で安藤議員から御質問がありました3期目への出馬の意向でございますが、御支援いただいております方々や関係者の皆さんと御相談、協議をいたしました。その結果、議員の皆様や多くの町民の方々の熱い御支援を頂いていることを私自身、重く受け止め、これまでも、これからもますます発展していくであろうこの町の成長を担うべく、3期目への挑戦を行う決意を固めたところでございます。

がむしやらに突き進んだこの2期8年でございましたが、魅力と可能性を秘めたこの町の将来性を皆さんが実感することができ、そして市制を目指したウェルビーイングなまちづくりに更に全力で取り組む、新たな決意を持って臨みたいと思っております。ここでお時間を頂戴しながら、次なる目標について触れたいと思います。

まず、町制施行70周年のキャッチフレーズ「人がつながる 夢が広がる 粕屋

町」へを、3期目に臨む目標といたします。2期8年で積み重ねた実績の上に立ち、町制施行70周年の節目を迎えるこの時に、将来にわたり力強く発展し続けるまちづくりを進めていきたいと考えます。

まず、「子育てしやすいまちづくり」として、小中学校給食費、保護者負担の軽減、いわゆる無償化の恒久化を目指したいと思います。そして、学童保育所の増設、拡充、夏休み期間中の弁当注文の実施を行っていききたいと思います。また、子どもの居場所づくりの拡大にも努めます。

次に、「住みやすいまちづくり」として、オンデマンドバス、いわゆる「のるーと粕屋」の利用拡充とベンチプロジェクトの推進を図っていきます。九州大学農場跡地の新たな市街地形成に向けた具体的検討に着手、また、デジタル化、DXによる電子申請等を推進し、書かない、行かない窓口を実現し、窓口時間の短縮の実現を図ります。

次に、「誇れるまちづくり」として、駕与丁公園の魅力倍增計画とともに、ワンヘルスの推進に努め、シティプロモーションの推進やかすたまちゃん関連イベント開催による関係人口、転入増の拡大につなげていきます。また、企業立地、住宅開発の積極的な推進で更に活気溢れる町を目指します。

最後に、「安心して生活できるまちづくり」として、全庁的な総合防災訓練の実施や、民間防災士と協力した自主防災組織の機能強化による自助、共助、公助を強力に進めてまいりたいと思います。人口5万人が間近に迫る町として、住民の皆さんとのタウンミーティングにより意見交換や情報の共有を行い、市制を目指すための環境を醸成していきます。

以上、主なものを申し上げましたが、3期目の町政を担うことができれば、この愛する粕屋町の持続可能な発展に全身全霊を傾け、皆様の信頼と負託に応えられるよう全力を尽くします。これからも熱い御支援を衷心よりお願いして、今議会の閉会に当たっての御挨拶といたします。

ありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

今定例会におきましても、各議案について慎重な御審議をいただき、円滑な議会運営に御協力をいただきました議員各位、また執行部の皆様に心より感謝を申し上げます。

今定例会では、試行的な取組として、議会モニターの方によるフリースピーチを

実施いたしました。町民の皆様の率直な声を直接お聞きすることができ、議会にとって大変貴重な機会になったと考えております。頂いた御意見を、今後も議会運営にしっかりといかしてまいりたいと考えております。

また本日、箱田町長より、次期町長選挙への出馬の意向が表明をされました。町民の皆様にとって、今後の粕屋町のまちづくりを考える大きな節目になるものと受け止めております。これからも挑む議会、一步先への理念の下、町民の皆様の声を力に変え、対話から実践へ新たな連携と行動を生み出しながら、より良い粕屋町の未来を共につくる議会を目指してまいります。

以上をもちまして、令和8年第2回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、令和8年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時38分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 末 若 憲 治

署名議員 堀 本 高 良

署名議員 山 脇 秀 隆